

調査結果報告書

〔平成31年2月15日〕
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員会

目次

1 総論	- 1 -
1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国	- 1 -
1-1-1 品名	- 1 -
1-1-2 銘柄及び型式	- 1 -
1-1-3 特徴	- 1 -
1-1-4 供給者及び供給国	- 1 -
1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）	- 1 -
1-2-1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 1 -
1-2-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 2 -
1-3 調査の対象とした事項の概要	- 2 -
1-3-1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 2 -
1-3-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 2 -
1-4 調査開始の経緯	- 2 -
1-4-1 指定貨物に対する不当廉売関税の課税及び課税期間の延長に係る経緯	- 2 -
1-4-2 課税期間の再延長申請	- 3 -
1-4-3 調査開始の決定	- 4 -
1-5 調査開始後の経緯	- 5 -
1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況	- 5 -
1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等	- 6 -
1-5-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等	- 9 -
1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等	- 10 -
1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等	- 12 -
1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等	- 13 -
1-5-2 質問状回答書の不備等に対する確認	- 15 -
1-5-3 追加質問状等の送付等	- 16 -
1-5-3-1 追加質問状等の送付及び回答	- 16 -
1-5-3-2 追加質問状回答書等の不備に対する確認事項の送付	- 17 -
1-5-4 代替国に係る選定通知の送付等	- 17 -
1-5-4-1 代替国に係る選定通知（1回目）	- 18 -
1-5-4-2 代替国に係る選定通知（2回目）	- 18 -
1-5-4-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等	- 20 -
1-5-5 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等	- 21 -
1-5-5-1 証拠の提出及び証言	- 21 -
1-5-5-2 対質の申出	- 21 -
1-5-5-3 意見の表明	- 21 -

1-5-5-4 情報の提供	- 22 -
1-5-6 現地調査	- 22 -
1-5-6-1 本邦生産者に対する現地調査の実施	- 22 -
1-5-6-2 代替国生産者に対する現地調査の実施	- 22 -
1-5-6-3 本邦生産者及び代替国の生産者に対する現地調査後の手続	- 23 -
1-6 秘密の情報	- 23 -
1-7 証拠等の閲覧	- 24 -
1-8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘	- 24 -
1-9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用	- 26 -
2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそ れに関する事項	- 27 -
2-1 不当廉売された指定貨物の輸入の事実	- 27 -
2-1-1 総論	- 27 -
2-1-1-1 調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方	- 27 -
2-1-1-1-1 調査対象貨物	- 27 -
2-1-1-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物	- 27 -
2-1-1-2 不当廉売差額の基本的考え方	- 27 -
2-1-1-3 正常価格の算出の基本的考え方	- 28 -
2-1-1-3-1 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方	- 29 -
2-1-1-4 輸出価格の算出の基本的考え方	- 29 -
2-1-1-5 端数処理の基本的考え方	- 29 -
2-1-2 市場経済条件の浸透事実	- 29 -
2-1-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事 実の基本的考え方	- 29 -
2-1-2-2 市場経済条件の浸透している事実に関する検討	- 30 -
2-1-2-3 中国政府による産業界に対する関与	- 30 -
2-1-2-3-1 中央政府による関与	- 30 -
2-1-2-3-2 地方政府による関与	- 34 -
2-1-2-4 国内生産者における状況	- 39 -
2-1-2-4-1 資本関係等	- 39 -
2-1-2-4-2 その他	- 43 -
2-1-2-5 結論	- 44 -
2-1-3 代替国候補の選定及び正常価格	- 44 -
2-1-3-1 代替国候補の選定	- 44 -
2-1-3-2 代替国の正常価格	- 45 -
2-1-4 調査対象者	- 46 -
2-1-4-1 Guizhou Redstar Dalong	- 46 -
2-1-4-1-1 本邦向け輸出価格	- 46 -
2-1-4-1-2 通貨の換算	- 46 -
2-1-4-1-3 不当廉売差額率	- 46 -
2-1-4-2 その他の供給者	- 47 -
2-1-4-2-1 不当廉売差額率	- 47 -
2-1-5 不当廉売された貨物の輸入の事実についての結論	- 47 -
2-2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発す	

るおそれ.....	- 47 -
2-2-1 総論	- 47 -
2-2-2 供給者の余剰生産能力	- 48 -
2-2-3 供給者の将来の生産.....	- 49 -
2-2-4 中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在	- 49 -
2-2-5 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在	- 50 -
2-2-6 中国を原産地とする EMD の不当廉売輸入が継続するおそれの結論	- 51 -
3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定され た期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項.....	- 52 -
3-1 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実.....	- 52 -
3-1-1 同種の貨物の検討	- 52 -
3-1-1-1 物理的及び化学的特性	- 52 -
3-1-1-2 製造工程	- 53 -
3-1-1-3 流通経路	- 53 -
3-1-1-4 価格体系	- 53 -
3-1-1-5 用途	- 54 -
3-1-1-6 代替性.....	- 54 -
3-1-1-7 貿易統計上の分類	- 55 -
3-1-1-8 同種の貨物の認定に係る証拠の提出及び意見の表明.....	- 55 -
3-1-1-9 同種の貨物の検討についての結論	- 56 -
3-1-2 本邦の産業	- 57 -
3-1-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物 の価格に及ぼす影響.....	- 58 -
3-1-3-1 当該輸入貨物の輸入量	- 58 -
3-1-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響	- 60 -
3-1-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦 産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論	- 63 -
3-1-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響.....	- 64 -
3-1-4-1 マクロ指標	- 64 -
3-1-4-1-1 生産高（生産量）	- 64 -
3-1-4-1-2 生産能力・操業度（稼働率）	- 65 -
3-1-4-1-3 在庫	- 65 -
3-1-4-1-4 販売及び市場占拠率.....	- 66 -
3-1-4-2 ミクロ指標	- 67 -
3-1-4-2-1 利潤	- 67 -
3-1-4-2-2 投資及び投資収益.....	- 68 -
3-1-4-2-3 資金流出入（キャッシュフロー）	- 69 -
3-1-4-2-4 資金調達能力.....	- 70 -
3-1-4-2-5 雇用	- 70 -
3-1-4-2-6 賃金	- 70 -
3-1-4-2-7 生産性.....	- 71 -
3-1-4-2-8 成長	- 71 -
3-1-4-2-9 国内価格に影響を及ぼす要因	- 72 -
3-1-4-2-10 不当廉売価格差の大きさ	- 74 -

3-1-4-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る本邦生産者からの証拠の提出及び意見の表明並びに当該意見等の検討	- 75 -
3-1-4-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論	- 76 -
3-1-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論.....	- 76 -
3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ.....	- 77 -
3-2-1 将来における当該輸入貨物の輸入.....	- 77 -
3-2-2 将来における本邦の EMD 市場規模	- 78 -
3-2-3 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについての結論.....	- 79 -
4 最終決定の基礎となる重要な事実に対する反論及び再反論、並びにこれらに係る調査当局の見解.....	- 82 -
4-1 調査の経緯に関する事項	- 82 -
4-1-1 重要事実の通知	- 82 -
4-1-2 重要事実に対する利害関係者からの意見	- 82 -
4-1-3 秘密の情報	- 82 -
4-1-4 証拠等の閲覧.....	- 83 -
4-2 「2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論等の検討	- 83 -
4-2-1 Guizhou Redstar Dalong からの反論等に係る検討.....	- 83 -
4-2-1-1 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方に係る反論等の検討.....	- 83 -
4-2-1-1-1 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方に係る反論	- 83 -
4-2-1-1-2 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方に係る反論に対する再反論.....	- 83 -
4-2-1-1-3 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方に係る反論等の検討.....	- 84 -
4-2-1-2 市場経済条件の浸透している事実に関する検討に係る反論等の検討	- 84 -
4-2-1-2-1 市場経済条件の浸透している事実に関する検討に係る反論....	- 84 -
4-2-1-2-2 市場経済条件の浸透している事実に関する検討に係る反論に対する再反論.....	- 85 -
4-2-1-2-3 市場経済条件の浸透している事実に関する検討に係る反論等に係る検討	- 85 -
4-2-2 蝶理からの反論等に係る検討	- 86 -
4-2-2-1 代替国の正常価格等に係る反論等の検討.....	- 86 -
4-2-2-1-1 代替国の正常価格等に係る反論.....	- 86 -
4-2-2-1-2 代替国の正常価格等に係る反論に対する再反論	- 86 -
4-2-2-1-3 代替国の正常価格等に係る反論等の検討	- 87 -
4-2-2-2 供給者の余剰生産能力に係る反論等の検討	- 88 -
4-2-2-2-1 供給者の余剰生産能力に係る反論	- 88 -
4-2-2-2-2 供給者の余剰生産能力に係る反論に対する再反論	- 88 -

4-2-2-2-3 供給者の余剰生産能力に係る反論等の検討	- 88 -
4-3 「3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事 実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る 反論等の検討	- 89 -
4-3-1 同種の貨物に関する反論等の検討	- 89 -
4-3-1-1 同種の貨物に関する反論	- 89 -
4-3-1-2 同種の貨物に関する再反論	- 90 -
4-3-1-3 同種の貨物に関する反論等の検討	- 91 -
4-4 不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれについての結論に係る反論等に係る検 討	- 92 -
4-4-1 不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれについての結論に関する反論	- 92 -
4-4-2 不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれについての結論に関する再反論	- 92 -
4-4-3 不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれについての結論に係る反論等の 検討	- 93 -
4-5 重要事実を支持する意見	- 93 -
4-6 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論	- 93 -
5 不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれについての結論	- 94 -

1 総論

1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国

- (1) 調査対象貨物とは、下記「1-1-1 品名」から「1-1-4 供給者及び供給国」までに該当する貨物であって、本邦に輸入されたものとする。

なお、「調査対象貨物と同種の貨物」（以下「同種の貨物」という。）は、調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、全ての点で同じではないが調査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物とする。

1-1-1 品名

- (2) 電解二酸化マンガン（以下「EMD¹」という。）

なお、二酸化マンガンのうち、電解工程を経ないで製造される化学合成二酸化マンガン（以下「CMD²」という。）及び天然二酸化マンガン（以下「NMD³」という。）については、これまでの調査と同様に調査対象貨物には含まれない。

1-1-2 銘柄及び型式

- (3) 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2820.10 号に分類される。

1-1-3 特徴

- (4) 主として、一次電池の正極材、酸化剤及びマッチの材料、塗料並びにガラス等の製造に使用される。

1-1-4 供給者及び供給国

- (5) 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

1-2-1 不当廉売された指定貨物⁴の輸入が指定された期間⁵の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (6) 平成 29 年 1 月 1 日から同 12 月 31 日まで。

¹ Electrolytic Manganese Dioxide

² Chemical Manganese Dioxide

³ Natural Manganese Dioxide

⁴ 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 20 年政令第 196 号）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる貨物をいう。以下同じ。

⁵ 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第 1 条第 1 項第 3 号に掲げる期間をいう。以下同じ。

ただし、不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。以下「政令」という。）第 2 条第 3 項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実）⁶については、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで。

1－2－2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(7) 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで。

1－3 調査の対象とした事項の概要

1－3－1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (8) 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関して、
- (ア) 指定貨物の正常価格（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）（以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）
 - (イ) 指定貨物の本邦向け輸出価格
 - (ウ) その他不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項
- について調査した。

1－3－2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (9) 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関して、
- (ア) 不当廉売された指定貨物の輸入量
 - (イ) 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業の同種の貨物の価格に及ぼす影響
 - (ウ) 不当廉売された指定貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響
 - (エ) その他不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項
- について調査した。

1－4 調査開始の経緯

1－4－1 指定貨物に対する不当廉売関税の課税及び課税期間の延長に係る経緯

⁶ 政令第 2 条第 3 項

- (10) 平成 19 年 1 月 31 日、法第 8 条第 4 項の規定による求めとして、東ソー日向株式会社（以下「東ソー日向」という。）及び東ソー株式会社（以下「東ソー」という。）の 2 者（以下、東ソー日向及び東ソーの 2 者をあわせて「東ソーグループ」という。）は、南アフリカ共和国、オーストラリア、中国及びスペインから輸入されている EMD に対する不当廉売関税の課税を申請（以下「当初申請」という。）した。
- (11) 平成 19 年 4 月 27 日、当初申請に基づく調査を開始し、その結果、南アフリカ共和国、オーストラリア、中国及びスペイン各国産の EMD について、不当廉売輸入の事実及び当該輸入が同種の貨物を生産する本邦の産業に実質的な損害を与えている事実が認められ、本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までを課税期間として、当該課税期間中に当該各国から輸入される EMD に対し、不当廉売関税を課すこととなった。
- (12) 平成 24 年 8 月 30 日、法第 8 条第 26 項の規定による求めとして、東ソーグループより、「南アフリカ、中国及びスペイン各国産の EMD に対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める申請書」（以下「課税期間延長申請」という。）が提出された。
- (13) 平成 24 年 10 月 30 日、課税期間延長申請に基づく調査を開始し、その結果、南アフリカ共和国、中国及びスペイン各国産の EMD について、不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続するおそれがあり、また、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められたことから、課税期間を平成 31 年 3 月 4 日まで延長した。

1-4-2 課税期間の再延長申請

- (14) 平成 30 年 3 月 2 日、法第 8 条第 26 項の規定による求めとして、東ソーグループより、「中華人民共和国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面」が提出された。

同月 19 日、財務大臣は、申請者に当該書面の補正を求め⁷、これに対して、同月 30 日、申請者より、「中華人民共和国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面の一部補正について」が提出された。

以下、「中華人民共和国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面の一部補正について」により補正された「中華人民共和国産の電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面」を「申請書」という。

表 1 申請者の名称及び住所

名称	住所
〔東ソーグループ〕	
東ソー日向	宮崎県日向市船場町 1 番地
東ソー	東京都港区芝三丁目 8 番 2 号

- (15) 申請者は、下記「3-1-2 本邦の産業」に記載のとおり、本邦において同種の貨物を

⁷ 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（平成 23 年）（以下「ガイドライン」という。）6.(1)

生産及び販売している者で、平成 29 年 1 月から同 12 月における当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は申請適格(本邦における総生産高の 25%以上)⁸を満たしていた。

- (16) 調査当局⁹は、平成 30 年 4 月 11 日、中国政府に対し、かかる申請があり受領した旨を通知¹⁰した。

1-4-3 調査開始の決定

- (17) 申請書を検討した結果、不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ及び不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高の 50%を超えていたこと¹¹から、調査を開始する必要があると認められたので、平成 30 年 4 月 18 日、申請書に基づく調査の開始を決定¹²し、その旨を直接の利害関係人(調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。)と認められた者に対し、書面により通知¹³(申請書の写し(開示版)を添付)するとともに、官報で告示¹⁴した(平成 30 年 4 月 18 日財務省告示第 114 号)(以下「調査開始告示」という。))。

- (18) 調査開始告示において、政令第 10 条第 1 項前段及び第 10 条の 2 第 1 項前段の規定による証拠の提出及び証言、第 11 条第 1 項の規定による証拠等の閲覧、第 12 条第 1 項の規定による対質の申出、第 12 条の 2 第 1 項の規定による意見の表明並びに第 13 条第 1 項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限を次のとおりとした。

- (ア) 証拠の提出及び証言についての期限 平成 30 年 8 月 20 日
- (イ) 証拠等の閲覧についての期限 政令第 16 条各項に規定する告示の日
- (ウ) 対質の申出についての期限 平成 30 年 9 月 18 日
- (エ) 意見の表明についての期限 平成 30 年 9 月 18 日
- (オ) 情報の提供についての期限 平成 30 年 9 月 18 日

また、同告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」及び「利害関係者等に回答を求める質問状等及び回答の提出方法等の情報は、財務省及び経済産業省のホームページで確認することができる。」旨を告示した。

- (19) 平成 30 年 4 月 18 日、中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知¹⁵(申請

⁸ 政令第 5 条第 1 項

⁹ 財務省及び経済産業省(政令第 18 条)

¹⁰ 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定(以下「協定」という。) 5.5

¹¹ 政令第 7 条第 4 項第 7 号及びガイドライン 6.(2)

¹² 法第 8 条第 27 項

¹³ 政令第 8 条第 1 項

¹⁴ 政令第 8 条第 1 項

¹⁵ 協定 6.1.3

書の写し（開示版）を添付）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、平成 30 年 10 月 15 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明¹⁶した。

なお、本件調査の開始決定に際し、平成 30 年 4 月 16 日に財務大臣から経済産業大臣に対して、及び同月 17 日に経済産業大臣から財務大臣に対して、財務大臣及び経済産業大臣は、本件調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知¹⁷した。

1－5 調査開始後の経緯

1－5－1 質問状等の送付及び回答の状況

- (20) 平成 30 年 4 月 18 日、調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者に対して、「確認票」及び「質問状」等を送付するとともに、財務省¹⁸及び経済産業省¹⁹のホームページに掲載し公表した。（以下、平成 30 年 4 月 18 日に送付及び公表した各質問状を総称して「当初質問状」という。）

なお、当該ホームページにおいて、財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、指定された連絡先まで連絡するよう求めるとともに、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

- (21) 調査当局は、確認票及び供給者質問状の送付と同時に、駐日中国大使館に対し、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た 15 者以外の者で調査対象貨物の生産及び輸出を行っている者がある場合には証拠の提出の機会を設けるため質問状を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者、輸入者及び産業上の使用者に対して、それぞれに係る確認票において、中国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本件調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

- (22) 確認票及び当初質問状の送付等の状況、並びにこれらに対する回答書の提出状況等については、「表 2 確認票及び当初質問状の送付並びに回答等の状況」のとおりであった。

なお、具体的には、下記「1－5－1－1 供給者への質問状等の送付等」、「1－5－1－2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等」、「1－5－1－3 輸入者への質問状等の送付等」、「1

¹⁶ ガイドライン 6.(3)

¹⁷ 政令第 18 条

¹⁸ http://www.customs.go.jp/tokusyu/chosakamotsu_index.htm

（以下、確認票及び質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）

¹⁹ http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/emd.html

（以下、確認票及び質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）

－５－１－４ 本邦生産者への質問状等の送付等」及び「１－５－１－５ 産業上の使用者への質問状等の送付等」において述べる。また、確認票及び当初質問状の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、自発的な証拠の提出としてこれを受理した。

表２ 確認票及び当初質問状の送付並びに回答等の状況

利害関係者等の区分	送付等の対象	確認票						当初質問状	
		回答数		うち実績あり				回答数	
		A 件	B 件	B/A %	C 件		C/B %		D 件
					生産	輸出	生産	輸出	
供給者	15	3	20%	1	2	33.3%	66.7%	2	13.3%
(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)	15	1	6.7%	1			100%		1
輸入者	10	8	80%	3			37.5%		1
本邦生産者	2	2	100%	2			100%		2
産業上の使用者	18	8	44.4%	4			50%		3

(注 1) 上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「(市場経済の条件が浸透している事実に関するもの)」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」及び「産業上の使用者」は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。

(注 2) 上表中の割合(%)の表示項目については、小数点以下 2 桁目の数字を四捨五入している。

１－５－１－１ 供給者への質問状等の送付等

(23) 平成 30 年 4 月 18 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(ア)の中国の生産者及び輸出者 15 者²⁰に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か等並びに本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」、及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」(以下「供給者質問状」という。)を送付²¹するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく指定した回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実(ファクツ・アヴェイラブル)に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

また、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合があることを明示した。

調査開始後に調査当局が知り得た供給者について、平成 30 年 6 月 13 日、下記(イ)の中国の供給者 1 者に対して調査開始決定の通知を送付²²した。

²⁰ 申請書(表 4 及び別紙 7 から 9-17 まで)

²¹ 政令第 10 条第 2 項

²² 同者が調査対象貨物の供給者である旨は当該者の関連企業の確認票回答より判明したが、当該関連企業は当該確認票回答において両者共に調査に協力しない旨を回答していたため、供給者質問状等の送付は行わなかつ

- (ア) 平成 30 年 4 月 18 日に供給者質問状等を送付した供給者
- (a) Xiangtan Electrochemical Scientific LTD. (湘潭電化科技股份有限公司) (以下「Xiangtan」という。)
 - (b) Hunan Qingchong Manganese Industry Co., Ltd. (湖南青冲錳業有限公司) (以下「Hunan Qingchong」という。)
 - (c) Guangxi Non-Ferrous Metals Group Huiyuan Manganese Industry Co., LTD. (広西有色金属集团匯元錳業有限公司) (以下「Guangxi Non-Ferrous」という。)
 - (d) Jinlong Manganese (湖南金龍錳業有限公司) (以下「Jinlong」という。)
 - (e) Guangxi Eramet Comilog Chemicals Co., Ltd (広西埃赫曼康密勞化有限公司) (以下「Guangxi Eramet」という。)
 - (f) CITIC DAMENG MINING INDUSTRIES LIMITED (中信大錳鋁業有限責任公司) (以下「CITIC」という。)
 - (g) CITIC DAMENG MINING INDUSTRIES LIMITED Daxin Branch Company (中信大錳鋁業有限責任公司大新分公司) (以下「CITIC Daxin」という。)
 - (h) Guizhou Hongxing Development Co., Ltd. (貴州紅星發展股份有限公司) (以下「Guizhou Hongxing」という。)
 - (i) Guizhou Redstar Developing Dalong Manganese Industry Co., Ltd. (貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司) (以下「Guizhou Redstar Dalong」という。)
 - (j) Redstar Development Import and Export Co., Ltd. (貴州紅星發展進出口有限責任公司) (以下「Redstar Import and Export」という。)
 - (k) GUANGXI GUILIU CHEMICAL CO., LTD. (広西桂柳化工有限責任公司) (以下「GUANGXI GUILIU」という。)
 - (l) Sumitomo Corporation (Guangzhou) Ltd. (広州住友商事有限公司) (以下「Sumitomo」という。)
 - (m) Hunan Zhenxing Chemical Industrial Co., Ltd. (湖南振興化工股份有限公司) (以下「Hunan Zhenxing」という。)
 - (n) Guangxi Jingxi County Yizhou Manganese Industry Co., Ltd. (広西靖西市一洲錳業有限責任公司) (以下「Guangxi Yizhou」という。)
 - (o) Guizhou Manganese Energy and Mining Group Co., Ltd. (貴州能鋁錳業集團有限責任公司) (以下「Guizhou Manganese」という。)
- (イ) 平成 30 年 6 月 13 日に調査開始決定の通知を送付した供給者
- (a) 【企業名】(以下「Procurement」という。)

- (24) 確認票に関して、「表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(23)(ア)の供給者 15 者のうち、確認票回答の提出期限である平成 30 年 5 月 2 日までに 1 者²³から、当該提出期限後に 2 者²⁴から、確認票回答の提出があった。
- これら確認票回答の提出があった 3 者に関して、調査対象期間中の調査対象貨物の生産又

た。

²³ Sumitomo

²⁴ Guizhou Redstar Dalong, Redstar Import and Export

は輸出の実績について、1 者²⁵から生産実績がある旨及び他の 2 者²⁶から本邦への輸出実績がある旨、並びに 3 者全てから本調査へ協力する旨の回答があった。

(25) 供給者質問状の調査項目 B から G に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 30 年 5 月 18 日までに申出はなかった。

(26) 供給者質問状に関して、「表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である平成 30 年 5 月 25 日までに回答書の提出はなく、当該期限後に、上記(24)のとおり本調査に協力を表明した 3 者のうち 2 者²⁷から回答書の提出があった。

(27) 供給者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 3 供給者質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・質問状等の送付等の日	確認票回答日	生産・輸出の実績及び協力可否	質問状回答日(調査項目 A)	質問状回答延長要望(調査項目 B～G)	質問状回答日(調査項目 B～G)
(ア) 平成 30 年 4 月 18 日に質問状等を送付した供給者						
(a) Xiangtan	4/18	—	—	—	—	—
(b) Hunan Qingchong	4/18	—	—	—	—	—
(c) Guangxi Non-Ferrous	4/18	—	—	—	—	—
(d) Jinlong	4/18	—	—	—	—	—
(e) Guangxi Eramet	4/18	—	—	—	—	—
(f) CITIC	4/18	—	—	—	—	—
(g) CITIC Daxin	4/18	—	—	—	—	—
(h) Guizhou Hongxing	4/18	—	—	—	—	—
(i) Guizhou Redstar Dalong	4/18	6/5 (期限外)	生産 有 輸出 無 協力する	7/3 (期限外) (連名)	—	7/3 (期限外) (連名)
(j) Redstar Import and Export	4/18	6/5 (期限外)	生産 無 輸出 有 協力する			
(k) GUANGXI GUILIU	4/18	—	—	—	—	—
(l) Sumitomo	4/18	5/2	生産 無 輸出 有 協力する	—	—	—
(m) Hunan Zhenxing	4/18	—	—	—	—	—
(n) Guangxi Yizhou	4/18	—	—	—	—	—
(o) Guizhou Manganese	4/18	—	—	—	—	—
(イ) 平成 30 年 6 月 13 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						

²⁵ Guizhou Redstar Dalong

²⁶ Sumitomo、Redstar Import and Export

²⁷ Guizhou Redstar Dalong 及び Redstar Import and Export の連名

(a) Procurement	—	—	—	—	—	—
-----------------	---	---	---	---	---	---

1-5-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等

(28) 平成 30 年 4 月 18 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(23)(ア)の中国の生産者及び輸出者 15 者に対し、市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票」、及び「中国における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する質問状」（以下「市場経済質問状」という。）を送付²⁸するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、指定した回答期限内に回答しない場合は、日本国政府は、当該生産者が行う同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが明確に示されなかったものと判断し、当該生産者の正常価格は、

(ア) 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、

(イ) 代替国から輸出される調査対象貨物と同種の貨物の販売価格、又は

(ウ) 代替国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に、当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般経費の額を加えた価格のいずれかが使用されることがある旨²⁹を明示した。

(29) 確認票に関して、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限までに確認票回答の提出はなかったが、当該期限後に上記(23)(ア)の中国の供給者のうち 1 者から確認票回答の提出があった。

(30) 市場経済質問状に関して、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、提出期限である平成 30 年 5 月 25 日までに回答書の提出はなく、当該期限後に、上記(29)のとおり本調査に協力を表明した 1 者³⁰から回答書の提出があった。

(31) 市場経済質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 4 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・ 質問状等の 送付等の日	確認票 回答日	生産実績 及び 協力可否	質問状 回答日 (調査項目 A)	質問状回答 延長要望 (調査項目 B～E)	質問状 回答日 (調査項目 B～E)
(ア) 平成 30 年 4 月 18 日に質問状等を送付した供給者						
(a) Xiangtan	4/18	-	-	-	-	-
(b) Hunan Qingchong	4/18	-	-	-	-	-
(c) Guangxi Non-Ferrous	4/18	-	-	-	-	-

²⁸ 政令第 10 条第 2 項

²⁹ 政令第 2 条第 3 項

³⁰ Guizhou Redstar Dalong

(d) Jinlong	4/18	-	-	-	-	-
(e) Guangxi Eramet	4/18	-	-	-	-	-
(f) CITIC	4/18	-	-	-	-	-
(g) CITIC Daxin	4/18	-	-	-	-	-
(h) Guizhou Hongxing	4/18	-	-	-	-	-
(i) Guizhou Redstar Dalong	4/18	6/5 (期限外)	有 協力する	7/3 (期限外)	-	7/3 (期限外)
(j) Redstar Import and Export	4/18	-	-	-	-	-
(k) GUANGXI GUILIU	4/18	-	-	-	-	-
(l) Sumitomo	4/18	-	-	-	-	-
(m) Hunan Zhenxing	4/18	-	-	-	-	-
(n) Guangxi Yizhou	4/18	-	-	-	-	-
(o) Guizhou Manganese	4/18	-	-	-	-	-
(イ) 平成 30 年 6 月 13 日に調査開始決定の通知を送付した供給者						
(a) Procurement	—	—	—	—	—	—

1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等

(32) 平成 30 年 4 月 18 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た下記の 10 者に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」、及び「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者質問状」という。）を送付³¹するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

なお、「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、個別に検討することが実行可能ではないほど多い場合には、その検討の対象を合理的な数の生産者及び輸出者に制限する」場合があることを明示した。

- (a) 三菱商事 RtM ジャパン株式会社（以下「三菱商事」という。）
- (b) 蝶理株式会社（以下「蝶理」という。）
- (c) 住友商事株式会社（以下「住友商事」という。）
- (d) FDK 株式会社（以下「FDK」という。）
- (e) 株式会社極東商会（以下「極東商会」という。）
- (f) パナソニック株式会社グローバル調達社³²（以下「パナソニック グローバル調達社」という。）
- (g) 本城金属株式会社（以下「本城金属」という。）
- (h) マクセル株式会社（以下「マクセル」という。）
- (i) 三井倉庫サプライチェーンソリューション株式会社（以下「三井倉庫」という。）

³¹ 政令第 10 条第 2 項

³² 質問状はパナソニック株式会社宛てに送付したが、パナソニック グローバル調達社から回答が提出された。

(j) ユミコアジャパン株式会社（以下「ユミコア」という。）

- (33) 確認票に関して、「表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である平成 30 年 5 月 2 日までに、上記(32)の輸入者 10 者のうち 5 者³³から、当該提出期限後に 3 者³⁴から確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 8 者のうち 3 者³⁵から調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がある旨、及び当該 3 者のうち 2 者³⁶から本調査へ協力する旨の回答があった。

また、上記(32)の輸入者のうち、5 者³⁷については、調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がない旨の回答があったことから、本件調査の対象外になるものとして、利害関係者として取り扱わないこととした。

- (34) 輸入者質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 30 年 5 月 18 日までに、上記(33)のとおり本調査に協力を表明した 2 者のうち 1 者³⁸から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

なお、他の輸入者からは輸入者質問状回答書の提出期限の延長の申出はなかった。

- (35) 輸入者質問状に関して、「表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である平成 30 年 5 月 25 日までに、上記(33)のとおり本調査に協力を表明した 2 者のうち 1 者³⁹から調査項目 A に係る回答書の提出があった。

- (36) 輸入者質問状の調査項目 B から E に係る回答書について、回答書提出期限の延長後の提出期限である平成 30 年 6 月 8 日までに、上記(34)のとおり回答書の提出期限の延長の申出があった輸入者 1 者⁴⁰から調査項目 B から E に係る回答書の提出があった。

- (37) 輸入者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 5 輸入者質問状等の送付及び回答等の状況

輸入者名	確認票・ 質問状等 の送付等の 日	確認票 回答日	輸入実績 及び 協力可否	質問状 回答日 (調査項目 A)	質問状回答 延長要望 (調査項目 B～E)	質問状 回答日 (調査項目 B～E)
(ア) 平成 30 年 4 月 18 日に質問状等を送付した輸入者						
(a) 三菱商事	4/18	5/2	輸入 無	—	—	—
(b) 蝶理	4/18	5/9 (期限外)	輸入 有 協力する	5/24	5/18	6/8
(c) 住友商事	4/18	5/2	輸入 有	—	—	—

³³ 三菱商事、住友商事、FDK、マクセル、ユミコア

³⁴ 蝶理、パナソニック グローバル調達社、三井倉庫

³⁵ 蝶理、住友商事、パナソニック グローバル調達社

³⁶ 蝶理、住友商事

³⁷ 三菱商事、FDK、マクセル、三井倉庫、ユミコア

³⁸ 蝶理

³⁹ 蝶理

⁴⁰ 蝶理

			協力する			
(d) FDK	4/18	4/27	輸入 無	—	—	—
(e) 極東商会	4/18	—	—	—	—	—
(f) パナソニック グローバル調達社	4/18	6/5 (期限外)	輸入 有 協力しない	—	—	—
(g) 本城金属	4/18	—	—	—	—	—
(h) マクセル	4/18	4/30	輸入 無	—	—	—
(i) 三井倉庫	4/18	5/14 (期限外)	輸入 無	—	—	—
(j) ユミコア	4/18	4/23	輸入 無	—	—	—

1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等

- (38) 平成 30 年 4 月 18 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た下記の 2 者⁴¹に対し、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」及び「本邦の生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者質問状」という。）を送付⁴²するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

- (a) 東ソー日向
- (b) 東ソー

- (39) 確認票に関して、「表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である平成 30 年 5 月 2 日までに、上記(38)の本邦生産者 2 者⁴³から確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 2 者から調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がある旨及び本調査へ協力する旨の回答があった。

- (40) 本邦生産者質問状の調査項目 B から G に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である平成 30 年 5 月 18 日までに、本調査に協力を表明した本邦生産者 2 者から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

- (41) 本邦生産者質問状に関して、「表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、本調査に協力を表明した本邦生産者 2 者から、質問状回答書の提出期限である平成 30 年 5 月 25 日までに調査項目 A に係る回答書の提出が、回答書提出期限の延長後の提出期限であ

⁴¹ 申請書 (1.)

⁴² 政令第 10 条第 2 項

⁴³ 東ソーグループ

る平成 30 年 6 月 8 日までに調査項目 B から G に係る回答書の提出があった。

- (42) 本邦生産者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 6 本邦生産者質問状等の送付及び回答等の状況

本邦生産者名	確認票・ 質問状等 の送付等 の日	確認票 回答日	生産実績 及び 協力可否	質問状 回答日 (調査項 目 A)	質問状回答 延長要望 (調査項目 B～G)	質問状 回答日 (調査項 目 B～G)
(ア) 平成 30 年 4 月 18 日に質問状等を送付した本邦生産者						
〔東ソーグループ〕						
(a) 東ソー日向	4/18	5/2 (連名)	生産 有 協力する	5/25 (連名)	5/17 (連名)	6/8 (連名)
(b) 東ソー	4/18					

1－5－1－5 産業上の使用者への質問状等の送付等

- (43) 平成 30 年 4 月 18 日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た 18 者⁴⁴に対し、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か等及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」及び「産業上の使用者に対する質問状」(以下「産業上の使用者質問状」という。)を送付⁴⁵するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

- (44) 確認票に関して、「表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(43)の産業上の使用者 18 者のうち、確認票回答の提出期限である平成 30 年 5 月 2 日までに 6 者⁴⁶から、また、当該提出期限後に 2 者⁴⁷から、確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 8 者のうち 5 者⁴⁸から調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入の実績がある旨、及び当該 5 者のうち 4 者⁴⁹から本調査へ協力する旨の回答があった。

⁴⁴ 申請書 (8-3)。パナソニック グローバル調達社 (質問状はパナソニック株式会社オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社宛てに送付したが、パナソニック グローバル調達社から回答が提出された。)、FDK、マクセル、株式会社東北村田製作所 (以下「東北村田製作所」という。)、三井金属鉱業株式会社 (以下「三井金属鉱業」という。)、日揮触媒化成株式会社 (以下「日揮触媒化成」という。)、新日本電工株式会社 (以下「新日本電工」という。)、JFE マグパウダー株式会社 (以下「JFE マグパウダー」という。)、四国化成工業株式会社 (以下「四国化成工業」という。)、東洋紡株式会社 (以下「東洋紡」という。)、アステラス製薬株式会社 (以下「アステラス製薬」という。)、ソーダニッカ株式会社 (以下「ソーダニッカ」という。)、ソニー株式会社 (以下「ソニー」という。)、日本化学産業株式会社 (以下「日本化学産業」という。)、株式会社ジーエス・ユアサテクノロジ (以下「ジーエス・ユアサテクノロジ」という。)、小西安株式会社 (以下「小西安」という。)、小池産業株式会社 (以下「小池産業」という。)) 及び東芝ホームアプライアンス株式会社 (以下「東芝ホームアプライアンス」という。同者が東芝ライフスタイル株式会社 (以下「東芝ライフスタイル」という。)) に統合されたことが判明したことから、平成 30 年 4 月 25 日、東芝ライフスタイル宛てに改めて送付した。)

⁴⁵ 政令第 13 条第 2 項

⁴⁶ FDK、マクセル、日揮触媒化成、ソーダニッカ、小西安、小池産業

⁴⁷ パナソニック グローバル調達社、東芝ライフスタイル

⁴⁸ パナソニック グローバル調達社、FDK、マクセル、日揮触媒化成、小西安

⁴⁹ FDK、マクセル、日揮触媒化成、小西安

- (45) 産業上の使用者質問状に関して、「表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、本調査に協力を表明した産業上の使用者 4 者のうち、2 者⁵⁰から質問状回答書の提出期限である平成 30 年 5 月 25 日までに全ての調査項目に係る回答書の提出が、1 者⁵¹から当該期限までに調査項目 A に係る回答書及び期限後にその他の調査項目に係る回答書の提出があり、当該期限後に提出された回答書については情報の提供⁵²として受理した。
- (46) 産業上の使用者質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 7 産業上の使用者質問状等の送付及び回答等の状況

産業上の使用者名	確認票・質問状等送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	質問状回答日(調査項目 A)	質問状回答延長要望(調査項目 B～D)	質問状回答日(調査項目 B～D)
(ア) 平成 30 年 4 月 18 日に質問状等を送付した産業上の使用者						
(a) パナソニック グローバル調達社	4/18	6/5 (期限外)	購入 有 協力しない	-	-	-
(b) F D K	4/18	4/27	購入 有 協力する	5/24	-	5/24
(c) マクセル	4/18	4/30	購入 有 協力する	5/25	5/30 (期限外)	6/8 (期限外)
(d) 東北村田製作所	4/18	-	-	-	-	-
(e) 三井金属鉱業	4/18	-	-	-	-	-
(f) 日揮触媒化成	4/18	5/2	購入 有 協力する	5/24	-	5/24
(g) 新日本電工	4/18	-	-	-	-	-
(h) JFE マグパウダー	4/18	-	-	-	-	-
(i) 四国化成工業	4/18	-	-	-	-	-
(j) 東洋紡	4/18	-	-	-	-	-
(k) アステラス製薬	4/18	-	-	-	-	-
(l) ソーダニッカ	4/18	4/27	購入 無	-	-	-
(m) ソニー	4/18	-	-	-	-	-
(n) 日本化学産業	4/18	-	-	-	-	-
(o) ジーエス・ユアサテクノロジー	4/18	-	-	-	-	-
(p) 小西安	4/18	4/27	購入 有 協力する	-	-	-
(q) 小池産業	4/18	5/1	購入 無	-	-	-
(r) (東芝ホームアプライアンス)	(4/18)	-				

⁵⁰ FDK、日揮触媒化成

⁵¹ マクセル

⁵² 政令第 13 条第 1 項

東芝ライフスタイル ⁵³	4/25	5/11 (期限外)	購入 無	-	-	-
-------------------------	------	---------------	------	---	---	---

1-5-2 質問状回答書の不備等に対する確認

(47) 供給者質問状、輸入者質問状、本邦生産者質問状及び産業上の使用者質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、次のとおり、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思、及び回答内容の不備に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書（以下「不備改め版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める旨を通知（以下「不備指摘」という。）した。

この際、指定した回答期限までに不備改め版回答書の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(ア) 供給者 2 者⁵⁴に対して、平成 30 年 7 月 20 日（1 回目）、同 8 月 8 日（2 回目）及び同 8 月 24 日（3 回目）に不備指摘を通知した。

(イ) 輸入者 1 者⁵⁵に対して、平成 30 年 6 月 1 日（1 回目）、同 6 月 22 日（2 回目）及び同 7 月 13 日（3 回目）に不備指摘を通知した。

(ウ) 本邦生産者 2 者⁵⁶に対して、平成 30 年 6 月 22 日に不備指摘を通知した。

(エ) 産業上の使用者 1 者⁵⁷に対して、平成 30 年 6 月 1 日に不備指摘を通知した。

(48) 上記(47)の不備指摘に対して、次のとおり、不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。

(ア) 供給者に対する不備指摘については、供給者 2 者⁵⁸から、回答書の提出期限である平成 30 年 7 月 27 日（1 回目）及び同 8 月 15 日（2 回目）までに並びに同期限後の同 9 月 3 日（3 回目）に、不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。

(イ) 輸入者に対する不備指摘については、輸入者 1 者⁵⁹から、回答書の提出期限である平成 30 年 6 月 8 日（1 回目）、同 6 月 29 日（2 回目）及び同 7 月 20 日（3 回目）までに、不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。

(ウ) 本邦生産者に対する不備指摘については、本邦生産者 2 者⁶⁰から、回答書の提出期限である平成 30 年 6 月 29 日までに、不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出があった。

(エ) 産業の使用者に対する不備指摘については、産業上の使用者 1 者⁶¹から、回答書の提出期限である平成 30 年 6 月 8 日までに、不備改め版回答書（添付資料を含む。）の提出が

⁵³ 脚注 44 参照

⁵⁴ Guizhou Redstar Dalong、Redstar Import and Export

⁵⁵ 蝶理

⁵⁶ 東ソーグループ

⁵⁷ マクセル

⁵⁸ Guizhou Redstar Dalong、Redstar Import and Export

⁵⁹ 蝶理

⁶⁰ 東ソーグループ

⁶¹ マクセル

あった。

- (49) 供給者質問状、輸入者質問状、本邦生産者質問状及び産業上の使用者質問状の回答の不備等に対する確認状況については、「表 8 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘の通知並びに不備改め版回答書の提出状況」のとおりであった。

表 8 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘の通知並びに不備改め版回答書の提出状況

供給者、輸入者、本邦生産者 及び産業上の使用者	不備指摘 送付日	不備改め版回答書（添付 資料を含む。）提出日
<供給者>		
Guizhou Redstar Dalong Redstar Import and Export	7/20（1 回目） 8/8（2 回目） 8/24（3 回目）	7/27（1 回目） ⁶² 8/14（2 回目） 9/3（3 回目）（期限外）
<輸入者>		
蝶理	6/1（1 回目） 6/22（2 回目） 7/13（3 回目）	6/8（1 回目） 6/29（2 回目） 7/20（3 回目）
<本邦生産者>		
東ソーグループ	6/22	6/29
<産業上の使用者>		
マクセル	6/1	6/8

1－5－3 追加質問状等の送付等

1－5－3－1 追加質問状等の送付及び回答

- (50) 平成 30 年 7 月 13 日、本邦生産者 2 者⁶³に対して追加質問状を送付し、提出期限である平成 30 年 7 月 27 日までに、追加質問状の回答書（以下「追加質問状回答書」という。）の提出があった。
- (51) 平成 30 年 8 月 15 日、供給者 2 者⁶⁴に対して追加質問状を送付し、提出期限である平成 30 年 8 月 29 日までに、追加質問状回答書の提出があった。
- (52) 平成 30 年 10 月 2 日、供給者 1 者⁶⁵に対して再追加質問状を送付し、提出期限である平成 30 年 10 月 23 日までに、再追加質問状回答書の提出があった。
- (53) なお、追加質問状等の送付の際、指定した回答期限までに追加質問状等の回答書の提出が

⁶² 回答は期限内に提出されたが、平成 30 年 7 月 31 日、回答期限の延長を求める書面（「中華人民共和国から日本に輸出する電解二酸化マンガンのアンチダンピング関税の徴収延長に関する調査」2018 年 7 月 24 日付）が到着した。

⁶³ 東ソーグループ

⁶⁴ Guizhou Redstar Dalong、Redstar Import and Export

⁶⁵ Guizhou Redstar Dalong

ない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

1－5－3－2 追加質問状回答書等の不備に対する確認事項の送付

- (54) 平成 30 年 10 月 2 日、供給者 2 者⁶⁶に対して、追加質問状回答書等の添付資料等の不備について、「「不当廉売関税の課税に関する調査」のための追加質問状等に対する回答書及び添付資料等に対する調査当局からの指摘事項について」（以下「添付資料等に関する指摘事項」という。）を送付した。

この際、指定した回答期限までに添付資料等に関する指摘事項に対する確認事項の回答書の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

- (55) 添付資料等に関する指摘事項に対して、提出期限である平成 30 年 10 月 16 日までに、当該供給者 2 者⁶⁷から添付資料等が提出された。
- (56) 追加質問状の送付状況及び追加質問状回答書の回答状況、並びに添付資料等に関する指摘事項の送付及び回答書の提出状況については、「表 9 追加質問状等の送付及び回答状況、並びに当該回答に対する確認事項の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 9 追加質問状等の送付及び回答状況、並びに当該回答に対する確認事項の送付及び回答状況

送付先	追加質問状 送付日	追加質問状 回答書 提出日	追加質問状 回答書等に対する 不備指摘の送付日	不備確認事項 への回答書の 提出日
<供給者>				
Guizhou Redstar Dalong Redstar Import and Export	8/15	8/29	10/2	10/16
Guizhou Redstar Dalong	[再追加質問] 10/2	[再追加質問] 10/23	[再追加質問] —	[再追加質問] —
<本邦生産者>				
東ソーグループ	7/13	7/27	—	—

1－5－4 代替国に係る選定通知の送付等

- (57) 同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国価格」という。）を用いることができる⁶⁸とされている。

⁶⁶ Guizhou Redstar Dalong、Redstar Import and Export

⁶⁷ Guizhou Redstar Dalong、Redstar Import and Export

⁶⁸ 世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書（以下「中国 WTO 加盟議定書」という。）及び政令第 2 条第 3 項

1-5-4-1 代替国に係る選定通知（1 回目）

- (58) 平成 30 年 4 月 18 日、調査当局が知り得た全ての中国供給者（15 者⁶⁹）、輸入者（10 者⁷⁰）及び本邦生産者（2 者⁷¹）、並びに輸出国政府に対して、「「中華人民共和国産電解二酸化マンガ」に係る不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見の求めについて」（以下「代替国選定 1 回目通知」という。）を通知し、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補及びその選定理由について、「表 10 代替国の候補及びその選定理由」を示すとともに、意見を求めた。

表 10 代替国の候補及びその選定理由

代替国の候補	代替国候補の選定理由
インド、コロンビア共和国、ギリシャ、スペイン、アメリカ合衆国、日本国	日本国政府が調査したところ、左記 6 か国において電解二酸化マンガンの生産及び販売が行われていると考えられることから、代替国候補として選定した。

- (59) 代替国選定 1 回目通知に対して、意見の提出期限である平成 30 年 5 月 2 日までに、本邦生産者 2 者⁷²から、コロンビア共和国の EMD 生産者のコスト構造を把握するのが困難であること及びインドの EMD 生産者は市場経済の下で事業活動を行っていないことを理由として、当該二か国は不適切である旨の意見の提出があった。

1-5-4-2 代替国に係る選定通知（2 回目）

- (60) 平成 30 年 5 月 18 日、調査当局が知り得た全ての中国供給者（15 者⁷³）、輸入者（5 者⁷⁴）及び本邦生産者（2 者⁷⁵）、並びに輸出国政府に対して、「中華人民共和国産電解二酸化マンガ」に係る不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」（以下「代替国選定 2 回目通知」という。）を通知し、各代替国の候補における 1 人当たりの GNI⁷⁶が中国に近い順に基づき優先順位⁷⁷を付け、

⁶⁹ Xiangtan、Hunan Qingchong、Guangxi Non-Ferrous、Jinlong、Guangxi Eramet、CITIC、CITIC Daxin、Guizhou Hongxing、Guizhou Redstar Dalong、Redstar Import and Export、GUANGXI GUILIU、Sumitomo、Hunan Zhenxing、Guangxi Yizhhou 及び Guizhou Manganese

⁷⁰ 三菱商事、蝶理、住友商事、FDK、極東商会、パナソニック グローバル調達社、本城金属、マクセル、三井倉庫及びユミコア

⁷¹ 東ソーグループ

⁷² 東ソーグループ

⁷³ Xiangtan、Hunan Qingchong、Guangxi Non-Ferrous、Jinlong、Guangxi Eramet、CITIC、CITIC Daxin、Guizhou Hongxing、Guizhou Redstar Dalong、Redstar Import and Export、GUANGXI GUILIU、Sumitomo（Guangzhou）、Hunan Zhenxing、Hunan Yizhhou 及び Guizhou Manganese

⁷⁴ 脚注 70 に掲げる 10 者から確認票回答より調査対象貨物の輸入者でないと判明した 5 者を除く、蝶理、住友商事、極東商会、パナソニック及び本城金属の 5 者。

⁷⁵ 東ソーグループ

⁷⁶ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「Doing Business2018」

⁷⁷ 日本については、調査対象貨物の輸入国であることを考慮し、優先順位を最も低くした。

調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者（以下「代替国供給者」という。）8者を記載した「表 11 代替国候補の優先順位リスト」を示すとともに、「全ての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する。」旨等を明示し、代替国の候補等について意見を求めた。

また、これら代替国候補について、日本国政府は、「複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用する」こととし、「同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用する」こととする旨を明示した。

表 11 代替国候補の優先順位リスト

優先 順位	代替国の候補	生産者の名称
1	コロンビア共和国	Quimica Internacional S.A.
2	インド	Moil Ltd
3	ギリシャ	Tosoh Hellas A.I.C.
4	スペイン	Cegasa Portable Energy
5	アメリカ合衆国	Tronox Limited
		Prince Erachem, Inc.
		Energizer Holdings, Inc.
6	日本国	東ソー日向株式会社

- (61) 代替国選定 2 回目通知に対して、意見の提出はなかった。
- (62) 代替国選定 1 回目通知及び代替国選定 2 回目通知の送付状況並びにそれらに対する意見書の提出状況については、「表 12 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況」のとおりであった。

表 12 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況

利害関係者名	1 回目通知		2 回目通知	
	送付日	意見の 提出日	送付日	意見の 提出日
Xiangtan	4/18	—	5/18	—
Hunan Qingchong	4/18	—	5/18	—
Guangxi Non-Ferrous	4/18	—	5/18	—
Jinlong	4/18	—	5/18	—
Guangxi Eramet	4/18	—	5/18	—
CITIC	4/18	—	5/18	—
CITIC Daxin	4/18	—	5/18	—
Guizhou Hongxing	4/18	—	5/18	—
Guizhou Redstar Dalong	4/18	—	5/18	—
Redstar Import and Export	4/18	—	5/18	—
GUANGXI GUILIU	4/18	—	5/18	—
Sumitomo	4/18	—	5/18	—
Hunan Zhenxing	4/18	—	5/18	—

Guangxi Yizhhou	4/18	—	5/18	—
Guizhou Manganese	4/18	—	5/18	—
三菱商事	4/18	—	—	—
蝶理	4/18	—	5/18	—
住友商事	4/18	—	5/18	—
FDK	4/18	—	—	—
極東商会	4/18	—	5/18	—
パナソニック グローバル調達社	4/18	—	5/18	—
本城金属	4/18	—	5/18	—
マクセル	4/18	—	—	—
三井倉庫	4/18	—	—	—
ユミコア	4/18	—	—	—
東ソーグループ	4/18	5/2	5/18	—

1-5-4-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等

- (63) 平成 30 年 5 月 18 日、「表 11 代替国候補の優先順位リスト」に示した調査当局が知り得た全ての代替国供給者 8 者に対し、調査対象期間中に EMD を生産したか否か及び輸出したか否か等、並びに本調査へ協力し質問状へ回答するか否か等を確認するための「確認票」、及び「電解二酸化マンガンを係る不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国質問状」という。）を送付し、協力を求めた。
- (64) これに対して、確認票の提出期限である平成 30 年 6 月 1 日までに、ギリシャに所在する代替国供給者 1 者⁷⁸及び本邦に所在する代替国供給者 2 者⁷⁹から確認票回答の提出があった。これら確認票回答の提出があった 3 者全て⁸⁰から EMD の生産及び輸出の実績がある旨並びに本調査へ協力する旨の回答があった。
- (65) 代替国質問状に関して、質問状回答書の提出期限である平成 30 年 6 月 25 日までに、代替国供給者 3 者⁸¹から調査項目 A に係る回答書が提出された。
調査項目 B から D に係る回答書の提出期限の延長について、延長要望の提出期限である平成 30 年 6 月 18 日までに 3 者から申出があり、また、そのうちの 1 者からは提出期限の再延長要望の申出があり、調査に支障のない範囲でこれらを認めた。
- (66) 代替国質問状等に対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 13 代替国質問状等の回答等の状況」のとおりであった。

⁷⁸ Tosoh Hellas A.I.C.

⁷⁹ 東ソーグループ

⁸⁰ Tosoh Hellas A.I.C.、東ソーグループ

⁸¹ Tosoh Hellas A.I.C.、東ソーグループ

表 13 代替国質問状等の回答等の状況

優先 順位	国名	企業名	確認票 回答 提出日	確認票 回答内容			質問状 回答 提出日 (調査項目 A)	質問状 回答 延長要望 (調査項目 B～D)	質問状 回答 提出日 (調査項目 B～D)
				輸出 実績	生産 実績	現調 受入			
3 位	ギリシャ	Tosoh Hellas A.I.C.	6/1	有	有	可	6/25	6/15 7/5(再延長)	7/23
6 位	日本国	東ソーグループ	6/1	有	有	可	6/25	6/15	7/9

1－5－5 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

1－5－5－1 証拠の提出及び証言⁸²

(67) 証拠の提出に関して、その期限である平成 30 年 8 月 20 日までに、本邦生産者 2 者及び輸入者 1 者から「表 14 証拠の提出」のとおり証拠の提出があった。

表 14 証拠の提出

	提出日	提出者
1	平成 30 年 5 月 17 日	東ソーグループ
2	平成 30 年 7 月 9 日	東ソーグループ
3	平成 30 年 8 月 20 日	東ソーグループ
4	平成 30 年 8 月 20 日	蝶理

(68) 証言に関して、その期限である平成 30 年 8 月 20 日までに、証言の申出をした利害関係者はいなかった。

1－5－5－2 対質の申出⁸³

(69) 対質の申出に関して、その期限である平成 30 年 9 月 18 日までに、対質の申出をした利害関係者はいなかった。

1－5－5－3 意見の表明⁸⁴

(70) 意見の表明に関して、その期限である平成 30 年 9 月 18 日までに、供給者 1 者及び本邦生産者 2 者から、「表 15 意見の表明」のとおり意見の表明があった。

表 15 意見の表明

	提出日	提出者
1	平成 30 年 8 月 15 日	Guizhou Redstar Dalong ⁸⁵

⁸² 政令第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項

⁸³ 政令第 12 条第 1 項

⁸⁴ 政令第 12 条の 2 第 1 項

⁸⁵ 平成 30 年 7 月 10 日、「貴州紅星の日本アンチダンピングの第 2 回サンセットレビューに関するコメント意

2	平成 30 年 8 月 20 日	東ソーグループ
3	平成 30 年 9 月 18 日	東ソーグループ

- (71) 平成 30 年 9 月 18 日、東ソーグループから意見の表明として提出された書面の中に、これまで調査当局に提出されていなかった証拠が含まれており、既に証拠の提出期限を超過していたことから、当該証拠については受理をせず、同 9 月 25 日に返送した。

1-5-5-4 情報の提供⁸⁶

- (72) 情報の提供に関して、その期限である平成 30 年 9 月 18 日までに、情報を提供した利害関係者はいなかった。

1-5-6 現地調査

1-5-6-1 本邦生産者に対する現地調査の実施

- (73) 本邦生産者質問状回答書を提出した本邦生産者 2 者に対して、「表 16-1 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産電解二酸化マンガンを係る不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。
- (74) これに対して、本邦生産者 2 者から、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。
- (75) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産電解二酸化マンガンを係る不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査に係る現地調査の実施について」を送付⁸⁷し、「表 16-1 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

表 16-1 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	実施日
東ソーグループ	平成 30 年 9 月 11 日	平成 30 年 9 月 12 日	平成 30 年 9 月 25 日	平成 30 年 10 月 9 日～11 日

1-5-6-2 代替国生産者に対する現地調査の実施

- (76) 代替国質問状回答書を提出した代替国の生産者 3 者⁸⁸に対して、「表 16-2 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査への同意

見」と題する書面が到着したが、所定の様式が添付されていなかったことから、同 7 月 20 日、その旨を通知し、同 8 月 15 日、当該様式が提出された。

⁸⁶ 政令第 13 条第 1 項

⁸⁷ ガイドライン 9.(1) - ②

⁸⁸ Tosoh Hellas A.I.C.、東ソーグループ

の有無の確認とともに、現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産電解二酸化マンガンの係る不当廉売関税の課税期間延長に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

(77) これに対して、当該生産者 3 者から、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。

(78) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対し、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産電解二酸化マンガンの係る不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の実施について」を送付⁸⁹し、「表 16-2 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

表 16-2 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	実施日
Tosoh Hellas A.I.C.	平成 30 年 9 月 4 日	平成 30 年 9 月 5 日	平成 30 年 9 月 18 日	平成 30 年 10 月 2 日～4 日
東ソーグループ	平成 30 年 9 月 11 日	平成 30 年 9 月 12 日	平成 30 年 9 月 28 日	平成 30 年 10 月 12 日

1-5-6-3 本邦生産者及び代替国の生産者に対する現地調査後の手続

(79) 調査当局は、現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である本邦生産者 2 者及び代替国の生産者 3 者へ同報告書を送付の上、事実誤認等による修正の有無等について確認を求めた。

(80) 現地調査結果報告書に係る事実誤認等による修正の有無等の確認に対して、現地調査対象者である本邦生産者 2 者及び代替国の生産者 3 者から、それぞれに係る現地調査結果報告書の内容に事実誤認があるとして修正の要望が提出された。

調査当局が各現地調査対象者から提出された修正要望の内容を検討したところ、当該修正要望の内容のうち適切なものについてはこれを認め、現地調査結果報告書を修正した。

1-6 秘密の情報

(81) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）に係る秘密として取り扱う情報（以下「秘密情報」という。）について、調査当局は、その範囲及び理由を記載した書面（以下「秘密の理由書」という。）の提出を求め、これを受領⁹⁰した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

⁸⁹ ガイドライン 9.(1) - ②を準用

⁹⁰ 協定 6.5、政令第 7 条第 6 項及び第 7 項、政令第 10 条第 1 項及び第 2 項

1-7 証拠等の閲覧

- (82) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した⁹¹。

1-8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

- (83) 閲覧に供した質問状回答書等に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について、利害関係者に対し意見を求めたところ、本邦生産者 2 者⁹²から、平成 30 年 7 月 17 日に、市場経済質問状回答、輸入者質問状回答及び産業上の使用者質問状回答に対し、並びに同 8 月 27 日に、輸入者から提出された証拠に対し、意見が提出された。

- (84) 上記(83)の意見も踏まえ、提出された供給者質問状回答書、市場経済質問状回答書、輸入者質問状回答書及び産業上の使用者質問状回答書並びに輸入者から提出された証拠及び本邦生産者から提出された証拠における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由について、以下のとおり通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密の理由書を提出する意思がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。

- (ア) 供給者 2 者⁹³に対して、平成 30 年 7 月 20 日（1 回目）及び同 8 月 8 日（2 回目）に、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。
- (イ) 輸入者 1 者⁹⁴に対して、輸入者質問状回答書に関して平成 30 年 6 月 1 日（1 回目）、同 6 月 22 日（2 回目）、同 7 月 13 日（3 回目）及び同 7 月 30 日（4 回目）に、並びに当該者から提出された証拠に関して同 8 月 31 日に、秘密扱いを求める理由、秘密情報の要約及び開示範囲の適切性に係る指摘事項を通知した。
- (ウ) 本邦生産者 2 者⁹⁵に対して、平成 30 年 11 月 21 日に、開示範囲の適切性に係る指摘事項を通知した。
- (エ) 産業上の使用者 1 者⁹⁶に対して、平成 30 年 6 月 1 日（1 回目）、同 6 月 22 日（2 回目）及び同 7 月 30 日（3 回目）に、秘密扱いを求める理由及び開示範囲の適切性に係る指摘事項を通知した。

- (85) これらに対して、次のとおり開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出され、これを閲覧に供した。

- (ア) 供給者 2 者⁹⁷から、1 回目及び 2 回目の通知共に、提出期限までに開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出された。

⁹¹ 政令第 11 条

⁹² 東ソーグループ

⁹³ Guizhou Redstar Dalong、Redstar Import and Export

⁹⁴ 蝶理

⁹⁵ 東ソーグループ

⁹⁶ マクセル

⁹⁷ Guizhou Redstar Dalong、Redstar Import and Export

- (イ) 輸入者 1 者⁹⁸から、輸入者質問状回答に係る 4 回目の通知を除き、提出期限までに開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出された。
- (ウ) 本邦生産者 2 者⁹⁹から、提出期限までに開示範囲を修正した証拠が提出された。
- (エ) 産業上の使用者 1 者¹⁰⁰から、3 回目の通知を除き、提出期限までに開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出された。

- (86) 質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び修正版回答書の提出状況に対する確認状況については、「表 17 供給者質問状及び市場経済質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」、「表 18 輸入者質問状の回答書及び証拠への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」、「表 19 本邦生産者の証拠への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」、及び「表 20 産業上の使用者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」のとおりであった。

表 17 供給者質問状及び市場経済質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

「供給者質問状」及び「市場経済質問状」の回答書を提出した供給者 2 者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
Guizhou Redstar Dalong	7/20 (1 回目)	7/27 (1 回目)
Redstar Import and Export	8/8 (2 回目)	8/15 (2 回目)

表 18 輸入者質問状の回答書及び証拠への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

「輸入者質問状」の回答書及び「証拠」を提出した輸入者 1 者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
蝶理	[質問状回答書] 6/1 (1 回目) 6/22 (2 回目) 7/13 (3 回目) 7/30 (4 回目) [証拠] 8/31	6/8 (1 回目) 6/29 (2 回目) 7/20 (3 回目) － (4 回目) 9/7

表 19 本邦生産者の証拠への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

「証拠」を提出した本邦生産者 2 者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘送付日	開示版修正証拠秘密の理由書等の提出日
東ソーグループ	11/21	11/28

表 20 産業上の使用者質問状の回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

「産業上の使用者質問状」の回答書を提出した産業上の使用者 1 者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
マクセル	6/1 (1 回目)	6/8 (1 回目)

⁹⁸ 蝶理

⁹⁹ 東ソーグループ

¹⁰⁰ マクセル

	6/22 (2 回目)	6/27 (2 回目)
	7/30 (3 回目)	— (3 回目)

- (87) 上記(80)の現地調査結果報告書に関して、本邦生産者 2 者及び代替国の生産者 3 者から、平成 30 年 11 月 13 日に、当該本邦生産者及び代替国の生産者それぞれに係る現地調査結果報告書に対する「秘密として取り扱うことを求める旨及びその理由を記載した書面」の提出があり、調査当局は、申出の内容を検討し、適切と認められる内容について、当該報告書の記載内容を秘密として取り扱うこととした。

1-9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

- (88) 調査当局が知り得た供給者 15 者、輸入者 4 者及び本邦生産者 10 者に対して、当初質問状及び追加質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ並びにガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

2-1 不当廉売された指定貨物の輸入の事実

2-1-1 総論

2-1-1-1 調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方

2-1-1-1-1 調査対象貨物

(89) 調査対象貨物は、中国で生産され本邦に輸出された EMD であり、当該貨物の詳細は、上記「1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国」に記述したとおりである。

(90) 調査対象貨物は、EMD の用途を基準として、①アルカリグレード（主にアルカリ電池の材料として使用される他、リチウムイオン二次電池の材料、触媒及び酸化剤等としても使用され、製造工程上、中和処理されるが、焼成工程を経ずに出荷されるもの。）、②マンガングレード（主にマンガン電池の材料として使用される他、リチウムイオン二次電池の材料、触媒及び酸化剤等としても使用され、製造工程上、中和処理されるが、焼成工程を経ずに出荷されるもの。）、③リチウム一次用グレード（主にリチウムイオン一次電池に使用され、製造工程上、中和処理及び焼成工程を経て出荷されるもの。）、④フェライト用グレード（主にソフトフェライトの材料として使用される他、リチウムイオン二次電池の材料、触媒及び酸化剤等としても使用され、製造工程上、中和処理及び焼成工程を経ずに出荷されるもの。）、⑤その他（上記①から④までのグレードに該当しないもの。）、に品種分けした。

2-1-1-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

(91) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである EMD、又はそのような EMD がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する EMD とした。

2-1-1-2 不当廉売差額の基本的考え方

(92) 不当廉売差額は、調査対象期間に輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする¹⁰¹こととした。

(93) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する¹⁰²こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた

¹⁰¹ 協定第 2 条、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条

¹⁰² 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10

事実に基づいて¹⁰³、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これら全ての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する¹⁰⁴こととした。

- (94) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する¹⁰⁵こととした。調整は、実際の取引価額を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価額から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、その他の間接販売費・一般管理費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

- (95) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する¹⁰⁶こととした。

2-1-1-3 正常価格の算出の基本的考え方

- (96) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）¹⁰⁷とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合¹⁰⁸には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）¹⁰⁹、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）¹¹⁰とする¹¹¹こととした。

- (97) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取

¹⁰³ 協定 6.8、協定附属書 II 及びガイドライン 10.

¹⁰⁴ 協定 9.2

¹⁰⁵ 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

¹⁰⁶ 協定 2.4.1

¹⁰⁷ 政令第 2 条第 1 項第 1 号

¹⁰⁸ 政令第 2 条第 2 項

¹⁰⁹ 政令第 2 条第 1 項第 2 号

¹¹⁰ 政令第 2 条第 1 項第 3 号

¹¹¹ 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項

引の20%以上である場合)で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす¹¹²こととした。

2-1-1-3-1 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

(98) 上記「**2-1-1-3 正常価格の算出の基本的考え方**」にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合¹¹³には、政令第2条第3項に基づき、代替国価格として以下のいずれか¹¹⁴を使用することとした。

(ア) 代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格

(イ) 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格

(ウ) 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

2-1-1-4 輸出価格の算出の基本的考え方

(99) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する¹¹⁵こととした。

(100) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合¹¹⁶しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする¹¹⁷こととした。

2-1-1-5 端数処理の基本的考え方

(101) 通貨の換算、不当廉売差額率及び加重平均に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第3位を四捨五入することとした。

2-1-2 市場経済条件の浸透事実

2-1-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本

¹¹² 協定 2.2.1

¹¹³ 政令第2条第3項

¹¹⁴ 政令第2条第1項第4号

¹¹⁵ 協定 2.1 及び法第8条第1項

¹¹⁶ ガイドライン 7.(2)

¹¹⁷ 協定 2.3、協定 2.4 及び政令第3条

的考え方

(102) 上記(98)の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとした¹¹⁸
119 120。

- (ア) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実
- (イ) 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
- (ウ) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
- (エ) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
- (オ) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

2-1-2-2 市場経済条件の浸透している事実に関する検討

(103) 上記「2-1-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」に記載のとおり、市場経済条件の浸透している事実について以下のとおり検討することとした。なお、「1-5-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等」に記載のとおり、市場経済当初質問状については、中国に所在する調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た者に対して送付するとともに財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表したが、Guizhou Redstar Dalong からのみ回答があり、その他の者から回答はなかった。

2-1-2-3 中国政府による産業界に対する関与

(104) 市場経済当初質問状調査項目 A-1、A-2-1 及び A-2-2 は、中国の生産者に対し、調査対象貨物及び同種の貨物の製造、販売、輸出、輸入並びに原材料の購入等の事業の開始に当たり適用された、又は適用される可能性のある政府又は公的機関の法律、規制及び計画についての説明並びに計画等における関連箇所の抜粋の提出を求めている。

Guizhou Redstar Dalong からは、本調査項目に対し、調査対象貨物及び同種の貨物に関する中央政府、地方政府又は公的機関の計画等は「あまり知っていない」との回答があり、計画等の提出はなかった¹²¹。他方、前回延長調査時に Guizhou Redstar Dalong が提出した中国政府の計画・規制等について、調査当局が市場経済追加質問状及び市場経済再追加質問状で明示的に確認したところ、Guizhou Redstar Dalong から、それら計画・規制等に関する回答及び提出がなされた^{122 123}。

2-1-2-3-1 中央政府による関与

¹¹⁸ 中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)柱書き及び同(i)

¹¹⁹ 政令第 2 条第 3 項

¹²⁰ ガイドライン 7.(6)

¹²¹ 市場経済当初質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 A-1、A-2-1 及び A-2-2）

¹²² 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 J-1、添付資料 J-1-①（A-1 関係）及び、調査項目 J-3（A-1 関係））及び市場経済追加質問状不備改め版回答書（添付資料 J-5-1（A-2-2 関係））

¹²³ 市場経済再追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 S-1（J-3 関係）、添付資料 S-1-1（J-3 関係）及び調査項目 S-2（J-3 関係））

- (105) 中国では、建国後の1953年以来、基本的に5年ごとに、5カ年計画が採択されている。5カ年計画は、開始前年の秋に、中国共産党中央委員会総会が「政府への提案」の形で基本方針を採択し、翌年3月に開催する全国人民代表大会で政府案が採択される。2011年から2015年までについては「中華人民共和国国民経済と社会発展第12次5カ年計画¹²⁴（以下「第12次5カ年計画」という。）」が、2016年から2020年までについては「中華人民共和国国民経済と社会発展第13次5カ年計画¹²⁵（以下「第13次5カ年計画」という。）」が、それぞれ採択された。
- (106) 第12次5カ年計画の位置づけについては、同計画の冒頭で、「主に国の戦略的意図を説明し、政府の活動の重点を明確にし、市場主体の行為を誘導するもので、今後5年間のわが国の経済社会発展の壮大な青写真であり、全国各民族人民の共同行動綱領であり、政府が経済調節、市場監視管理、社会管理及び公共サービスの職責を果たすうえでの重要な根拠となるものである。」と述べられている。
- (107) EMD産業に関係しうるものとして、第12次5カ年計画には次の内容の記載があった。
- (ア) 地域発展基本戦略と主体機能区戦略を実施し、西部大開発戦略の実施を地域発展基本戦略の優先的な位置にすえ、各地区の比較優位を十分に発揮させ、地域間の生産要素の合理的な移動と産業の秩序ある移転を促進し、中・西部地区で新たな地域経済成長極を育成し、地域発展の釣り合いを強める¹²⁶。
 - (イ) 地方の計画では国の戦略意図を確実に貫き、地方の実際と結び付け、地方の特色を際立たせなければならない¹²⁷。
 - (ウ) 現行の産業指導目録を改訂・整備し、それぞれの主体機能区の奨励、制限及び禁止産業を明確にする¹²⁸。
 - (エ) 奨励すべきサービス業の電気、水道、ガス、熱料金を工業と同一にする¹²⁹。
- (108) 第13次5カ年計画の位置づけについては、同計画の冒頭で、「国家の戦略的意図を明確に述べ、社会経済発展の雄大な目標、主要な任務と重要な措置を明確化したもので、市場主体の行為の方向性で有り、政府が職責を履行する重要な根拠であり、全国の各民族人民の共同の願望である。」と述べられている。
- (109) EMD産業に関係しうるものとして、第13次5カ年計画には次の内容の記載があった。
- (ア) 「中国製造2025」を着実に実施し、製造業のイノベーション能力と基礎能力の向上を重点として、情報技術と製造技術の深い融合を推進し、製造業をハイエンド、スマート、エコロジー、サービスの方向へ発展させ、製造業競争での新たな優位性を育成する¹³⁰。
 - (イ) 国務院の関連部門は一連の国家級の特別計画、特に重点的な特別計画を組織的に作成し、本計画で提起された主要な目標任務を細分化し実行する。地方計画では発展戦略、主要

¹²⁴ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国国民経済と社会発展第12次5カ年計画」（以下、脚注において「第12次5カ年計画」という。）

¹²⁵ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国国民経済と社会発展第13次5カ年計画」（以下、脚注において「第13次5カ年計画」という。）

¹²⁶ 第12次5カ年計画「第4章 政策方向」

¹²⁷ 第12次5カ年計画「第62章 計画調整管理の強化」

¹²⁸ 第12次5カ年計画「第19章 主体機能区戦略の実施」「第二節 分類管理の地域政策実施」

¹²⁹ 第12次5カ年計画「第17章 サービス業の発展に資する環境づくり」「第二節 サービス業政策の充実」

¹³⁰ 第13次5カ年計画「第22章 製造強国戦略の実施」冒頭

目標、重点任務、重要事業と国家計画との連携をきちんと行い、国家計画の統一的配置を確実に貫徹実行する。発展計画法の実施を促進する¹³¹。

- (ウ) 第 13 次 5 年計画の有効的な実施を保障するには、中国共産党の指導の下、各級政府の職責をより良く実行し、各種主体の活力と創造力を最大限に呼び起こし、全党全国各民族人民の小康社会の全面的な建設のための強大な合成力を形成することが必要である¹³²。
- (エ) 国有企業を断固として強化・最適化・拡大し、一連の自主的イノベーション能力と国際競争力を有する国有基幹企業を育成し、国有経済の活力、コントロール力、影響力、リスク管理能力を強化し、国家の戦略的目標に一層貢献する¹³³。
- (オ) 政府の価格形成に対する干渉を減少し、競争性分野の商品とサービスの価格を全面的に自由化する。電力、石油、天然ガス、交通運輸、電信等の分野の競争性部分の価格を自由化する。(中略) 価格決定プロセスを規範化し、コスト管理を強化し、コストの公開を推進する¹³⁴。

(110) 第 13 次 5 年計画には、「第 13 次 5 年計画の有効的な実施を保障する」ため、「中国共産党の指導の下、各級政府の職責をより良く実行し、各種主体の活力と創造力を最大限に呼び起こし、全党全国各民族人民の小康社会の全面的な建設のための強大な合成力を形成することが必要である」旨述べられており、中国共産党の指導の下、政府がそれぞれの職責に応じて計画を実行し、産業活動に深く介入する体制であることが認められた。

(111) また、第 13 次 5 年計画には、「政府の価格形成に対する干渉を減少し、競争性分野の商品とサービスの価格を全面的に自由化する。」といった政府の介入を減少させる旨を示唆する記載が認められる。これは、従来から中国において政府による介入が広範に行われてきたことの証左であると考えられる。また、調査対象期間中に価格が全面的に自由化されたとの証拠は提出されなかった。

(112) また、2015 年 5 月、中国政府（国務院）は、「製造強国戦略を実施し、統一的な計画と将来を見据えた手配を強化しなければならない」¹³⁵ことから、中国の「製造強国戦略」を実施するための第 1 次 10 年行動綱領として「中国製造 2025」¹³⁶を公表し、各省・自治区・直轄市人民政府、国務院各部・委員会、各区職属機関に対し「真摯に貫徹して実行¹³⁷」することを求めた。当該計画において、中国政府は同国を 2025 年までに世界の製造強国入りさせ、2035 年までに世界の製造強国の中等レベルに達し、中国創立 100 周年を迎える 2049 年までに同国を世界トップレベルの製造強国と肩を並べるよう変革させる「戦略方針と目標¹³⁸」、「戦略的任務と重点¹³⁹」及び計画を実現するための具体的な施策について述べた「戦略的支持と保障¹⁴⁰」を示しており、同計画は同国の製造業の発展に係る中国政府の具体的な関与の意思を表明するものと認められた。

¹³¹ 第 13 次 5 年計画「第 80 章 計画実施の合力形成」「第 1 節 計画の協調的管理の強化」

¹³² 第 13 次 5 年計画「第 20 編 計画実施の保障強化」冒頭

¹³³ 第 13 次 5 年計画「第 11 章 基本的経済制度の堅持と整備」「第 1 節 国有企業の改革を大いに推進」

¹³⁴ 第 13 次 5 年計画「第 13 章 近代的市場システムの確立」「第 2 節 価格形成システムの改革の推進」

¹³⁵ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国製造 2025」（以下、脚注において「中国製造 2025」という。）

前文

¹³⁶ 中国製造 2025（国発〔2015〕28 号）

¹³⁷ 中国製造 2025 冒頭

¹³⁸ 中国製造 2025「二．戦略方針と目標」

¹³⁹ 中国製造 2025「三．戦略的任務と重点」

¹⁴⁰ 中国製造 2025「四．戦略的支持と保障」

(113) EMD の製造を含む製造業に対する中国政府の具体的な関与を裏付けるものとして、「中国製造 2025」には次の内容の記載があった。

- (ア) 国家製造強国づくり指導グループを設立し、国務院のトップがグループ長を担当し、成員は国務院の関係部門と機関が担当する。指導グループの主な職責は、製造強国づくりに関する大局的な事柄の統括・調整、重要計画、重要政策、重要事業特別資金、重要な問題の審議、重要な活動の手配、戦略計画の強化、部門、地方政府の活動実施に対する指導とする¹⁴¹。
- (イ) 各地区、各部門は、製造強国づくりの重要な意義を十分に認識し、指導を強化し、活動体制を整え、部門間の協働と上下間連動を強化しなければならない。各地区は当地の実情を踏まえて具体的な実施計画を制定し、政策措置を細分化し、各課題を確実に遂行しなければならない。工業・情報化部は、関係部門とともに追跡分析と監督指導を強化し、重要事項を速やかに国務院に報告しなければならない¹⁴²。
- (ウ) 国の地域発展の全体戦略と主体機能区計画を徹底し、資源・エネルギー、環境容量、市場開拓の余地などの要素を踏まえ、重点産業の構図計画を制定、実施し、重要な生産力の構図を調整、改善する。産業移転指導目録を充実化し、国の産業移転情報サービスプラットフォームを整備し、産業移転受入れモデルパークを創設し、産業の合理的で秩序ある移転を導き、東部・中部・西部地域の製造業の協調的な発展を推進する¹⁴³。
- (エ) マクロ調整の強化、改善により、「生産能力の消化、移転、統合、淘汰」の原則にしたがい、産業、分類毎の施策により、生産能力過剰の問題を効果的に解消する。業界の適正化と参入管理を強化し、企業の技術・機器レベル引き上げを推進し、生産能力の在庫最適化を推進する¹⁴⁴。
- (オ) 製造強国づくりに向け、制度の優位性を発揮し、各界の力を動員し、改革を掘り下げ、政策措置を充実化し、柔軟で効率的な実施制度を構築し、好ましい環境を醸成しなければならない¹⁴⁵。
- (カ) 法律による行政を包括的に推進し、政府の役割転換を進め、政府管理方式を革新し、製造業発展のための戦略、計画、政策、規格などの制定、実施を強化し、業界の自主規制と公共サービスの能力強化を進め、産業ガバナンスを強化する。(中略) 政府が許可する投資プロジェクトの目録を適時修正し、企業の投資主体としての地位を確立する¹⁴⁶。
- (キ) 国有企業改革を進め、会社のガバナンス構造を改善し、混合経済を適正化し、さまざまな形式の独占を除去し、非公有制経済に対する非合理的な制限を取り消す¹⁴⁷。
- (ク) 国家開発銀行の製造企業に対する貸付投入の追加を奨励し、金融機関が製造企業の特徴に合う製品、業務を開拓するよう奨励する¹⁴⁸。
- (ケ) 生産要素価格の市場化改革を進め、主として市場が価格を決定するメカニズムを整え、公的資源を合理的に配置する¹⁴⁹。

¹⁴¹ 中国製造 2025「四. 戦略的支持と保障」「(八) 実施に向けた体制を整える」

¹⁴² 中国製造 2025「四. 戦略的支持と保障」「(八) 実施に向けた体制を整える」

¹⁴³ 中国製造 2025「三. 戦略的任務と重点」「(七) 製造業構造の調整を深く推進する」

¹⁴⁴ 中国製造 2025「三. 戦略的任務と重点」「(七) 製造業構造の調整を深く推進する」

¹⁴⁵ 中国製造 2025「四. 戦略的支持と保障」冒頭

¹⁴⁶ 中国製造 2025「四. 戦略的支持と保障」「(一) 体制機制改革を一層推進する」

¹⁴⁷ 中国製造 2025「四. 戦略的支持と保障」「(一) 体制機制改革を一層推進する」

¹⁴⁸ 中国製造 2025「四. 戦略的支持と保障」「(三) 金融支援政策を充実させる」

¹⁴⁹ 中国製造 2025「四. 戦略的支持と保障」「(一) 体制機制改革を一層推進する」

- (114) 「中国製造 2025」には「国有企業改革を進め、会社のガバナンス構造を改善し、混合経済を適正化し、さまざまな形式の独占を除去し、非公有制経済に対する非合理的な制限を取り消す。」といった非合理的な制限の取り消しを目指す記載があり、これは、従来から中国において非公有制経済における非合理的な制限が存在してきたことの証左であると考えられる。また、調査対象期間中に、このような非合理的な制限が取り消されたとの証拠は提出されなかった。
- (115) 「中国製造 2025」には「生産要素価格の市場化改革を進め、主として市場が価格を決定するメカニズムを整え」との市場メカニズムを指向する記載が認められる。2016 年からの 10 年間の計画において「生産要素価格の市場化改革を進め」ることを目標として掲げていることから、中国においては生産要素価格の決定が必ずしも市場メカニズムによるものではなかったことが認められた。
- (116) 国家發展改革委員会の決定「産業構造調整指導目録（2011 年版）（改訂）」（2013 年 2 月 16 日改訂）によれば、EMD は制限類に規定されている¹⁵⁰。制限類に該当する新規プロジェクトについては投資が禁止され、新しいプロジェクトを認めないこと、また、金融機関は融資をしてはならず、関連の行政部門（土地管理、都市計画・建設、税関、消防、工商、品質検査など）は関連手続きを行なってはならないと規定されている¹⁵¹。他方で、制限類に属する既存の生産能力に関しては、企業が改造・グレードアップ措置をとり、金融機関が貸付原則に従い引き続き支援することを許可する旨が規定されている¹⁵²。

2-1-2-3-2 地方政府による関与

- (117) 上記のとおり、中国では EMD 産業を含む製造業の振興のための計画・政策が策定され、中国政府の指導の下、確実な遂行が図られており、産業分野あるいは地方ごとに詳細化した下部計画が各担当部局において策定される。下部計画においては、対象分野についての現状の分析、方針と目標、重点分野の特定、具体的施策（金融支援等）が盛り込まれ、中央の政策の具体化が図られるようになっている¹⁵³。
- (118) Guizhou Redstar Dalong から提出された意見書において、「EMD の国内生産量は国内の生産能力政策、環境保全要求の向上、エネルギー政策の変化などの影響を受け」との記載があった¹⁵⁴。
- (119) Guizhou Redstar Dalong が所在する貴州省の人民政府が制定した「貴州省第 12 次 5 カ年化工産業発展計画」（対象期間 2011～2015 年）には次の内容の記載があった¹⁵⁵。

¹⁵⁰ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 J-1（A-1 関係）及び添付資料 J-1-①（A-1 関係））

¹⁵¹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「産業構造調整促進暫定施行規則（国発〔2005〕40 号）」第 18 条

¹⁵² 調査当局が収集及び分析した関係証拠「産業構造調整促進暫定施行規則（国発〔2005〕40 号）」第 18 条

¹⁵³ 海外においても、中国の産業政策における特徴として、「ある産業部門を選択し、補助金とインセンティブの包括的な組合せを注ぎ込む（a familiar pattern of choosing an industry sector and showering it with a comprehensive mixture of subsidies and incentives）」という評価がある（調査当局が収集及び分析した関係証拠「US-China Economic and Security Review commission, 2010 Report to Congress, 209」）。

¹⁵⁴ 意見の表明（Guizhou Redstar Dalong 平成 30 年 8 月 15 日）

¹⁵⁵ 市場経済追加質問状不備改め版回答書（Guizhou Redstar Dalong）（添付資料 J-5-1（A-2-2 関係））

- (ア) 中央政府の西部大開発発展戦略計画の実施を貫くために、(中略) 貴州工業発展の実状に結び付けて本計画を制定する。
- (イ) 産業発展の特徴と現在の市場需要について、環境の最適化と経済発展に焦点を当てる。化学産業の特別計画と国家と地方のマスタープランとの間の関係を強化し、発展計画の指導性、拘束力と権威性を強化し、業界が健全な発展を続けるように導く。
- (ウ) この計画に従い、各地域および関連省庁の関連部門は、自分の職責と結び付けて具体的な実施計画と保証措置を策定し、さまざまな政策措置の実施範囲と期間を明確にし、ガイダンスと調整を強化し、政策効果のタイムリーな監督と点検及び事後評価を実施する。
- (エ) 貴州の石炭、リン、水、電力の資源の組み合わせの利点を十分に発揮させるために、国家と省委員会・省政府の化学産業発展に関する要求に従い、既存の生産設備及びその附属能力向上のための改造に対する投入を増加させ、現代の石炭化学工業、微細リン系化学工業やゴム、マンガン、アンチモンなどの化学工業を大いに発展させ、構造の最適化を一層図り、上流と下流の支援と中核的な競争力を持つ産業クラスターを形成することで、化学産業の持続可能な発展を加速することを図る。
- (オ) 産業政策指針と厳格な業界受け入れ基準を強化し、プロジェクト投資と建設の「3 つの同時」原則を誠実に実施する。
- (カ) 監督と検査を強化し、厳格に産業生産能力の無秩序な拡大を制御する。法的手続きに承認されていないかファイリングされていないプロジェクトは、法律に従って調査され、処罰されるものとする。
- (キ) 主要なプロジェクトの手配と投資については、マクロ指導と将来展望に焦点を当て、政府の投資とサポートを増強し、さまざまな資金を産業技術のアップグレード、構造調整と最適化、企業技術革新、省エネルギー、排出削減などへの投資に導く。
- (120) また、「貴州省第 12 次 5 カ年化工産業発展計画」中、「五、発展重点と主要任務」の下に、「水銀を含まない EMD、アンチモン、鉛、亜鉛、水銀、マンガン、ヨウ素、セレン等の無機及び化学製品のサポートに重点を置く」、また、「Guizhou Redstar Dalong の年間生産高 2 万トンのリチウムイオン電池専用 EMD」等を「重点として実施する」との記載があった¹⁵⁶。
- (121) 「貴州省第 12 次 5 カ年化工産業発展計画」と趣旨を同じくする、調査対象期間中の貴州省の他の計画の有無、及びその中での EMD に関連する記載の有無について Guizhou Redstar Dalong に質問したところ、関連計画の存在を知らない旨の回答があった¹⁵⁷。
- (122) 「貴州省第 13 次 5 カ年新興産業発展計画」には、「第三章 産業レイアウト」「第二節 産業レイアウト」の「新素材産業」の項において、「開陽リン化学工業パーク、貴陽ハイテク開発区、銅仁大龍経済開発区・リチウムイオン産業パーク」等に依頼し、「高純度の電解マンガン金属と、マンガン酸リチウム、ニッケル・コバルト・マンガン酸化物カソード材料、特殊電解二酸化マンガン」などの新材料の研究開発と産業化の推進に力を入れるとの記載があった¹⁵⁸。また、同計画の「図 4 貴州省新素材産業のレイアウト」には、「銅仁市：銅仁大龍経済開発区リチウム電池産業パーク、銅仁ファインケミカルハイテク産業基地、松桃工業団地

¹⁵⁶ 市場経済追加質問状不備改め版回答書 (Guizhou Redstar Dalong) (添付資料 J-5-1 (A-2-2 関係))

¹⁵⁷ 市場経済追加質問状回答書 (Guizhou Redstar Dalong) (調査項目 J-6 (A-2-2 関係))

¹⁵⁸ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「貴州省第 13 次 5 カ年新興産業発展計画」(以下、脚注において「貴州省第 13 次 5 カ年新興産業発展計画」という。)
「第三章 産業レイアウト」「第二節 産業レイアウト」
「4. 新素材産業」

などに依頼を行い、ニッケル・コバルト・マンガン酸化物カソード材料、特殊電解二酸化マンガ、高純度硫酸マンガ、樹脂系複合材料などの新材料の研究開発と産業化」との記載があった¹⁵⁹。

- (123) 「国务院の投資体制改革に関する決定」に基づく貴州省企業技術改造投資項目備案管理弁法において、EMD の生産ライン・生産プロジェクトの増設に届出が義務付けられていた¹⁶⁰。Guizhou Redstar Dalong の市場経済追加質問状回答書によれば、この手続きは届出であり、「届出は政府にこの生産ライン/プロジェクトの存在を知らせるだけ」であるが、貴州省企業技術改造投資項目備案管理弁法の中には、「ファイリングを実行するプロジェクトにつき、国の法律法規に合うべきです；国の産業政策と業界立入制度に合致すべきです；貴州省の社会発展計画と生産力配置に合います」（第 3 条）との規定並びに届出されたプロジェクトを「ファイリングしない」場合及びファイリングを「許可しないプロジェクト」（第 7 条、第 8 条）についての規定が存在し、また、「ファイリング決定」に対して申請者が異議を有する場合の行政再議又は行政訴訟の手続き（第 9 条）が規定されているなど、単に「知らせるだけ」ではなく、届出の後にファイリングの可否が決定されることが読み取れた。さらに、「ファイリングされていないが勝手に工事を始めた」プロジェクト又は「ファイリング内容に基づいて工事を展開しない」プロジェクトについて、発見した場合には、「直ちにその工事を停止するように命令」し「法律に基づいて関係部門と責任者の責任を追及する」（第 16 条）との規定及びファイリング機関がファイリングしないプロジェクトについては他機関（国土資源、環境保護、都市計画、公安消防、銀行等）は手続きを進められない旨の規定（第 17 条）が存在するなど、生産ライン・生産プロジェクトの増設に関して種々の管理がなされていることが読み取れた¹⁶¹。

- (124) Xiangtan が所在する湖南省経済情報化委員会が制定した「湖南省軽工業『十二五』発展計画」（湘経信投資[2011]627 号、対象期間 2011～2015 年）には次の内容の記載があった¹⁶²。

- (ア) 主な発展目標として、2015 年まで、『十二五』期間計画の重点技術改造に 500 億人民元を投資する。
- (イ) 重点発展産業の一つである日用化学工業について、Xiangtan 等の重点企業及び省軽工業研究院国家電池検査センターが中心となって、合成洗剤、洗面用品新素材、香油香料、EMD、電池の 5 大製品を重点的に発展させる。
- (ウ) 湖南省の電池原料資源の強み及び技術人材資源の強みを十分に発揮し、EMD 製品の国内での最先端地位を強固にするとともに、リチウムイオン電池、無水銀電池、アルカリ乾電池と電気を使った新型光源材料を重点的に開発させる。2015 年まで、50 億人民元の生産額を実現する。
- (エ) 政策措置として、湖南省政府は省内の製品調達力の向上、大企業発展戦略の実施、財政支援の強化等を行なう。
- (オ) 財政支援については、軽工業の特徴及び現情勢下の需要に基づき、既存の財政特別資金の機能を十分に発揮した上で、軽工業プロジェクトへの支援を強化し、原材料拠点の建

¹⁵⁹ 貴州省第 13 次 5 カ年新興産業発展計画「図 4 貴州省新素材産業のレイアウト」

¹⁶⁰ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 J-3（A-1 関係））及び市場経済再追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 S-1（J-3 関係））及び添付資料 S-1-1（J-3 関係）

¹⁶¹ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 J-3（A-1 関係））及び市場経済再追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 S-1（J-3 関係））及び添付資料 S-1-1（J-3 関係）

¹⁶² 申請書（別紙（非公開）6-1）及び本邦生産者現地調査提出資料 97

設・立ち後れた生産能力の淘汰に対する補償・新規雇用の奨励等に重点的に用いる。同時に、不合理な費用徴収を整理し、企業の負担を軽減する。銀行金融機関は、軽工業への信用貸付支援を強化し、基礎的状況が良好で、雇用促進が明らかであり、信用記録が良好で、競争力を有し、マーケットを有するものの一時的に経営や財務に困難が生じている企業に対して信用貸付支援を行い、返済期限が到来した貸付金について適当な期限延長を認めるものとする。また、条件を満たす企業の社債、中小企業集合債券、短期融資券の発行等を支援し、審査認可手続を簡略化し、企業の資金調達ルートを拡大する。さらに、中小企業信用保証機関に対する支援を強化し、軽工業中小企業融資プラットフォームを構築し、保証機関が軽工業中小企業に信用保証及び融資を提供することを奨励する。

(カ)「湖南省軽工業『十二五』重点プロジェクト」として、Xiangtan の下記プロジェクトが列挙されていた。

プロジェクト名	建設内容、規模	総投資額 (万元)	資金構造			建設期間
			自己資金	銀行貸付	その他	
マンガン残渣処理プロジェクト	年間処理能力 40 万トン	7,256	2,902.4	2,176.8	2,176.8	2010～2013
生産ライン全体移転プロジェクト	湘潭マンガン鉱石地区に EMD 年産 6 万トン、金属マンガン年産 3 万トンのプロジェクト建設	150,000	60,000	45,000	45,000	2011～2015
マンガン酸リチウム正極材料プロジェクト	ハイエンドリチウム年産 2000 トン生産ライン	5,000	2,000	1,500	1,500	2011～2012
マンガン鉱石物流パーク建設プロジェクト	200 万トン鋼材備蓄倉庫・堆積場、3 万トン硫酸備蓄タンク区及び関連の積卸設備の建設を計画	6,000	2,400	1,800	1,800	2010～2013
鉱山生産能力拡大及び水処理プロジェクト	鉱石年産 15 万トン、マンガン粉年産 10 万トン、坑内汚水処理年間 300 万 M ³	3,000	1,200	900	900	2010～2012

(125) 湘潭市政府が制定した『『両型』技術製品調達暫定弁法』(潭政弁発[2012]57 号)において、同弁法は同市政府の予算管理に組み込まれている国家機関、公的機関及び団体組織(以下「調達組織」という。)による財政性資金を使用した『両型』技術製品の調達行為に適用され、調達組織は『両型』技術製品目録に記載の製品を優先的に調達しなければならないとされていた。Xiangtan の EMD 製品は同目録に掲載されており、調達組織が優先的に調達する対象となっている¹⁶³。

¹⁶³ 申請書 別紙(非公開) 6-1 及び本邦生産者現地調査提出資料 98

(126) 補助金等の交付について、市場経済質問状回答書及び申請書より次のとおり確認した。

(ア) Guizhou Redstar Dalong は、2012 年 4 月から 2017 年 12 月までに、【補助金等プログラムの名称】等の補助金を少なくとも約【補助金額】元程度受けていた¹⁶⁴。

(イ) なお、一部の補助金額は【補助金額の算出の説明】算出されていたが、Guizhou Redstar Dalong【Guizhou Redstar Dalong の補助金額の算出の説明】で算出されている補助金があった¹⁶⁵。当該理由を Guizhou Redstar Dalong に質問したところ、Guizhou Redstar Dalong の主製品が EMD であるためとの回答があった¹⁶⁶。なお、当該補助金に関して、Guizhou Redstar Dalong が提出した証拠のうち、中国語版（原本）には【記載内容】と記載されていたが、日本語訳版には【記載内容】と記載されていた¹⁶⁷。

(ウ) Guizhou Redstar Dalong が 2015 年 1 月から 2017 年 12 月 31 日までの間に受領した補助金のうち、上位 3 つの補助金は、【補助金等プログラムの名称①】補助金、【補助金等プログラムの名称②】補助金及び【補助金等プログラムの名称③】補助金であった¹⁶⁸。このうち、【補助金等プログラムの名称①】補助金については、少なくともその一部は【補助金に関する記載】する政策であった¹⁶⁹。【補助金等プログラムの名称③】補助金については、銅市工信〔2016〕7 号に、【記載内容】の記載があった^{170 171}。なお、上記補助金に関して Guizhou Redstar Dalong が中国政府に提出した交付申請書類の提出を求めたが、提出はなかった¹⁷²。

(エ) Xiangtan の連結財務諸表（2013～2015 年度）によれば、Xiangtan 及びその傘下企業が 2012 年度から 2015 年度までに受領した政府補助金は少なくとも約 1 億 3,858 万元である^{173 174}。

(オ) Xiangtan の 2014 年度及び 2015 年度の営業利益は赤字であったが、2015 年度に、Xiangtan の株主であり、また、湘潭市人民政府国有資産監督管理委員会により最終的に株式の 100%を保有される湘潭振湘国有資産経営投資有限公司（国有法人）から、湘潭市の污水处理会社を買収（完全子会社）し、2016 年度には赤字を脱却している^{175 176}。また、Xiangtan の 2015 年 1 月付公告書「Xiangtan の株式発行による資産購入、関連取引の実施状況及び新規株式上場の報告書」には、「本件取引により、会社は都市污水集中処理事業を新規に行うこととなり、これにより、単一業種であるとその変動に会社の業績が左右されるといったリスクを軽減し、主要業務の構成を改善し、経済の短期的な

¹⁶⁴ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（補充様式 E-16-2、添付資料 N-2（E-16-2 関係）及び様式 N-2（E-16-2 関係））及び市場経済再追加質問状（調査項目 W-1（N-2 関係））

¹⁶⁵ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（添付資料 N-4-b（E-16-2 関係））

¹⁶⁶ 市場経済再追加質問状回答（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 W-6（N-4 関係））

¹⁶⁷ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（添付資料 N-4-b（E-16-2 関係））

¹⁶⁸ 市場経済当初質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（様式 E-16-2）

¹⁶⁹ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（様式 N-2（E-16-2 関係））

¹⁷⁰ 市場経済再追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（添付資料 W-3-1（N-2 関係））

¹⁷¹ なお、【補助金等プログラムの名称②】については、【交付決定通知書の記載内容】、との旨が記載された当該補助金の交付決定通知の提出があったが、当該付属文書の提出はなく、関連文書（交付要項、交付申請書）は保管していない旨の回答があった（市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 N-2（E-16-2 関係））及び市場経済再追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 W-2（N-2 関係））及び添付資料 W-2-2-⑦（N-2 関係））。

¹⁷² 市場経済再追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 W-1（N-2 関係））

¹⁷³ 申請書 別紙（非公開）6-1、別紙 24、別紙 29 及び別紙 30

¹⁷⁴ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「Xiangtan の 2013 年年度報告、2014 年年度報告及び 2015 年年度報告」

¹⁷⁵ 申請書 別紙（非公開）6-1 及び別紙 22

¹⁷⁶ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「Xiangtan の 2014 年年度報告、2015 年年度報告及び 2016 年年度報告」

波及業界リスクに対する会社の防御能力を増強することができる。同時に、都市污水集中処理事業は安定した収入、利益及びキャッシュフローが見込めるため、会社に安定した収益をもたらし、会社の負債構成を改善し、負債比率を低下させ、債務返済能力を増強することができる。」と記載されていた¹⁷⁷。

(カ) CITIC を 100%間接保有する CITIC Dameng Holdings Limited は、2016 年度には 82,764 千香港ドルの政府補助金を受けている¹⁷⁸。

(127) 上記(104)から(126)までのとおり、中国の中央政府の計画・政策から、産業面を含む全般的な中国政府の指導が認められ、さらに、貴州省等の個別産業分野に関する計画において、EMD に係る具体的なプロジェクト生産高や投資額等の記載が認められた。加えて、中央政府及び地方政府によって EMD に係る新規プロジェクトに対する制限が行われていること、EMD の生産者が補助金等による政府支援を受けていることも認められた。このように、EMD 産業は、中国政府からの支援や管理を受けていることが認められた。

(128) 以上から、EMD の生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がないとは認められなかった。

2－1－2－4 国内生産者における状況

2－1－2－4－1 資本関係等

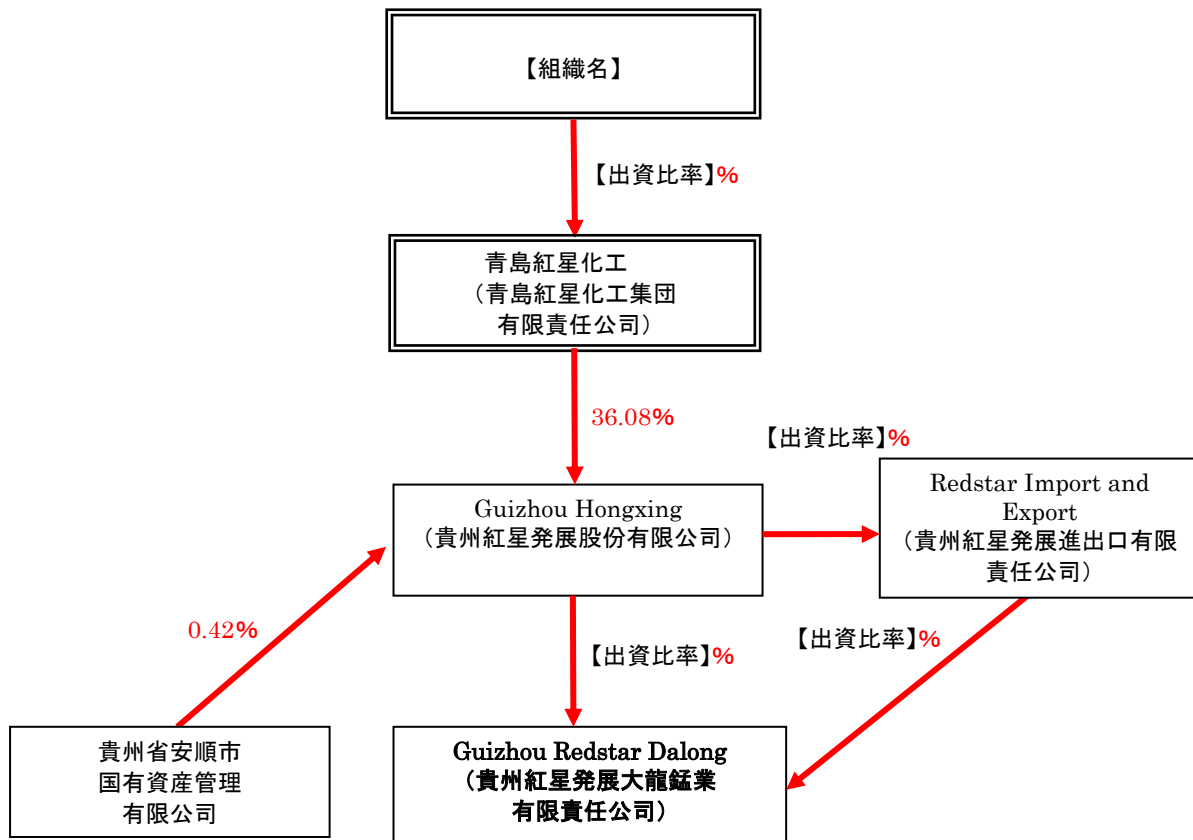
(129) Guizhou Redstar Dalong は、下記「**図 1 Guizhou Redstar Dalong の資本関係（2017 年 12 月末現在）**」のとおり、【組織名】が【出資等の状況】する青島紅星化工集団有限責任公司（以下「青島紅星化工」という。）に間接保有されていた¹⁷⁹。

¹⁷⁷ 申請書 別紙 26

¹⁷⁸ 申請書 別紙（非公開）6-1 及び別紙 9-6

¹⁷⁹ 市場経済当初質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（市場巻添付資料 A-28）及び市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 J-24（A-28 関係）及び添付資料 J-24（A-28 関係））

図 1 Guizhou Redstar Dalong の資本関係（2017 年 12 月末現在）^{180 181}



(130) 青島紅星化工の定款には、【出資者の職権】旨等が規定されていた¹⁸²。

(131) 青島紅星化工の定款には、【会社の形態の説明】との規定があった¹⁸³。

(132) 中華人民共和国会社法¹⁸⁴【会社の形態、董事会の設置・構成、董事長、副董事長、董事及び高級管理職に関する規定】と規定されている。

(133) Guizhou Redstar Dalong の定款¹⁸⁵には、【董事会の設置・構成、董事の選出方法、及び董事長の設置についての説明】旨が規定され、また、董事会の職務として、【董事会の職務についての説明】旨が規定されていた。

(134) Guizhou Redstar Dalong の董事長は、【兼務の状況】を兼務していた¹⁸⁶。また、Guizhou Redstar Dalong の董事（董事長を除く。）【人数】名のうち【人数】名は、【兼務の状況】を兼

¹⁸⁰ 市場経済当初質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（市場巻添付資料 A-28 及び様式 A-32）及び市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（添付資料 J-24（A-28 関係））

¹⁸¹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「Guizhou Hongxing の 2017 年年度報告」

¹⁸² 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（添付資料 J-20-b（A-28 関係））

¹⁸³ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（添付資料 J-20-b（A-28 関係））

¹⁸⁴ 市場経済当初質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（市場巻添付資料 A-36-a）

¹⁸⁵ 市場経済当初質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（市場巻添付資料 A-29-a 及び A-29-b）

¹⁸⁶ 市場経済当初質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 A-34-2）及び市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（添付資料 J-20-a（A-28 関係））

務していた¹⁸⁷。

さらに、法人を代表して職権を行使する¹⁸⁸「法定代表者」について、【会社名】の董事は、【会社名】の法定代表者になっていた¹⁸⁹。また、【会社名】の法定代表者は【会社名】の法定代表者にもなっていた¹⁹⁰。

- (135) Guizhou Redstar Dalong の董事会構成委員及びその候補者の選出・決定の方針について、
「株主会議は、双方の株主¹⁹¹の法定代表者又は権限委譲者が会議に出席し、Guizhou Redstar Dalong の董事、監査役、高級管理職が列席する。董事会の選挙方針は、双方の株主で指名し、株主総会で選挙し、選出された董事は、会議に出席した二分の一以上の議決権のある株主の選挙で任命される」旨の回答があった¹⁹²。

- (136) 上記「**図 1 Guizhou Redstar Dalong の資本関係(2017 年 12 月末現在)**」のとおり、Guizhou Redstar Dalong は、Guizhou Hongxing に【株式保有率】%、Redstar Import and Export に【株式保有率】%の株式を保有されていた。また、Guizhou Hongxing は Redstar Import and Export の株式を【株式保有率】%保有しており、Guizhou Redstar Dalong は実質的に Guizhou Hongxing の【株式保有率】%出資子会社となっている。

Guizhou Hongxing は、青島紅星化工及び国有法人の貴州省安順市国有資産管理有限公司から出資を受けていた。なお、Guizhou Hongxing は、青島紅星化工から 36.08%の出資を受けているが、2 位以下の出資者の出資比率は 0.42%以下と極めて低かった¹⁹³。

また、中華人民共和国会社法（第 216 条）上「投資関係、協議またはその他手配で、実質的に会社の行為を支配することのできる人」¹⁹⁴を示す概念である「実質支配者」について、Guizhou Hongxing の実質支配者は【実質支配者名】であった¹⁹⁵。さらに、青島紅星化工の実質支配者【実質支配者名】であった¹⁹⁶。なお、明確な概念を持たないとして Guizhou Redstar Dalong の実質支配者の氏名等の回答はなされなかった¹⁹⁷。

- (137) Guizhou Redstar Dalong の締結している熱（蒸気）の供給・利用契約の中に、【契約書の内容】であるとの記載があった。また、この記載は、Guizhou Redstar Dalong が国有持株会社であるという契約当事者双方の認識で記載したもので、契約の一方の当事者の情報を明確にするものである旨の説明があった¹⁹⁸。

¹⁸⁷ 市場経済当初質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 A-34-2）

¹⁸⁸ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「法人、法人代表、法定代表者の違いは何ですか？」（中華人民共和国工業情報化部 HP）

¹⁸⁹ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 J-20（A-28 関係）及び添付資料 J-21-a（A-28 関係））

¹⁹⁰ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 J-20（A-28 関係）及び添付資料 J-21-a（A-28 関係））

¹⁹¹ Guizhou Redstar Dalong の株主は【株主に関する説明】である（市場経済当初質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（市場巻添付資料 A-28））。

¹⁹² 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 J-34（A-33-2 関係））

¹⁹³ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 J-24（A-28 関係）及び添付資料 J-24（A-28 関係））

¹⁹⁴ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 J-27（A-29 関係））

¹⁹⁵ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 J-25（A-28 関係））

¹⁹⁶ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（添付資料 J-24（A-28 関係）及び J-25（A-28 関係））

¹⁹⁷ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 J-27（A-29 関係））

¹⁹⁸ 市場経済当初質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（市場巻添付資料 B-10-b）及び市場経済追加質問状

(138) 上記(129)から(137)までのとおり、Guizhou Redstar Dalong には、Guizhou Hongxing を通じた青島紅星化工及び【組織名】、すなわち【組織名】による間接的な支配が及んでいると認められた。

(139) 中華人民共和国憲法は、「中国の各民族人民は、引き続き中国共産党の指導の下に、(中略)我が国を富強、民主的、かつ、文明的な社会主義国家として建設する。¹⁹⁹⁾と「党の指導性」を規定している。中国共産党規約においても「中国共産党は人民を指導して社会主義市場経済を発展させる。²⁰⁰⁾と規定されており、同規約 30 条において、「企業、農村、政府機関、学校、科学研究機関、住民区・コミュニティ、社会組織、人民解放軍の中隊およびその他の末端組織で、正式党员が三名以上いるところには、全て党の末端組織を作るものとする。²⁰¹⁾とし、党の末端組織の基本的任務として「党の路線、方針、政策を宣伝し、実行²⁰²⁾することを挙げ、「党の下級組織は、上級組織の決定を断固実行しなければならない。²⁰³⁾と規定している。更に同規約 33 条は、「国有企業の党委員会が、規制にしたがって主導的役割を果たし、方向性を示し、全体的な状況を管理し、保険を実施し、企業の主要事項について議論し決定する。」こと、「国有企業および集団所有制企業における党の末端組織は、政治的中核としての役割を発揮し、企業の生産・経営を軸に活動を進める。当該企業における党と国家の方針、政策の貫徹と執行を保証し、監督する。(中略)企業の重要問題の意思決定に参画する。」ことを規定している²⁰⁴⁾。中華人民共和国会社法第 19 条(共産党の活動)においても、「中国共産党規約の規定に基づき、会社内に中国共産党の組織を設立し、党の活動を行うものとする。会社は党組織の活動のために必要な条件を提供しなければならない。²⁰⁵⁾と規定している。

(140) Guizhou Redstar Dalong には会社内に共産党委員会が設置されており²⁰⁶⁾、Guizhou Redstar Dalong の董事【董事と共産党との関係】であった²⁰⁷⁾。

(141) また、Guizhou Redstar Dalong の工会(労働組合)役員 5 名【工会役員と共産党との関係】であった²⁰⁸⁾。

(142) 上記(139)から(141)までのとおり、中国においては、中華人民共和国憲法、中国共産党規約及び中華人民共和国会社法において、中国共産党が、党と国家の方針、政策の実行を図るべく、企業内に下級組織を設け、下級組織を通じて企業の意思決定に深く関与することが規定されている旨が認められたとともに、Guizhou Redstar Dalong にも会社内に共産党

回答(Guizhou Redstar Dalong)(調査項目 K-8 (B-10 関係))

¹⁹⁹⁾ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中華人民共和国憲法」 序言

²⁰⁰⁾ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国共産党規約」(以下、脚注において「中国共産党規約」という。) 序言

²⁰¹⁾ 中国共産党規約第 30 条

²⁰²⁾ 中国共産党規約第 32 条 (一)

²⁰³⁾ 中国共産党規約第 16 条

²⁰⁴⁾ 中国共産党規約第 33 条

²⁰⁵⁾ 市場経済当初質問状回答書(Guizhou Redstar Dalong)(市場巻添付資料 A-36-a)

²⁰⁶⁾ 市場経済当初質問状不備改め版回答書(Guizhou Redstar Dalong)(訂正様式 A-31)及び市場経済追加質問状回答書(Guizhou Redstar Dalong)(調査項目 J-33 (A-31 関係)及び添付資料 J-33 (A-31 関係))

²⁰⁷⁾ 市場経済当初質問状不備改め版回答書(Guizhou Redstar Dalong)(訂正様式 A-31)

²⁰⁸⁾ 市場経済当初質問状不備改め版回答書(Guizhou Redstar Dalong)(訂正様式 C-6-2)

組織が設置されていることが確認された。

- (143) Xiangtan は、湘潭市人民政府国有資産監督管理委員会により最終的に株式の 100%を保有される湘潭振湘国有資産経営投資有限公司（国有法人）により 10.52%、湘潭振湘国有資産経営投資有限公司が 100%の持ち分を有する湘潭電化集团有限公司（国有法人）により 31.37%の株式を保有されている（2016 年 9 月 30 日現在）²⁰⁹。
- (144) CITIC を 100%間接保有する CITIC Dameng Holdings Limited は、広西政府が 100%所有する廣西大鋳業集團有限公司により 22.64%の株式を保有されており、同社が第 2 位の持分を有する株主となっている²¹⁰。
- (145) Guizhou Manganese は、国有企業である西南能鋳集团股份有限公司により 60%の株式を保有されている²¹¹。
- (146) 上記(143)から(145)までのとおり、その他知り得た EMD 生産者について、中国政府による間接的な支配を示す証拠はあったが、それに反する証拠は提出されなかった。
- (147) 以上から、EMD の生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がないとは認められなかった。

2-1-2-4-2 その他

- (148) Guizhou Redstar Dalong には工会（労働組合）が設置されていた²¹²。工会には董事及び高級管理者を含む全ての社員が加入し²¹³、また、工会の【役職】は、同社の財務責任者（財務部部长）であった²¹⁴。また、上記(140)及び(141)のとおり、工会役員 5 名【役員と共産党との関係】²¹⁵、使用者側の董事【董事と共産党との関係】であった²¹⁶。
- (149) Guizhou Redstar Dalong の工会（労働組合）規約²¹⁷【規約内容】する旨記載され、中華全国総工会が公布する企業工会工作条例第 51 条には、「企業内の工会は、上級工会の指導とともに同レベルの共産党組織の指導も受け、当該同レベルの共産党組織の指導が主となるものとする。」旨記載されていた²¹⁸。
- (150) Guizhou Redstar Dalong の工会（労働組合）規約【労働組合経費の説明】との規定があり、また、中国労働組合法第 42 条には、労働組合経費の資金源として、「労働組合会員で納付し

²⁰⁹ 申請書（別紙（非公開）6-1、別紙 24 及び別紙 25）

²¹⁰ 申請書（別紙（非公開）6-1 及び別紙 9-6）

²¹¹ 申請書（別紙（非公開）6-1 及び別紙 9-8）

²¹² 市場経済当初質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 C-6-1）

²¹³ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 L-5（C-6-2 関係））及び市場経済再追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 U-1（L-5 関係））

²¹⁴ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 L-7（C-6-2 関係））及び市場経済再追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 U-2（L-7 関係））

²¹⁵ 市場経済当初質問状不備改め版回答書（Guizhou Redstar Dalong）（訂正様式 C-6-2）

²¹⁶ 市場経済当初質問状不備改め版回答書（Guizhou Redstar Dalong）（訂正様式 A-31）

²¹⁷ 市場経済当初質問状不備改め版回答書（Guizhou Redstar Dalong）（補充市場巻添付資料 C-6-2-b）

²¹⁸ 市場経済再追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（添付資料 U-3-1（L-12 関係））

た会費」、「労働組合組織が設置された企業、事業者、機関は、各月度の従業員全員の給与総額の百分の二で労働組合に経費を捻出する」「労働組合が所属している企業、事業者が上納した収入」「人民政府の手当」「その他の収入」との記載があった²¹⁹。

(151) 市場経済当初質問状回答書において、Guizhou Redstar Dalong の給与管理制度に関する資料の提出及び従業員の賃金、福利、安全、保険等の従業者自身の利益と関わりのある事項を検討する際の労働組合の代表が参加した会議の議事録その他の関係資料として【会社員代表大会の討論の意見】の提出があったが²²⁰、当該意見には【記述の状況】ことから、市場経済追加質問状において、上記提出資料以外で、従業員の賃金、保険等の従業員自身の利益と関わりのある事項の決定に関する Guizhou Redstar Dalong と労働組合との交渉その他やりとりに関する記録の提出を求めたところ、工会（労働組合）の関連活動は、相応の記録を残していないため提出できない旨の回答があった²²¹。

(152) 以上から、労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されていることは認められなかった。

(153) EMD 生産に係る主要な原材料等の投入財の購入先に関して、Guizhou Redstar Dalong は、政府系企業が出資している関連会社である【会社名】から投入材【投入材】を購入しており、価格決定において政府の干渉はない旨の関連会社作成の宣言書（2018 年 8 月 23 日付け）を提出しているが、当該投入材の別の購入先である非関連会社と平均調達価格を比較したところ、【比較結果】であった²²²。

2-1-2-5 結論

(154) 上記 (103) から (153) の事実を総合的に評価すると、上記「**2-1-2-1 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に掲げた事実を認めることができず、市場経済条件が浸透している事実を確認できなかったことから、政令第 2 条第 3 項の規定に基づき、代替国価格を用いることとした。

(155) なお、Guizhou Redstar Dalong から、中国政府は直接的又は間接的に生産・経営活動に関与しておらず代替国価格を使用するべきではない旨の意見²²³があったが、上記のとおり、市場経済条件が浸透している事実を確認できなかったことから、代替国価格を使用することとした。

2-1-3 代替国候補の選定及び正常価格

2-1-3-1 代替国候補の選定

²¹⁹ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 L-10（C-6-2 関係））

²²⁰ 市場経済当初質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（市場巻添付資料 C-2-a 及び市場巻添付資料 C-6-2）

²²¹ 市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 L-11（C-6-2 関係））

²²² 市場経済当初質問状不備改め版回答書（Guizhou Redstar Dalong）（訂正様式 B-2）及び市場経済追加質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（添付資料 K-3（B-4-3 関係））

²²³ 意見の表明（Guizhou Redstar Dalong 平成 30 年 8 月 15 日）

(156) 調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いる可能性を考慮し、上記「**1-5-4 代替国に係る選定通知の送付等**」のとおり、調査当局が知り得た全ての利害関係者及び輸出国政府に対して、「代替国選定 1 回目通知」を送付したところ、本邦生産者 2 者から、代替国候補の提案及び提案する理由等について意見が提出された。

これらの意見を踏まえ、調査当局が知り得た全ての利害関係者及び輸出国政府に対して、各代替国候補における 1 人当たりの GNI²²⁴が中国に近い順に基づき優先順位をつけた「代替国選定 2 回目通知」を送付したところ、上記(61)のとおり、これに対する意見は提出されなかった。

(157) 上記(156)を踏まえ、上記「**1-5-4-3 代替国候補の生産者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、調査当局が知り得た全ての代替国供給者に対し代替国質問状を送付したところ、回答提出期限までに 3 者から代替国質問状回答書が提出された。

(158) 上記(157)を踏まえ、上記「**1-5-4 代替国に係る選定通知の送付等**」の「**表 11 代替国候補の優先順位リスト**」に基づき検討した結果、優先順位の高い国を代替国とすることとした。

(159) 代替国として認定した国に所在する代替国質問状に回答した 1 者（以下「代替国における生産者」という。）は、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っており、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費に当該比較可能な貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「代替国構成価格」という。）²²⁵を正常価格として採用することとした。

2-1-3-2 代替国の正常価格

(160) 代替国構成価格の算出に当たり、生産費（原材料費、労務費及び経費）については、調査対象期間における当該代替国における生産者の回答²²⁶を用いた。

(161) 管理費、販売経費及び一般的な経費については、調査対象期間における当該代替国における生産者の回答²²⁷を用いた。

(162) 利潤については、調査対象期間において、【代替国における数値の説明】であったことから、他の代替国の生産者から提出された回答²²⁸に基づいて算出した。

(163) 上記 (160) から (162) により代替国構成価格を算出したところ、正常価格は、1kg 当たり

²²⁴ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「Doing Business 2018」

²²⁵ 政令第 2 条第 1 項第 4 号

²²⁶ 当該代替国における生産者は、調査対象期間中に、上記(90)に記載した品種分け①（アルカリグレード）の EMD を生産していた一方、下記「2-1-4 調査対象者」のとおり、調査に協力した供給者に係る調査対象貨物は、当該品種分け⑤（その他）の EMD であった。調査当局は、公正な比較をするため、代替国協力企業質問状回答書及び当該供給者質問状回答書等を検証し、品種分け①と⑤は、製造プロセスが共通しており、それぞれの生産費について差異がないことを確認した。

²²⁷ 代替国現地調査提出資料【資料番号】（【企業名】）

²²⁸ 代替国協力企業質問状回答書（【企業名】）添付資料【資料番号】、代替国現地調査提出資料【資料番号】（【企業名】）

【価格】RMB となった。

2-1-4 調査対象者

2-1-4-1 Guizhou Redstar Dalong

2-1-4-1-1 本邦向け輸出価格

(164) Guizhou Redstar Dalong の回答によると、調査対象期間中に同者は、上記(90)に記載した品種分け⑤（その他）の EMD を Redstar Import and Export を通じて、本邦に対し輸出していた。

(165) 調査対象期間中に行われた 3 件²²⁹の本邦向け輸出取引について、契約条件は【貿易条件】であった。

公正な価格比較を行うため、Guizhou Redstar Dalong の回答を踏まえて控除項目を検討した結果、内国間接税、国際運賃、中国国内における荷役・通関諸費用、中国国内運賃及び与信費用をそれぞれ控除した。なお、通貨の換算については、上記 (95)に記載のとおり、販売日における為替レートで換算した²³⁰。

その結果、上記 (90)に記載した品種分け⑤（その他）の EMD の本邦向け輸出価格は 1kg 当たり【価格】RMB となった。

2-1-4-1-2 通貨の換算

(166) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、輸出取引の価格については、【通貨単位】で契約されていたことから、調査当局が認定した販売日において、供給者が会計システムに記帳する際用いている為替レートを用いて供給者の現地通貨である中国人民元に換算した価格で比較した。

2-1-4-1-3 不当廉売差額率

(167) 不当廉売差額は、上記「2-1-3-2 代替国の正常価格」において算出した正常価格と上記「2-1-4-1-1 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として算出したところ、1kg 当たり【価格】RMB となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、「表 21 不当廉売差額率(Guizhou Redstar Dalong)」のとおり、101.39%となった。

²²⁹ 供給者追加質問状不備改め版回答書（20181016 訂正様式 B）及び供給者当初質問状回答書（添付資料 B-2-19-2(B-2-4-1)）（Guizhou Redstar Dalong）

²³⁰ DM 計算書（Guizhou Redstar Dalong）

表 21 不当廉売差額率（Guizhou Redstar Dalong）

	不当廉売差額率 (%)
Guizhou Redstar Dalong	101.39

2-1-4-2 その他の供給者

2-1-4-2-1 不当廉売差額率

(168) Guizhou Redstar Dalong 以外の供給者については、上記(20)及び(21)に記載したとおり、調査当局が供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示したが、必要な情報を提供しなかった。

(169) したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき不当廉売差額率を算出することとした。調査当局が得ることができた回答は、Guizhou Redstar Dalong から提出された回答のみであったことから、その他の供給者の不当廉売差額率は、Guizhou Redstar Dalong の不当廉売差額率に基づき、上記「**2-1-4-1-3 不当廉売差額率**」における EMD の不当廉売差額率と同率を適用した。

2-1-5 不当廉売された貨物の輸入の事実についての結論

(170) 上記のとおり、中国の供給者について、中国を原産地とする不当廉売された EMD の輸入の事実が認められた。

2-2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

2-2-1 総論

(171) 上記(167)から(170)までに記載のとおり、調査対象期間において、Guizhou Redstar Dalong 及びその他の中国供給者が生産した EMD の本邦への不当廉売輸入の事実が認められた。

(172) なお、調査対象期間に、中国の供給者は第三国に対して EMD の輸出を行っていたが、中国の供給者の第三国向け輸出価格は「**2-1-3-2 代替国の正常価格**」である 1kg 当たり【価格】RMB よりも低いものであった。具体的には、品種ごとの輸出価格を把握できた Guizhou Redstar Dalong についての第三国向け輸出価格（工場出荷段階、1kg 当たり）は、アルカリグレードが【価格】RMB、その他が【価格】RMB、全品種は【価格】RMB であった。また、品種ごとの輸出価格が把握できなかったその他の供給者については、全品種で【価格】RMB であった²³¹。

²³¹ 供給者追加質問状不備改め版回答書（Guizhou Redstar Dalong）（20181016 訂正様式 D）及び調査当局が収

(173) 調査当局は、さらに、中国の供給者に係る以下の項目を検討のうえ、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、中国の供給者が生産する EMD の不当廉売輸入が継続するおそれについて、検討することとした。

- ① 供給者の余剰生産能力
- ② 供給者の将来の生産
- ③ 中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在
- ④ 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

2-2-2 供給者の余剰生産能力

(174) Guizhou Redstar Dalong から、EMD の生産能力等に関して、「表 22 Guizhou Redstar Dalong に係る EMD の生産能力、生産量及び稼働率」のとおり回答があり、同者には、相当程度の余剰生産能力があることが認められた。

表 22 Guizhou Redstar Dalong に係る EMD の生産能力、生産量及び稼働率

年	2015 (27)	2016 (28)	2017 (29)
生産能力 (MT/年)	【100】	【100】	【100】
生産量 (MT/年)	【100】	【94】	【92】
稼働率 (%)	【100】	【94】	【93】

(出所) 供給者当初質問状不備改め版回答書 (Guizhou Redstar Dalong) (様式 A-1-6)

(注 1) 各欄の【 】は、2015 年 (平成 27 年) を 100 とする指数である。

(175) また、Guizhou Redstar Dalong から、同一の製造設備から EMD 以外の「他の貨物は製造していない」及び「EMD の生産工程によって他の製品が製造されない」との回答²³²があり、その余剰生産能力を EMD 以外の他の產品に振り向けて利用する可能性はないと考えられる。

(176) 東ソーグループより提出された証拠「2017 EMD Market Review and Forecast²³³」(以下「2017 EMD 市場レビュー及び予測」という。)によれば、中国全体の過去 3 年間における EMD の生産能力等については、「表 23 中国の EMD 産業統計 (中国供給者に係る EMD の生産能力、生産量及び稼働率)」のとおりであった。2017 年 (平成 29 年) には、生産能力が大きく拡大した一方、生産量は緩やかにしか拡大しなかったため稼働率が低下し、【数値】MT という相当程度の余剰生産能力があることが認められた。

表 23 中国の EMD 産業統計 (中国供給者に係る EMD の生産能力、生産量及び稼働率)

年	2015 (27)	2016 (28)	2017 (29)
生産企業数	【100】	【92】	【92】
生産能力 (MT/年)	【100】	【97】	【114】

集及び分析した関係証拠「EMD 輸出入実績 (UN Comtrade)」

²³² 供給者当初質問状回答書 (Guizhou Redstar Dalong) (調査項目 E-1-1-4 及び E-1-1-5-1)

²³³ 証拠の提出 (東ソーグループ 平成 30 年 8 月 20 日) (別添 4-2)

生産量 (MT)	【100】	【105】	【110】
稼働率 (%)	【100】	【108】	【96】

(出所) 証拠の提出 (東ソーグループ 平成 30 年 8 月 20 日) (別添 4-2) 「2017 EMD 市場レビュー及び予測」

(注 1) 各欄の【 】は、2015 年 (平成 27 年) を 100 とする指数である。

(注 2) 生産量については、各品種の生産量を合計して算出した。

(注 3) 稼働率については、調査当局が、年間生産量を年間生産能力で除して算出した。

(177) 上記(175)のとおり、Guizhou Redstar Dalong から、同一の製造設備から EMD 以外の「他の貨物は製造していない」及び「EMD の生産工程によって他の製品が製造されない」との回答があったことを踏まえると、その他の中国供給者においても同様に、その余剰生産能力を EMD 以外の他の製品の生産に振り向けて利用する可能性はないと考えられる。

(178) 以上を踏まえると、中国の供給者には相当程度の余剰生産能力があり、余剰生産能力は EMD 以外の他の製品の生産に振り向けることはできない状況が認められた。

2-2-3 供給者の将来の生産

(179) Guizhou Redstar Dalong から、「特別に設備の新規投資・廃棄計画を制定していない」旨の回答²³⁴があった。

(180) 「2017 EMD 市場レビュー及び予測」によれば、中国における EMD の増産計画として、【EMD の生産者 1 による EMD 増産計画】、【EMD の生産者 2²³⁵による EMD 増産計画】、【EMD の生産者 3 による EMD 増産計画】、【EMD の生産者 4 による EMD 増産計画】、及び【EMD の生産者 5 による EMD 増産計画】が記載されており、減産に係る記載はなかった。

また、当該証拠には、【EMD の生産者 6】の EMD 生産が安定的でないことが記載されていたが、【EMD の生産者 7】を取得予定の【EMD の生産者 8】、【EMD の生産者 9】及び【EMD の生産者 10】においては、EMD 生産が安定的であることが記載されていた。

(181) 2017 年 (平成 29 年) には、国際マンガン協会の会議において中国の業界団体が、「【余剰生産能力に係る言及】」²³⁶すると説明しており、中国における EMD の生産能力の更なる拡大により世界の EMD の需給は、引き続きバランスを欠いた状態が続く可能性が指摘されていた。

(182) 以上を踏まえると、業界として余剰生産能力の問題を認識しているにもかかわらず、今後、中国において EMD の生産増加が見込まれる状況にあることが認められた。

2-2-4 中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在

²³⁴ 供給者当初質問状回答書 (Guizhou Redstar Dalong) (調査項目 A-6-3)

²³⁵ 証拠 (東ソーグループ 平成 30 年 8 月 20 日) 通番 6 による読み替え

²³⁶ 申請書 (別紙 (非公開 11-8))

- (183) 中国国内の EMD 需要については、「表 24 中国の EMD 事業に係る統計データ」のとおり、2015 年（平成 27 年）から 2017 年（平成 29 年）にかけて、国内生産量が緩やかに増加しており、輸出量が増加している一方、国内需要量²³⁷も緩やかな拡大傾向にあることが認められたが、余剰生産能力を全て吸収できるほどの需要の拡大ではないことが認められた。

表 24 中国の EMD 事業に係る統計データ

年	2015 (27)	2016 (28)	2017 (29)
生産企業数	【100】	【92】	【92】
生産量 (MT)	【100】	【105】	【110】
輸入量 (MT)	【100】	【22】	【13】
輸出量 (MT)	【100】	【108】	【126】
国内需要量 (MT)	【100】	【104】	【106】

（出所）証拠の提出（東ソーグループ 平成 30 年 8 月 20 日）（別添 4-2）「2017 EMD 市場レビュー及び予測」

（注 1）各欄の【 】は、2015 年（平成 27 年）を 100 とする指数である。

（注 2）生産量については、各品種の生産量を合計して算出した。

- (184) また、2017 年（平成 29 年）には、国際マンガン協会の会議において中国の業界団体が、中国市場を含む世界の EMD 需要について「【EMD の需要見込み】」²³⁸との見通しを示し、EMD 需要の大幅な拡大は見込まれていないことが認められた。

- (185) 以上を踏まえると、中国において、中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるような国内市場は存在しないことが認められた。

2-2-5 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

- (186) EMD の主要な需要国である米国は、2008 年（平成 20 年）10 月、中国産 EMD に対して 149.92%という極めて高率な不当廉売関税の賦課を開始²³⁹し、2015 年（平成 27 年）1 月、当該措置を 5 年間延長²⁴⁰した。

Guizhou Redstar Dalong は、2007 年（平成 19 年）以前、同者が生産した EMD を米国向けに大量に輸出していたが、「2007 年に米国はアンチダンピング調査を立ち上げた後に、紅星大龍は米国への輸出量が次第に低下し、2008 年のアンチダンピング措置実施をもって、今日に至るまで米国への輸出を全然していないものです」²⁴¹との回答があった。

²³⁷ 国内需要量は、調査当局が、生産量に輸入量を加え、そこから輸出量を除外し、算出した。

²³⁸ 申請書（別紙（非公開）11-8）

²³⁹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「73 FR 58537-58538, October 7, 2008 DEPARTMENT OF COMMERCE International Trade Administration [A-570-919] Antidumping Duty Order: Electrolytic Manganese Dioxide From the People's Republic of China」

²⁴⁰ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「80 FR 1393-1394, January 9, 2015 DEPARTMENT OF COMMERCE International Trade Administration [A-570-919, A-602-806] Electrolytic Manganese Dioxide From the People's Republic of China and Australia: Continuation of the Antidumping Duty Order on the People's Republic of China, Revocation of the Antidumping Duty Order on Australia」

²⁴¹ 供給者当初質問状回答書（Guizhou Redstar Dalong）（調査項目 A-9-5）

当該事実から、Guizhou Redstar Dalong 及びその他の中国供給者による米国向けの EMD 輸出は、今後も引き続き極めて困難な状況にあると考えられる。

(187) 東ソーグループが提出した証拠²⁴²によれば、2017 年（平成 29 年）の中国及び米国を除いた世界の EMD 需要は約【数値】MT であり、中国は、「表 24 中国の EMD 事業に係る統計データ」のとおり、約【数値】MT を輸出していることから、その差の約【数値】MT が、中国供給者以外の EMD 供給者に対して残された需要である。他方、当該証拠によれば、中国及び米国の供給者以外の EMD 供給者の生産能力は、約【数値】MT と推計されており²⁴³、残された当該需要を約【数値】MT 上回っている状況となっていたことから、中国及び米国以外においても、生産能力が需要を上回っていたと認められた。

(188) 以上及び上記(184)で述べた EMD の世界的な需要について、大幅な拡大が見込まれているものではなかったことを踏まえると、中国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しない状況が認められた。

2-2-6 中国を原産地とする EMD の不当廉売輸入が継続するおそれの結論

(189) 中国の供給者が生産する EMD については、調査対象期間において不当廉売関税率を大幅に上回る不当廉売輸入の事実があり、以下①から④までの状況を踏まえれば、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、不当廉売輸入が継続するおそれがあるものと認められる。

- ① 中国の供給者には相当程度の余剰生産能力があり、余剰生産能力は EMD 以外の他の製品の生産に振り向けることはできない。
- ② 中国の供給者の将来の生産は増加が見込まれる。
- ③ 中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できる中国の国内市場は存在しない。
- ④ 中国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しない。

(190) 上記のとおり、中国の供給者が生産する EMD については、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、不当廉売輸入が継続するおそれがあるものと認められた。

²⁴² 証拠の提出（東ソーグループ 平成 30 年 8 月 20 日）（別添 4-1）

²⁴³ 米国による中国以外の国への輸出については、米国からの輸出が 7,508MT であったのに対し、米国における輸入が 7,420MT（いずれも 2017 年（平成 29 年））。調査当局が収集及び分析した関係証拠「EMD 輸出入実績（UN Comtrade）」と、輸出入量がほぼ拮抗していることから、加味しない。

3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(191) 「2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」のとおり、不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続するおそれが認められたことを踏まえ、当該不当廉売された輸入貨物（以下「当該輸入貨物」という。）が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実及び当該事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて検討を行った。

3-1 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

(192) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について検討を行った。

3-1-1 同種の貨物の検討

(193) 協定 11.3 に規定する損害の存続又は再発をもたらす可能性の決定については、協定 3 の規定を参照することとした。協定 3 において、損害の決定は、実証的な証拠に基づき、

(ア) ダumping輸入の量及びダumping輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響、並びに

(イ) ダumping輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行うこととされている。

そこで、まず、本邦産同種の貨物の範囲について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格体系、用途、代替性並びに貿易統計上の分類から、前回延長調査から変更・変化をもたらした事象が識別されるか否か検討を行った。なお、当初調査及び前回延長調査同様、本延長調査においても、本邦生産者の回答から CMD 及び NMD を生産している事実は認められなかった²⁴⁴。

3-1-1-1 物理的及び化学的特性

(194) 前回延長調査までの検証において、物理的特性としては、当該輸入貨物である EMD は、粉末状、数センチメートルの板状又は数ミリメートルから数センチメートルの大きさの塊状の灰黒色の物質であり、本邦において生産された EMD（以下「本邦産同種の貨物」という。）も全て同様の形状を有していたことを確認した。

(195) 化学的特性としては、前回延長調査において、当該輸入貨物は電解工程（詳細は「3-1-1-2 製造工程」に記述のとおり。）を経て製造され、二酸化マンガン（ MnO_2 ）の含有率が 91%以上となるよう純度が高められており、本邦産同種の貨物も全て同様の化学的特性を有していたことを確認した。

(196) 本延長調査において、本邦生産者から、高性能アルカリ乾電池用途の低 BET（比表面積）（【BET（比表面積）】 m^2/g ）かつ高アルカリ電位（約【アルカリ電位】 mV ）の型番製品の開

²⁴⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-5）

発を行った旨の回答²⁴⁵があったが、前回延長調査までの本邦産同種の貨物の化学的特性の範囲に含まれるものであったことを確認²⁴⁶した。

- (197) 以上のとおり、前回延長調査までの検証において、共通性を確認した物理的及び化学的特性について、本延長調査において同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった²⁴⁷。

3-1-1-2 製造工程

- (198) 前回延長調査までの検証において、当該輸入貨物は、原材料となるマンガン (MnO_2) 鉱石、炭酸マンガン (MnCO_3) の鉱石又は鉱粉を【所要の加工工程】した後、電解工程（電気分解を行うための電解槽や電解溝などに極板を挿入し、その極板に電気分解されたマンガン加工物を付着させ、剥離する）を経て洗浄し、粗砕し、【その他所要の加工工程】し製造されていた。また、水素イオン指数 (pH)、不純物除去及び粒子の細かさ等が顧客からの仕様等に係る要求に応じて調整された当該輸入貨物もあった。【加工工程の内容】とする場合もあった。

- (199) また、前回延長調査において、本邦産同種の貨物も、全てについて概ね上記(198)と同じ工程で製造されており、pH の調整を行わない EMD、電解工程の後に焼成工程を経る EMD もあったことを確認するとともに、顧客からの仕様等に係る要求に応じて pH、不純物除去及び粒子の細かさ等が調整されたものがあったことを確認した。

- (200) 以上の前回延長調査までの検証において共通性を確認した製造工程について、本延長調査において、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった²⁴⁸。

3-1-1-3 流通経路

- (201) 前回延長調査までの検証において、当該輸入貨物の本邦における流通経路は、生産者が販売代理店等を介して最終ユーザーに販売する場合と、生産者が直接最終ユーザーに販売する場合に大別できること、本邦産同種の貨物も、最終ユーザーへ販売代理店等を介して販売する場合と直接販売する場合に大別できることを確認した。

- (202) 以上の前回延長調査までの検証において共通性を確認した当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の流通経路について、本延長調査において同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった²⁴⁹。

3-1-1-4 価格体系

²⁴⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-6-5）

²⁴⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-6-1 及び調査項目 C-5）

²⁴⁷ 申請書（2-3(3)）及び本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-6-1）

²⁴⁸ 供給者当初質問状回答書（添付資料 A-6-2）及び本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-7-1 及び A-7-2）

²⁴⁹ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-10-2）、産業上の使用者質問状回答書（FDK 及び日揮触媒化成）（調査項目 A-3-2）及び産業上の使用者質問状不備改め版回答書（マクセル）（調査項目 A-3-2）

(203) 前回延長調査までの検証において、当該輸入貨物は、EMD のグレードに応じた価格で取引が行われていたことを確認した。また、本邦産同種の貨物についても、アルカリ一次電池の原料となる EMD、リチウム一次電池の原料となる EMD、フェライト製造材料となる EMD 及びそれら以外の用途で使用する EMD のそれぞれに応じた価格で取引が行われていたことを確認した。

(204) 以上の前回延長調査までの検証において共通性を確認した価格体系について、本延長調査において、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった²⁵⁰。

3-1-1-5 用途

(205) 前回延長調査までの検証において、当該輸入貨物は、主にマンガン一次電池及びアルカリ一次電池の製造原料として使用されており、これらの他にリチウム二次電池の製造原料に使用されていたことを確認した。また、本邦産同種の貨物は、マンガン一次電池、アルカリ一次電池及びリチウム一次電池に加えて、リチウム二次電池、フェライト、医薬品、触媒の製造原料に使用されていたが、本邦において生産された EMD のほとんどが一次電池の製造原料として使用されており、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は、大部分は用途が共通していたことを確認した。

なお、マンングレードの EMD に関しては、前回延長調査において、調査対象期間に乾電池メーカーによるマンガン一次電池の製造が行われなくなったが、乾電池以外の用途として継続して使用されていたことを確認した。

(206) 本延長調査においては、当該輸入貨物のうち約 99.4%が、また、本邦産同種の貨物のうち約 96.5%が一次電池の製造原料として使用されており²⁵¹、これらの貨物の用途は共通していたことを確認した。

(207) 以上のとおり、前回延長調査までの検証において確認した用途の共通性について、本延長調査において、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。

3-1-1-6 代替性

(208) 当初調査において、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性について、代替性が「あり」又は「条件付きで、あり」との回答が大半を占めており、前回延長調査においても、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との間の当初調査時点からの代替性の変化の有無は「無し」との回答が大半を占めるとともに、代替可能性が高まった旨の回答も複数あった。

(209) 本延長調査においては、調査対象期間における当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との間の代替可能性の変化について、本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者の質問状回答書²⁵²から、

²⁵⁰ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）、財務省貿易統計及び申請書（別紙 13）

²⁵¹ 産業上の使用者質問状回答書（様式 B-3）。用途の割合については、平成 24 年度から平成 29 年の用途別使用量を全体使用量で除して算出した。

²⁵² 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 E-3-1）、輸入者当初質問状回答書（調査項目 E-3-1）及び産業上の

回答内容が確認できる 5 者のうち 4 者が変化は「無し」と回答した。変化が「有り」と回答した 1 者からは、当該輸入貨物について、より顧客要求品質に合わせた製品の作り込みが行われるようになった旨、また、【電池メーカーの概要】のアルカリ電池メーカーである【電池メーカー名】社が、【工場所在地】工場において生産している高性能アルカリ電池用途で中国産 EMD を採用し、本邦産同種の貨物の性能は当該中国産 EMD と同等と評価している旨の回答があり²⁵³、全体として代替可能性がより高まっていると認められた。

- (210) 以上のとおり、前回延長調査までの検証において確認した代替性について、本延長調査において、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。

3-1-1-7 貿易統計上の分類

- (211) 前回延長調査までの検証において、当該輸入貨物は、輸入統計品目番号 2820.10-000（二酸化マンガ）に分類され、本邦産同種の貨物も全て同じ統計品目番号（二酸化マンガ）に分類されることを確認した。

- (212) 以上の前回延長調査までの検証において確認した貿易統計上の分類について、本延長調査において、変更・変化は認められなかった。

3-1-1-8 同種の貨物の認定に係る証拠の提出及び意見の表明

- (213) 輸入者から、申請者が当該輸入貨物と本邦産同種の貨物において品質面での差異がないと主張したことについて、品質面での差異がある旨の証拠の提出²⁵⁴があった。これに対し、本邦生産者からは、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物が異なる中和剤、負極極板及び工程順序により生産されていたとしても、代替性は否定されない旨の意見の表明²⁵⁵があった。

(ア) 物理的及び化学的特性

- (a) 輸入者から、本邦産同種の貨物は、中和剤として苛性ソーダ（NaOH）もしくはアンモニア（NH₄OH）を使用している一方で、当該輸入貨物は【原材料】を使用しており、【原材料】は、苛性ソーダに比べて【原材料の違いから発生する事象】が品位に差を生じる原因となる旨の証拠の提出があった²⁵⁶。
- (b) 輸入者から、本邦生産者の電解工程での正極極板の材質はチタン（Ti）で、負極極板は炭素（C）である一方、供給者の多くは負極極板に銅を採用しており、負極極板に銅を採用することで、【設備の違いによる影響】可能性が高くなる旨の証拠の提出があった²⁵⁷。
- (c) 本邦生産者から、中和剤の違い及び銅極板の使用の有無は、EMD の品質に違いをもた

使用者質問状回答書（調査項目 D-3-1）

²⁵³ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 E-3-2）及び本邦生産者現地調査結果報告書（現地調査項目 2.(4)

②)

²⁵⁴ 証拠の提出（蝶理 平成 30 年 8 月 20 日及び平成 30 年 9 月 7 日）

²⁵⁵ 意見の表明（東ソーグループ 平成 30 年 9 月 18 日）

²⁵⁶ 証拠の提出（蝶理 平成 30 年 8 月 20 日及び平成 30 年 9 月 7 日）

²⁵⁷ 証拠の提出（蝶理 平成 30 年 8 月 20 日及び平成 30 年 9 月 7 日）

らすものではない旨の意見の表明があった²⁵⁸。

(イ)製造工程

- (a) 輸入者から、本邦生産者は電解した後の中間工程品（チップ）を粉砕した後、洗浄、中和と工程を進めるのに対して、当該輸入貨物の多くは【製造方法】を取ることににより、【製品の構造】の【化学式】は【状態】、【管理項目】が難しくなる旨の証拠の提出があった²⁵⁹。
- (b) 本邦生産者から、かかる工程順序の違いは、代替性を失わせるほどの EMD の品質の違いを生じさせるものではなく、実際に、同様の工程順序により生産された EMD が、本邦産同種の貨物と代替的に一次電池正極材料として調達されていた旨の意見の表明があった²⁶⁰。

(ウ)代替性

- (a) 輸入者から、【製造設備の違いにより起こり得る事象】は、【事象が与える影響】となることから、特に品質管理の厳しい日本企業での採用の難易度は非常に高い旨の証拠の提出があった²⁶¹。
- (b) また、当該輸入貨物が上記(イ) (a)に示す製法を採用する限りは、日本企業が求める【品質管理基準】ことは難しいことから、【ユーザーの反応】となる旨の証拠の提出があった²⁶²。
- (c) さらに、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の品質の差異は【品質の差異によって発生する事象】と推察される旨の証拠の提出があった²⁶³。
- (d) このため、良質の乾電池を生産する為には本邦産同種の貨物を使用することがベストの選択としつつも、【市場環境】、【メーカーの対応】を検討している旨の証拠の提出があった²⁶⁴。
- (e) 本邦生産者から、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物とに代替性があることは、一次電池メーカーによる認識及び EMD の使用状況からも裏付けられており、たとえ異なる中和剤、負極極板及び工程順序を採用していたとしても、代替性は否定されない旨の意見の表明があった²⁶⁵。

3-1-1-9 同種の貨物の検討についての結論

(214) 上記「3-1-1-8 同種の貨物の認定に係る証拠の提出及び意見の表明」の本邦生産者及び輸入者からの証拠の提出及び意見の表明について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)物理的及び化学的特性

- (a) 輸入者は、提出された証拠において、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物の品質面での差異を主張しているが、原材料、製造設備及び製造工程の違いにより生じる差異並びにそ

²⁵⁸ 意見の表明（東ソーグループ 平成 30 年 9 月 18 日）

²⁵⁹ 証拠の提出（蝶理 平成 30 年 8 月 20 日及び平成 30 年 9 月 7 日）

²⁶⁰ 意見の表明（東ソーグループ 平成 30 年 9 月 18 日）

²⁶¹ 証拠の提出（蝶理 平成 30 年 8 月 20 日及び平成 30 年 9 月 7 日）

²⁶² 証拠の提出（蝶理 平成 30 年 8 月 20 日及び平成 30 年 9 月 7 日）

²⁶³ 証拠の提出（蝶理 平成 30 年 8 月 20 日及び平成 30 年 9 月 7 日）

²⁶⁴ 証拠の提出（蝶理 平成 30 年 8 月 20 日及び平成 30 年 9 月 7 日）

²⁶⁵ 意見の表明（東ソーグループ 平成 30 年 9 月 18 日）

の影響についての主張を裏付ける具体的な数値等の証拠は提出されていない。

- (b) なお、輸入者から提出された分析項目データについて検討したところ、いずれも上記「**3-1-1-1 物理的及び化学的特性**」に示した物理的及び化学的特性の範囲内であることを確認した。したがって、輸入者から提出された証拠は、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の差異を示す指標とは認められなかった。
- (c) 以上から、上記「**3-1-1-1 物理的及び化学的特性**」に記載したとおり、前回延長調査までの検証において共通性を確認した当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の物理的及び化学的特性について、本延長調査において同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。

(イ)製造工程

- (a) 輸入者は、提出された証拠において、当該輸入貨物の製造工程が本邦産同種の貨物と一部異なることにより、品質面に差異が生じる旨の主張をしていることから、本主張は製造工程についての主張ではなく、物理的及び化学的特性並びに代替性についての主張であると認められる。
- (b) したがって、上記「**3-1-1-2 製造工程**」に記載したとおり、前回延長調査までの検証において共通性を確認した当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の製造工程について、本延長調査において同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。

(ウ)代替性

- (a) 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の品質の差異に起因する【品質の差異によって発生する事象】は、代替性を否定する要因とは認められない。一方で、良質の乾電池を生産する為には本邦産同種の貨物を使用することがベストの選択としつつも、【市場環境】、【メーカーの対応】を検討していることは、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の代替性を正に肯定するものである²⁶⁶。
- (b) したがって、上記「**3-1-1-6 代替性**」に記載したとおり、前回延長調査までの検証において確認した代替性について、本延長調査において、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。

- (215) 上記のとおり、前回延長調査において本邦産同種の貨物は、当該輸入貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格体系、用途、代替性及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性を有していることが認められた。一方、本延長調査において、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。以上により、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の貨物であることを確認した。

3-1-2 本邦の産業

- (216) 前回延長調査までの検証において、本邦において EMD を生産しているのは、東ソー日向けの 1 者であること²⁶⁷を確認した。本延長調査においても、利害関係者から提出された証拠等

²⁶⁶ 証拠の提出（蝶理 平成 30 年 8 月 20 日及び平成 30 年 9 月 7 日）

²⁶⁷ 当初調査の調査対象期間中には、東ソー日向けのほかに三井金属鉱業が本邦において EMD を生産していたが、同者は平成 18 年度に EMD の製造から撤退している（前回延長調査結果報告書(256)）。

²⁶⁸から、本邦における上記の生産状況に変更・変化は認められなかった。

(217) また、前回延長調査において、東ソーは、EMDを生産していないが、東ソー日向の株式を100%所有しており、また、東ソー日向が生産する EMD の生産管理を行うとともに、東ソー日向の生産した EMD を販売していたことを確認し、東ソーが東ソー日向を実質的に支配しているとして、当該 2 者を企業集団とみなし、本邦の生産者とした。本延長調査においても、上記の支配関係について、変更・変化は認められなかった²⁶⁹。

(218) さらに、東ソーグループについて、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係²⁷⁰を確認したところ、本延長調査においても特段の関係はなかった²⁷¹。また、本件課税期間の延長申請の日の 6 月前の日以後当該申請の日の前日まで（平成 29 年 9 月 2 日から平成 30 年 3 月 1 日）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、東ソーグループが当該輸入貨物を輸入した事実はなかった²⁷²ことから、本邦の生産者に該当すると判断²⁷³した。

(219) 以上のとおり、本邦の産業は、東ソーグループの 1 グループとした²⁷⁴。

また、「表 25 本邦の産業の状況（平成 29 年 1 月～12 月）」のとおり、当該 1 グループの平成 29 年 1 月から 12 月における生産量は【数値】MT であり、当該 1 グループが本邦で生産する EMD が、本邦における EMD の総生産高に占める割合は 100%であった。

表 25 本邦の産業の状況（平成 29 年 1 月～12 月）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の輸入の有無	申請に対する支持の状況（申請者を除く）	調査への協力
	生産高（MT）	占拠率（%）			
東ソーグループ	【数値】	100%	無し	-	協力する
合計	【数値】	100%			

（出所）本邦生産者確認票及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 41-2（調査項目 B 関係））

3-1-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

3-1-3-1 当該輸入貨物の輸入量

(220) 当該輸入貨物の輸入量の推移は、「表 26 当該輸入貨物の輸入量」のとおりであった。現行の不当廉売関税に係る措置の下、当該輸入貨物の輸入量は、平成 24 年度には 3,057MT であり、当該年度の総輸入量の 45.1%を占めていた。平成 25 年度には、1,404MT（平成 24 年

²⁶⁸ 申請書（4-2）、本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-6-2）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-3-1 及び A-3-2）

²⁶⁹ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-1-4、添付資料 A-4-1 及び様式 A-4-2）

²⁷⁰ 政令第 4 条第 2 項第 1 号から 4 号

²⁷¹ 本邦生産者確認票（VI.1.、VII.1 及び VIII.4.）

²⁷² 本邦生産者確認票（V.1.、VI.1.及び VII.1）

²⁷³ 政令第 4 条第 2 項

²⁷⁴ 協定 4.1、政令第 4 条第 2 項及びガイドライン 4.(1)

度比 54 ポイント減²⁷⁵) と減少し、平成 26 年度には 2,456MT と前年度より増加したが、平成 27 年度は 1,166MT と再び減少し、平成 28 年度には輸入量が前年度の約 1 割の 112MT (総輸入量比 6.1%) にまで減少した。平成 29 年には前年度よりわずかに増加し、334MT となったが、平成 24 年度に比べて 89 ポイント減²⁷⁶ (総輸入量比 24.3%) となり、調査対象期間全体で見ると減少傾向であった。

表 26 当該輸入貨物の輸入量

年度		24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
当該輸入貨物の輸入量 (合計)	輸入量 (MT)	3,057	1,404	2,456	1,166	112	334
	対総輸入量 (%)	45.1%	26.4%	41.5%	45.4%	6.1%	24.3%
第三国からの輸入量	輸入量 (MT)	3,725	3,919	3,469	1,401	1,720	1,040
	対総輸入量 (%)	54.9%	73.6%	58.5%	54.6%	93.9%	75.7%
総輸入量 (MT)		6,782	5,322	5,925	2,567	1,832	1,374

(出所) 財務省貿易統計²⁷⁷

(221) 当該輸入貨物の輸入量は減少傾向であったのに対し、本邦産同種の貨物の販売量は、「表 27 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の販売量の変化」のとおり、平成 25 年度には平成 24 年度に比べて 45 ポイント増加したが、平成 26 年度及び平成 27 年度は減少した。平成 28 年度には平成 26 年度とほぼ同水準まで回復し、平成 29 年は横ばいとなったため、平成 29 年は平成 24 年度に比べて 34 ポイント増となった。

本邦産同種の貨物の販売量は、平成 24 年度については、平成 23 年の東日本大震災後の一時的な需要増加に対する反動の影響により国内需要が落ち込んだことから低水準にあった²⁷⁸が、平成 25 年度以降については、増減はあるものの平成 24 年度の水準を超えて全体としては安定的に推移していた。

表 27 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の販売量の変化

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
当該輸入貨物の輸入量 (MT)	【100】	【46】	【80】	【38】	【4】	【11】
	3,057	1,404	2,456	1,166	112	334
本邦産同種の貨物の販売量 (MT) (国内販売量)	【100】	【145】	【130】	【124】	【134】	【134】

(出所) 財務省貿易統計²⁷⁹及び本邦生産者現地調査提出資料 (通番 41-2 (調査項目 B 関係))

(注 1) 各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

(222) 当該輸入貨物、本邦産同種の貨物及び第三国から輸入した同種の貨物 (以下「第三国産同

²⁷⁵ 表 27 参照

²⁷⁶ 表 27 参照

²⁷⁷ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

²⁷⁸ 本邦生産者当初質問状回答 (調査項目 A-11-1)

²⁷⁹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

種の貨物」という。) の本邦市場における消費の相対的な変化を見ると、「表 28 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移」のとおり、需要量は平成 25 年度に大きく増加したが、平成 26 年度以降は減少傾向にあり、特に、平成 27 年度には平成 24 年度に比較して 12 ポイント減と減少した。これは、上記(221)で述べたとおり、平成 24 年度の国内需要は低水準にあったところ、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて、LMO 原料用途の需要が一時的に増加していたことによるもの²⁸⁰であった。

当該輸入貨物の市場占拠率は、平成 25 年度に国内需要が増加した一方で輸入量が減少したことから大きく低下したが、平成 26 年度には輸入量が増加したことから上昇した。平成 27 年度以降は国内需要が落ち込む以上に輸入量が減少したため市場占拠率は低下し、平成 29 年には平成 24 年度に比べて 87 ポイント減少した。これに対して、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、平成 25 年度に国内需要の増加とともに国内販売量が増加したこと及び当該輸入貨物の輸入量が減少したことから上昇したが、平成 26 年度には当該輸入貨物の輸入増加を受けて低下した。平成 27 年度以降は、国内需要が落ち込む中、総輸入量が減少した一方、本邦産同種の貨物の国内販売量が安定的に推移していた²⁸¹ことから市場占拠率は年々上昇し、平成 29 年には平成 24 年度に比べて 55 ポイント増加した。

なお、第三国産同種の貨物の市場占拠率は調査対象期間を通じて低下傾向にあり、平成 29 年には平成 24 年度に比べて 68 ポイント減少した²⁸²。

表 28 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
当該輸入貨物の占拠率(%)	【100】	【39】	【72】	【43】	【4】	【13】
本邦産同種の貨物の占拠率(%)	【100】	【124】	【116】	【141】	【150】	【155】
第三国産同種の貨物の占拠率(%)	【100】	【89】	【83】	【43】	【52】	【32】
需要量(MT)	【100】	【118】	【112】	【88】	【90】	【87】

(出所) 財務省貿易統計²⁸³及び本邦生産者現地調査提出資料(通番 41-2(調査項目 B 関係))

(注 1) 需要量(MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 総輸入量(MT)

(注 2) 当該輸入貨物の占拠率(%) = 当該輸入貨物の輸入量(MT) / 需要量(MT) × 100

(注 3) 本邦産同種の貨物の占拠率(%) = 本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) / 需要量(MT) × 100

(注 4) 第三国産同種の貨物の占拠率(%) = 当該輸入貨物の供給国以外からの輸入量(MT) / 需要量(MT) × 100

(注 5) 各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

3-1-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

²⁸⁰ 申請書(5-2-3.(2))及び本邦生産者当初質問状回答書(調査項目 A-11-1、B-1)

²⁸¹ 本邦生産者当初質問状回答書(調査項目 A-11-1)

²⁸² 第三国産同種の貨物の輸入量は、平成 27 年度に南アフリカ共和国の生産者が EMD 事業から撤退したことにより大きく減少した(本邦生産者当初質問状回答書(調査項目 A-11-1))。

²⁸³ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

(223) 当該輸入貨物の本邦における輸入価格²⁸⁴と、本邦産同種の貨物の国内販売価格について、まず、全ての品種にかかる販売の年別加重平均価格は「表 29-1 本邦における当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格（全品種、工場渡し²⁸⁵）」のとおり、本邦産同種の貨物の国内販売価格は、平成 24 年度以降ほぼ横ばいから緩やかに低下を続け、平成 28 年度には平成 24 年度に比べて 9 ポイント低下したが、平成 29 年には平成 24 年度と同水準に上昇した。一方、当該輸入貨物の輸入価格は、平成 25 年度に平成 24 年度に比べて 66 ポイント上昇し、平成 26 年度及び平成 27 年度は低下した。平成 28 年度には当該輸入貨物の輸入価格は急激に上昇し、平成 24 年度に比べて 142 ポイント上昇したが、平成 29 年には低下した結果、平成 24 年度に比べて 47 ポイントの上昇となった。

表 29-1 本邦における当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格（全品種、工場渡し）

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
本邦産同種の貨物（円／kg）	【100】	【101】	【99】	【96】	【91】	【100】
当該輸入貨物（円／kg）	【100】	【166】	【145】	【130】	【242】	【147】
	154	257	223	201	373	227
価格比（％）	【50-70】	【95-115】	【80-100】	【70-90】	【155-175】	【80-100】

（出所）財務省貿易統計²⁸⁶及び本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）

（注 1）価格比（％）＝当該輸入貨物の輸入価格（円／kg）÷本邦産同種の貨物の国内販売価格（円／kg）×100

（注 2）各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

(224) 次に、同一品種について比較可能であった 3 品種について当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格の加重平均価格を比較した。

本邦産同種の貨物の全販売量の大宗約【数値】²⁸⁷を占めるアルカリグレードの国内販売価格について見たところ、「表 29-2 本邦における当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格（アルカリグレード、工場渡し）」のとおり、当該輸入貨物の輸入の有無が確認できなかった期間を除き、当該輸入貨物の輸入価格は本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回っており、本邦産同種の貨物の国内販売価格に対する当該輸入貨物の輸入価格の比率は【数値】％であった。

リチウム一次用グレードについては、「表 29-3 本邦における当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格（リチウム一次用グレード、工場渡し）」のとおり、平成 26 年度までの間、当該輸入貨物の輸入価格は本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回っており、本邦産同種の貨物の国内販売価格に対する当該輸入貨物の輸入価格の比率は【数値】％であった。

²⁸⁴ 当該輸入貨物の国内販売価格については、輸入者質問状への回答者が 1 者のみであり、回答から得られた輸入量が財務省貿易統計における輸入量に比較して極めて少量であったことから、財務省貿易統計における輸入価格を当該輸入貨物の輸入価格として使用した。

²⁸⁵ 「工場渡し」とは、販売者の工場（又は倉庫等）で貨物を受け渡し、受渡し後の運賃等は購入者が負担する場合をいう。

²⁸⁶ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

²⁸⁷ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）

フェライト用グレードについては、「表 29-4 本邦における当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格（フェライト用グレード、工場渡し）」のとおり、当該輸入貨物の輸入の有無が確認できなかった期間を除き、当該輸入貨物の輸入価格は本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回っており、本邦産同種の貨物の国内販売価格に対する当該輸入貨物の輸入価格の比率は【数値】%であった。

本邦産同種の貨物の国内販売価格は、現行の不当廉売関税に係る措置の下においても、当該輸入貨物の輸入量が平成 28 年度に極めて少量になる前までは、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮や値下げを要請され、生産量を維持するために販売量を確保しようと、値上げ幅の圧縮や価格の引き下げを余儀なくされていた²⁸⁸。

一方、当該輸入貨物の価格は、輸入の有無が確認できなかった期間を除いても、それぞれの品種において上昇傾向にあった。このため、現行の不当廉売関税 34.3%乃至 46.5%の課税後の国内販売価格については、アルカリグレードは少なくとも平成 26 年度以降、リチウム一次用グレードは調査対象期間中、本邦産同種の貨物の国内販売価格を上回って推移したと認められる。その結果、「3-1-3-1 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、当該輸入貨物全体の輸入量は全体として平成 27 年度以降減少し、平成 28 年度及び平成 29 年には極めて少量となっていた。実際、輸入者から、現行の不当廉売関税の課税措置による事業への影響として、【内容】旨²⁸⁹の回答があった。

当該輸入貨物の輸入量の減少を受け、本邦産同種の貨物の国内販売価格は、平成 29 年には、原材料である二酸化マンガン鉱石及び燃料である C 重油の価格の上昇を受けた取引先との価格交渉により合意が得られた範囲で引き上げられていた²⁹⁰ことを確認した。

表 29-2 本邦における当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格（アルカリグレード、工場渡し）

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
本邦産同種の貨物（円/kg） （アルカリグレード）	【100】	【97】	【102】	【100】	【95】	【103】
当該輸入貨物（円/kg） （アルカリグレード）	【100】	—	【119】	【131】	—	—
	145	—	172	189	—	—
価格比（%） （アルカリグレード）	【65-85】	—	【75-95】	【80-100】	—	—

（出所）財務省貿易統計²⁹¹、申請書（別紙 13）及び本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）

（注 1）価格比（%）＝当該輸入貨物の輸入価格（円/kg）÷本邦産同種の貨物の国内販売価格（円/kg）×100

（注 2）各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

²⁸⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 F-1-2 及び G-2-5-2）

²⁸⁹ 輸入者質問状不備改め版回答書（調査項目 A-8-2 及び添付資料 A-8-2、並びに調査項目 E-5-2）

²⁹⁰ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 F-1-2 及び G-2-5-2）

²⁹¹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

表 29-3 本邦における当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格（リチウム一次用グレード、工場渡し）

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
本邦産同種の貨物（円/kg） （リチウム一次用グレード）	【100】	【102】	【105】	【102】	【93】	【105】
当該輸入貨物（円/kg） （リチウム一次用グレード）	【100】	【120】	【130】	【147】	【192】	【202】
	262	314	339	386	501	528
価格比（%） （リチウム一次用グレード）	【60-80】	【75-95】	【80-100】	【95-115】	【140-160】	【130-150】

（出所）財務省貿易統計²⁹²、申請書（別紙 13）及び本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）

（注 1）価格比（%）＝当該輸入貨物の輸入価格（円/kg）÷本邦産同種の貨物の国内販売価格（円/kg）×100

（注 2）各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

表 29-4 本邦における当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格（フェライト用グレード、工場渡し）

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
本邦産同種の貨物（円/kg） （フェライト用グレード）	【100】	【116】	【120】	【127】	【124】	【134】
当該輸入貨物（円/kg） （フェライト用グレード）	【100】	—	【119】	【118】	—	【105】
	152	—	180	179	—	160
価格比（%） （フェライト用グレード）	【45-65】	—	【45-65】	【40-60】	—	【35-55】

（出所）財務省貿易統計²⁹³、申請書（別紙 13）及び本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）

（注 1）価格比（%）＝当該輸入貨物の輸入価格（円/kg）÷本邦産同種の貨物の国内販売価格（円/kg）×100

（注 2）各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

3-1-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

（225）以上のとおり、需要が平成 25 年度をピークに減少傾向にある中、当該輸入貨物の輸入量は、調査対象期間全体で見ると減少傾向であり、平成 28 年度以降は極めて少量にまで落ち込んだ。その一方で本邦産同種の貨物の販売量は、平成 25 年度以降は全体としては安定的に推移していた。

また、本邦産同種の貨物の国内販売価格が平成 28 年度まで緩やかに低下を続け、平成 29 年には平成 24 年度と同水準に上昇した一方で、当該輸入貨物の輸入価格は、調査対象期間中、それぞれの品種において上昇傾向にあった。このため、本邦産同種の貨物の全販売量の大宗約【数値】²⁹⁴を占めるアルカリグレードにおいては少なくとも平成 26 年度以降、リチウム一次用グレードについては調査対象期間中、現行の不当廉売関税課税後の国内販売価格が、本邦産同種の貨物の国内販売価格を上回っていたと認められた。その結果、当該輸入貨物全

²⁹² 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

²⁹³ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

²⁹⁴ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）

体の輸入量は減少し、平成 28 年度以降は極めて少量となったことから、本邦産業は製造原価の変動を取引先との価格交渉により合意が得られた範囲で反映した価格設定を行うことが可能となり、平成 29 年には、本邦産同種の貨物の国内販売価格は、製造原価の上昇を受けて引き上げられていた²⁹⁵ことを確認した。

3-1-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(226) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に関係を有する全ての経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当販売価格差の大きさを含む。）について検討^{296,297}した。

3-1-4-1 マクロ指標

3-1-4-1-1 生産高（生産量）

(227) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表 30 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、平成 26 年度にかけて増加し、平成 26 年度には平成 24 年度に比べて 36 ポイント増と大きく増加したが、平成 27 年度には平成 24 年度と同水準にまで減少した。平成 28 年度には生産量は再び増加し、平成 29 年には前年より若干減少したものの平成 24 年度に比べて 19 ポイント増となり、全体として安定的に推移していた。

平成 26 年度の実産量の増加は、上記「3-1-3-1 当該輸入貨物の輸入量」で述べたとおり、平成 25 年度からの国内需要増加を受けたものであった²⁹⁸が、平成 26 年度に当該輸入貨物の輸入量が増加し、国内販売量が減少するとともに期末在庫量が増加した。このため、平成 27 年度には生産量が減少したが、平成 28 年度には国内販売量及び輸出量が増加し、生産量も増加した。

なお、本邦生産者による輸出量については、調査対象期間全体としては、概ね国内販売量の増減と同様の推移となっていた。

²⁹⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 F-1-2 及び G-2-5-2）

²⁹⁶ 協定 3.4

²⁹⁷ 調査当局は、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に、検討を行った。

²⁹⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-11-1）

表 30 本邦の産業の生産量の推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
生産量 (MT)	【100】	【106】	【136】	【100】	【123】	【119】
期首在庫量 (MT)	【100】	【105】	【68】	【126】	【100】	【99】
国内販売量 (MT)	【100】	【145】	【130】	【124】	【134】	【134】
自家消費量 (MT)	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】
	0	0	0	0	0	0
輸出量 (MT)	【100】	【110】	【102】	【106】	【118】	【117】
期末在庫量 (MT)	【100】	【64】	【120】	【94】	【97】	【89】

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料 (通番 41-2 (調査項目 B 関係))

(注 1) 各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

3-1-4-1-2 生産能力・操業度 (稼働率)

(228) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した操業度 (稼働率) は、「表 31 本邦の産業の稼働率の推移」のとおり、生産能力が調査対象期間を通じて一定であったため、上記「3-1-4-1-1 生産高 (生産量)」で述べた生産量の増減と同様の推移を示していた。

表 31 本邦の産業の稼働率の推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
生産量 (MT)	【100】	【106】	【136】	【100】	【123】	【119】
生産能力 (MT)	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】
稼働率 (%)	【100】	【106】	【136】	【100】	【123】	【119】

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料 (通番 41-2 (調査項目 B 関係))

(注 1) 稼働率 (%) = 生産量 (MT) / 生産能力 (MT/年)

(注 2) 各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

3-1-4-1-3 在庫

(229) 本邦の産業の期末在庫は、「表 32 本邦の産業の在庫の推移」のとおり、平成 25 年度に在庫量及び在庫率が大幅に低下した後、平成 26 年度に大幅に上昇し、平成 27 年度以降は、増減はあるものの減少傾向にあり、平成 24 年度の水準を下回って推移した。

平成 23 年の東日本大震災後の一時的な需要増加に対する反動により国内販売量が低水準にあったことから、平成 24 年度の在庫量は高水準にあったところ、上記「3-1-3-1

当該輸入貨物の輸入量」で述べたとおり、平成 25 年度に国内販売量及び輸出量が増加した結果、当該年度の在庫量及び在庫率は大幅に減少した。しかし、平成 26 年度には、上記「**3-1-4-1-1 生産高（生産量）**」で述べたとおり、生産量が増加した一方、国内販売量及び輸出量が減少した結果、在庫量及び在庫率は増加した。平成 27 年度以降は、平成 27 年度に本邦生産者が【減産の理由】のため大幅に減産したこと²⁹⁹や、平成 28 年度に国内販売量及び輸出量が増加し、平成 29 年も前年度と同水準であったことから、在庫量及び在庫率は減少傾向にあった。

表 32 本邦の産業の在庫の推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
在庫量 (MT)	【100】	【64】	【120】	【94】	【97】	【89】
在庫率 (%)	【100】	【61】	【88】	【95】	【79】	【75】

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料（通番 41-2（調査項目 B 関係））

(注 1) 在庫率 (%) = 期末在庫量 (MT) / 生産量 (MT)

(注 2) 各欄の【 】は平成 24 年度を 100 とする指数である。

3-1-4-1-4 販売及び市場占拠率

(230) 本邦産同種の貨物の国内販売量は、上記「**3-1-3-1 当該輸入貨物の輸入量**」で述べたとおり、平成 25 年度以降、増減はあるものの全体としては安定的に推移しており、「**表 33 本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率の推移**」のとおり、平成 25 年度に増加したが、平成 26 年度及び平成 27 年度は減少し、平成 28 年度には平成 26 年度とほぼ同水準まで回復し、平成 29 年は横ばいとなった。

本邦産同種の貨物の国内販売量は、平成 23 年の東日本大震災後の一時的な需要増加に対する反動により、平成 24 年度は低水準にあったところ、平成 25 年度に国内需要が増加したこと及び当該輸入貨物の輸入量が減少したことにより増加した。一方、平成 26 年度には当該輸入貨物の輸入増加を受け、また、平成 27 年度には国内需要の減少を受け、国内販売量は減少した³⁰⁰。平成 28 年度は当該輸入貨物の輸入量が極めて少量にまで落ち込んだことにより国内販売量は前年度より増加し³⁰¹、平成 29 年は前年度と同水準となった。

(231) 本邦産同種の貨物の市場占拠率は、上記「**3-1-3-1 当該輸入貨物の輸入量**」及び「**表 33 本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率の推移**」のとおり、平成 26 年度に当該輸入貨物の輸入増加を受けて低下したものの、平成 27 年度以降は、総輸入量が減少した一方、本邦産同種の貨物の国内販売量が安定的に推移していた³⁰²ことから上昇した。

²⁹⁹ 本邦生産者現地調査提出資料（通番 41-2（調査項目 B 関係））

³⁰⁰ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 G-2-3-3）

³⁰¹ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 G-2-3-3）

³⁰² 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-11-1）

表 33 本邦産同種の貨物の国内販売量及び市場占拠率の推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
国内販売量 (MT)	【100】	【145】	【130】	【124】	【134】	【134】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率 (%)	【100】	【124】	【116】	【141】	【150】	【155】
自家消費量 (MT)	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】
	0	0	0	0	0	0

(出所) 財務省貿易統計³⁰³及び本邦生産者現地調査提出資料 (通番 41-2 (調査項目 B 関係))

(注 1) 本邦産同種の貨物の市場占拠率 (%) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) / 需要量 (MT) × 100

(注 2) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 総輸入量 (MT)

(注 3) 各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

3-1-4-2 ミクロ指標

3-1-4-2-1 利潤

(232) 本邦の産業の売上高は、「表 34 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、平成 25 年度は平成 24 年度と比べて 45 ポイント増加したが、平成 26 年度及び平成 27 年度は減少した。平成 28 年度以降は再び増加したことから、平成 29 年は平成 24 年度と比べて 33 ポイント増となり、平成 25 年度以降は平成 24 年度の水準を超えて全体として安定的に推移していた。

これは、上記「3-1-3-1 当該輸入貨物の輸入量」で述べたとおり、平成 24 年度の売上高は低水準にあったところ、上記「3-1-4-1-4 販売及び市場占拠率」で述べたとおり、国内販売量が平成 25 年度に増加し、平成 26 年度及び平成 27 年度には減少し、平成 28 年度には増加したこと、及び平成 29 年には国内販売量は前年度と同水準だったものの、上記「3-1-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、当該輸入貨物の輸入量が極めて少量となっていたことから販売単価が上昇した³⁰⁴ことを反映していた。

売上総利益は、売上高と同様に、平成 25 年度に平成 24 年度と比べて 23 ポイント増加し、平成 26 年度及び平成 27 年度は減少した。平成 28 年度以降は増加したため、平成 29 年は平成 24 年度に比べて 33 ポイント増となった。本邦生産者は、平成 25 年度に製造原価が上昇し、その後高めに推移するなか、上記「3-1-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮や値下げを要請され、生産量を維持するために販売量を確保しようと値上げ幅の圧縮や値下げを余儀なくされていた³⁰⁵ことから、売上総利益及び売上高総利益率は低下傾向となり、平成 27 年度には売上総利益及び売上高総利益率共に平成 24 年度の水準を大きく割り込んだ。この結果、平成 25 年度から平成 27 年度の本邦の産業の属する化学工業全体の売上高総利益率の平均は 29.5~30.9%のところ、本邦の産業の売上高総利益率は【水準の説明】³⁰⁶。

一方、平成 28 年度には当該輸入貨物の輸入量が極めて少量となったことから、本邦産同種

³⁰³ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

³⁰⁴ 本邦生産者当初質問状回答書 (調査項目 G-2-3-3)

³⁰⁵ 本邦生産者当初質問状回答書 (調査項目 F-1-2 及び G-2-5-2)

³⁰⁶ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省法人企業統計調査」

の貨物の国内販売量は増加し、製造原価の低下により国内販売価格は低下したものの売上総利益及び売上高総利益率共に上昇した。平成 29 年には製造原価は上昇したものの、国内販売価格が引き上げられたこと³⁰⁷から売上総利益及び売上高総利益率はさらに上昇した。

営業利益及び売上高営業利益率についても、売上総利益と同様の傾向を示しており、平成 25 年度に前年度より増加した後、平成 26 年度及び平成 27 年度は減少したが、平成 28 年度以降は再び増加したため、平成 29 年は平成 24 年度に比べて営業利益は 84 ポイント、売上高営業利益率は 39 ポイント増加した。

表 34 本邦の産業の利潤の推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
売上高（百万円）	【100】	【145】	【127】	【119】	【121】	【133】
売上総利益（百万円）	【100】	【123】	【108】	【90】	【115】	【133】
営業利益（百万円）	【100】	【162】	【125】	【95】	【143】	【184】
売上高総利益率（％）	【100】	【85】	【85】	【76】	【95】	【101】
売上高営業利益率（％）	【100】	【112】	【98】	【80】	【118】	【139】

（出所）本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（様式 G-2-2）

（注 1）売上高総利益率（％）＝売上総利益（百万円）／売上高（百万円）

（注 2）売上高営業利益率（％）＝営業利益（百万円）／売上高（百万円）

（注 3）各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

3-1-4-2-2 投資及び投資収益

（233）本邦の産業の投資は、「表 35 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、平成 25 年度に減少したが、平成 26 年度は平成 24 年度に比べて 92 ポイントと大きく増加した。平成 27 年度及び平成 28 年度は平成 24 年度とほぼ同水準となったが、平成 29 年は平成 24 年度と比べて 104 ポイント増加した。設備投資が大きく増加した平成 26 年度及び平成 29 年を含め、具体的な投資内容としては、従前の鉾津処分場が満杯になったことを受け、適切な産業廃棄物処理のため第二次鉾津処分場第二期工事を行ったことによる設備投資を含めた設備の更新や生産維持等、最低限必要な投資に限られていた³⁰⁸。

表 35 本邦の産業の設備投資額の推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
設備投資額（百万円）	【100】	【53】	【192】	【100】	【108】	【204】

（出所）本邦生産者追加質問状回答書（様式 I-5（様式 G-4 関係））

（注 1）各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

³⁰⁷ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 F-1-2 及び G-2-5-2）

³⁰⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 G-7-2）及び本邦生産者追加質問状回答書（様式 I-5（様式 G-4 関係））

(234) 本邦の産業の投資収益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（取得原価及び帳簿価額）で除して算出した投資収益率により分析したところ、「表 36 本邦の産業の投資収益率の推移」のとおりとなった。上記(233)に述べたとおり、調査対象期間中、本邦の産業の設備投資は環境設備の更新や生産維持等、最低限必要な投資に限られており、設備投資評価額（帳簿価額）が増加しない中、また、設備投資評価額（取得原価）が緩やかに上昇していたが、投資収益率は上記「3-1-4-2-1 利潤」に述べた営業利益の推移と同じ傾向にあることが認められた。

表 36 本邦の産業の投資収益率の推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
投資収益率 (%)						
営業利益／設備投資評価額 (帳簿価額)	【100】	【176】	【132】	【103】	【163】	【198】
営業利益／設備投資評価額 (取得原価)	【100】	【160】	【118】	【87】	【127】	【157】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書（様式 G-4-2）及び本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（様式 G-2-2）

(注 1) 各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

3-1-4-2-3 資金流入（キャッシュフロー）

(235) 本邦の産業のキャッシュフロー（営業キャッシュフロー）は、「表 37 本邦の産業のキャッシュフローの推移」のとおり、平成 24 年度は【キャッシュフローの状況】であったが、平成 25 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は増加し、平成 29 年は前年度よりは減少したものの、平成 24 年度と比べて 92 ポイントの改善となった。

平成 25 年度にキャッシュフローが増加したのは、営業利益の増加及び棚卸資産の減少があったことによるもの³⁰⁹であった。しかし、平成 26 年度には、棚卸資産が増加したためキャッシュフローは減少した。平成 27 年度には、棚卸資産が減少したこと、平成 28 年度には、営業利益の増加及び仕入債務の増加により、キャッシュフローは増加した。平成 29 年は、売上債権の増加及び棚卸資産の増加によりキャッシュフローは減少し、【キャッシュフローの状況】であったものの、平成 24 年度に比べると営業利益は増加したため、キャッシュフローは改善した。

表 37 本邦の産業のキャッシュフローの推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
キャッシュフロー (百万円)	【100】	【1346】	【152】	【669】	【906】	【192】

(出所) 本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（様式 G-3-2）

(注 1) 各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

³⁰⁹ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 G-3-2-2 及び添付資料 G-3-2-1）

3-1-4-2-4 資金調達能力

(236) 本邦の産業の EMD 事業に関する資金調達能力について、本邦の生産者の回答から、調査対象期間中の影響はなかったことが確認された³¹⁰。

3-1-4-2-5 雇用

(237) 本邦の産業の平均雇用人数は、「表 38 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、平成 27 年度及び平成 28 年度にやや増加し、平成 29 年は、前年より若干減少したものの、平成 24 年度と比べて 12 ポイント増加した。これは、現行の不当廉売関税に係る措置により一定水準の利益を確保できたことから、事業継続を前提に団塊世代の退職に基づく世代交代を促進するため、若手従業員の採用を進めたことによるものであった³¹¹。

表 38 本邦の産業の平均雇用人数の推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
平均雇用人数 (人)	【100】	【97】	【98】	【108】	【117】	【112】

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料（通番 41-2（調査項目 B 関係））

(注 1) 各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

3-1-4-2-6 賃金

(238) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）は、「表 39 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移」のとおり、ほぼ横ばいで推移した。

なお、本邦の一般労働者の現金給与総額の平均指数³¹²が、平成 24 年度平均を 100 とした場合に、平成 29 年は 104 と増加していたこととの比較でみると、本邦産業の一人当たり賃金は、調査対象期間に前回延長調査時より若手従業員の採用が進んだ結果、相対的には低下していたことが認められた。

表 39 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
一人当たり月平均賃金 (千円)	【100】	【99】	【98】	【100】	【101】	【101】

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料（通番 41-2（調査項目 B 関係））

(注 1) 一人当たりの月平均賃金（千円）＝賃金の合計（千円／月）／平均雇用人数（人）

(注 2) 平均雇用人数は、「表 38 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

(注 3) 各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

³¹⁰ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 G-8-3）

³¹¹ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 B-5）、本邦生産者現地調査結果報告書（東ソーグループ）

³¹² 調査当局が収集及び分析した関係証拠「厚生労働省毎月勤労統計調査」（再集計値）

3-1-4-2-7 生産性

(239) 本邦の産業の生産性は、「表 40 本邦の産業の生産性の推移」のとおりであった。雇用者一人当たりの生産高（生産量）を示す物的生産性については、上記「3-1-4-1-1 生産高（生産量）」に述べた生産量の増加を反映して平成 26 年度まで上昇したが、平成 27 年度には生産量の減少と上記「3-1-4-2-5 雇用」に述べた平均雇用人数がやや増加したことを受けて低下した。平成 28 年度以降は平均雇用人数の増減幅は大きくなく、生産量が増加したことを反映して物的生産性は上昇し、調査対象期間全体としては安定的に推移した。

(240) 雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性については、上記「3-1-4-2-1 利潤」で述べた本邦産同種の貨物の売上高の変動を反映して、平成 25 年度に上昇した後、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて低下した。平成 28 年度については、上記「3-1-4-2-5 雇用」に述べたとおり、平均雇用人数がやや増加したことから低下したが、平成 29 年は売上高の増加及び平均雇用人数が若干減少したことにより上昇し、調査対象期間全体としては安定的に推移した。

表 40 本邦の産業の生産性の推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
物的生産性（MT／人）	【100】	【110】	【139】	【93】	【105】	【107】
価値生産性（千円／人）	【100】	【149】	【130】	【110】	【103】	【119】

（出所）本邦生産者現地調査提出資料（通番 41・2（調査項目 B 関係））

（注 1）物的生産性（MT／人）＝生産量（MT）／平均雇用人数（人）

（注 2）価値生産性（千円／人）＝（本邦産同種の貨物の売上高（千円）＋本邦産同種の貨物の自家消費額（千円））／平均雇用人数（人）

（注 3）平均雇用人数は、「表 38 本邦の産業の平均雇用人数の推移」を使用した。

（注 4）各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

3-1-4-2-8 成長

(241) 製造業においては、一般的に、研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、成長に及ぼす影響について検討するために、本邦産業の研究開発の動向を確認したところ、「表 41 本邦の産業の研究開発費の推移」のとおり、本邦産業の売上高に占める研究開発費の割合は、平成 24 年度に比べて平成 29 年は 123 ポイント上昇した³¹³。その内容は、EMD ユーザーの要望を受けた【要望の内容】や、EMD の原材料について【研究開発の内容】を目的としたものであり、事業の継続を前提とした研究開発が行われていた³¹⁴。他方、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、これについては上記「3-1-4-2-2 投資及び投資収益」で分析したとおり、設備投資の具体的な内容は、環境設備の更新や生産維持等、最低限必要な投資に限られていた³¹⁵。

³¹³ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 G-5）

³¹⁴ 本邦生産者現地調査結果報告書（2.(6)(オ)）

³¹⁵ 本邦生産者追加質問状回答書（様式 I-5（様式 G-4 関係））

表 41 本邦の産業の研究開発費の推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
研究開発費（百万円）	【100】	【116】	【170】	【184】	【336】	【295】
売上高（百万円）	【100】	【145】	【127】	【119】	【121】	【133】
研究開発費率（％）	【100】	【80】	【133】	【155】	【277】	【223】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書（様式 G-5）

（注 1）研究開発費率（％）＝研究開発費（百万円）／売上高（百万円）

（注 2）各欄の【 】は、平成 24 年度を 100 とする指数である。

3－1－4－2－9 国内価格に影響を及ぼす要因

（242）本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価及び需給バランスについて検討した。

（243）本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、「表 42 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」のとおりであった。

製造原価は、平成 25 年度は原材料費に含まれる二酸化マンガン鉱石と、経費に含まれる電力及び燃料（C 重油）の価格上昇により上昇し、平成 26 年度は燃料の価格が一旦低下していたことから経費が減少し、低下した³¹⁶。平成 28 年度は二酸化マンガン鉱石並びに電力及び燃料の価格がさらに低下していたことから製造原価も低下したが、平成 29 年には二酸化マンガン鉱石の価格が上昇し、燃料の価格の上昇も加わって製造原価が上昇した³¹⁷。

本邦産同種の貨物の国内販売価格については、上記「3－1－3－2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響」で述べたとおり、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮や値下げを要請され、生産量を維持するために販売量を確保しようと、値上げ幅の圧縮や価格の引き下げを余儀なくされており³¹⁸、平成 25 年度に製造原価が上昇したにもかかわらず、アルカリグレードの国内販売価格が下落した。平成 26 年度には当該グレードの国内販売価格が上昇したが、平成 27 年度には再び製造原価が上昇したにもかかわらず、当該グレードのみならず本邦産同種の貨物全体の国内販売価格が低下した。一方、平成 28 年度以降は、当該輸入貨物全体の輸入量が極めて少量となっていたことから、本邦産業は取引先との価格交渉により合意が得られた範囲ではあるものの、製造原価の変動を反映した価格設定を行うことが可能となり、平成 29 年には、製造原価の上昇を受けて国内販売価格が引き上げられていた³¹⁹ことを確認した。

³¹⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 G-2-5-2）及び本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（様式 G-2-2 及び G-2-4）

³¹⁷ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 G-2-5-2）及び本邦生産者当初質問状不備改め版回答書（様式 G-2-2 及び G-2-4）

³¹⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 F-1-2 及び G-2-5-2）

³¹⁹ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 F-1-2 及び G-2-5-2）

表 42 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
製造原価合計 (円/kg)	【100】	【108】	【101】	【103】	【88】	【103】
原材料費 (円/kg)	【100】	【111】	【118】	【103】	【98】	【145】
労務費 (円/kg)	【100】	【88】	【71】	【109】	【95】	【93】
経費 (円/kg)	【100】	【111】	【98】	【102】	【82】	【85】
国内販売価格 (円/kg)	【100】	【101】	【99】	【96】	【91】	【100】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書(様式 C-1)、本邦生産者当初質問状不備改め版回答書(様式 G-2-2)及び本邦生産者現地調査提出資料(通番 41-2(調査項目 B 関係))

(注 1) 1kg 当たりの原材料費(円/kg) = 原材料費(円) / 国内向け生産量(kg)

(注 2) 1kg 当たりの労務費(円/kg) = 労務費(円) / 国内向け生産量(kg)

(注 3) 1kg 当たりの経費(円/kg) = 経費(円) / 国内向け生産量(kg)

(注 4) 国内向け生産量(kg) = 国内販売量(kg) + 自家消費量(kg) + 国内向け期末在庫量(kg) - 国内向け期首在庫量(kg)

(注 5) 各欄の【 】は平成 24 年度を 100 とする指数である。

(244) 本邦の需給バランスについては、調査対象期間における需要量と供給量を算出したところ、「表 43 本邦の需給バランスと価格の推移」のとおりとなった。需要量は平成 25 年度に大きく増加したが、平成 26 年度以降は減少傾向にあった一方、供給量は平成 26 年度に増加したが、平成 27 年度以降は減少傾向にあった結果、需給バランスは、平成 25 年度に大きく低下したが平成 26 年度には平成 24 年度並みに上昇し、以降は概ね横ばいで推移した。他方、本邦産同種の貨物の国内販売価格は、平成 24 年度以降平成 26 年度まではほぼ横ばいで推移した後、平成 28 年度にかけて低下し、平成 29 年には平成 24 年度と同水準に上昇した。

以上から、需給バランスの変動が本邦産同種の貨物の国内販売価格に影響を及ぼしたとは認められなかった。

表 43 本邦の需給バランスと価格の推移

年度	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29.1~12 (2017.1~12)
需要量 (MT)	【100】	【118】	【112】	【88】	【90】	【87】
供給量 (MT)	【100】	【101】	【109】	【88】	【91】	【81】
輸入量 (中国) (MT)	【100】	【46】	【80】	【38】	【4】	【11】
	3,057	1,404	2,456	1,166	112	334
輸入量 (その他) (MT)	【100】	【105】	【93】	【38】	【46】	【28】
	3,725	3,919	3,469	1,401	1,720	1,040
国内向け供給量 (MT)	【100】	【145】	【130】	【124】	【134】	【134】
本邦の国内向け期末在庫量 (MT)	【100】	【60】	【102】	【88】	【95】	【66】
需給バランス	【100】	【86】	【97】	【100】	【102】	【93】
国内販売価格 (円/kg)	【100】	【101】	【99】	【96】	【91】	【100】

(出所) 財務省貿易統計³²⁰、本邦生産者当初質問状回答書 (C-1)、本邦生産者当初質問状不備改め版回答書 (様式 G-2-2) 及び本邦生産者現地調査提出資料 (通番 41-2 (調査項目 B 関係))

(注 1) 需要量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT) + 総輸入量 (MT)

(注 2) 供給量 (MT) = 国内向け供給量 (MT) + 国内向け期末在庫量 (MT) + 総輸入量 (MT)

(注 3) 輸入量 (その他) (MT) = 総輸入量 (MT) - 輸入量 (中国) (MT)

(注 4) 国内向け供給量 (MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量 (MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量 (MT)

(注 5) 需給バランス (%) = 供給量 (MT) / 需要量 (MT)

(注 6) 各欄の【 】は平成 24 年度を 100 とする指数である。

3-1-4-2-10 不当廉売価格差の大きさ

(245) 当該輸入貨物の不当廉売価格差 (不当廉売差額) と国内販売価格差 (本邦産同種の貨物の国内販売価格と当該輸入貨物の輸入価格の差) について、「表 44 不当廉売価格差率と国内販売価格差率 (平成 29 年 1 月から 12 月まで)」に示したとおり、不当廉売価格差率と国内販売価格差率を比較すると、不当廉売価格差率は国内販売価格差率を上回る。このことから、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との価格差は、当該輸入貨物の不当廉売によるものであると認められた。

表 44 不当廉売価格差率と国内販売価格差率 (平成 29 年 1 月から 12 月まで)

対象期間	平成29 (2017) 年1月から 12月まで
不当廉売価格差率 (%)	101.39%
国内販売価格差率 (%)	【1.0-15.0】

³²⁰ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

(注 1) 国内販売価格差率 (%) = (本邦産同種の貨物の国内販売価格 (円/kg) - 当該輸入貨物の輸入価格 (円/kg)) / 当該輸入貨物の輸入価格 (円/kg)

表 44-1 国内販売価格差率（平成 29 年 1 月から 12 月まで）

対象期間	平成29（2017）年1月から 12月まで
本邦産同種の貨物の国内販売価格 (円/kg)	【数値】
当該輸入貨物の輸入価格 (円/kg)	227
本邦産同種の貨物の国内販売価格－ 当該輸入貨物の輸入価格 (円/kg)	【数値】
国内販売価格差率 (%)	【1.0-15.0】

(出所) 財務省貿易統計³²¹及び本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）

(注 1) 国内販売価格差率 (%) = (本邦産同種の貨物の国内販売価格 (円/kg) - 当該輸入貨物の輸入価格 (円/kg)) / 当該輸入貨物の輸入価格 (円/kg)

3-1-4-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る本邦生産者からの証拠の提出及び意見の表明並びに当該意見等の検討

(246) 本邦生産者から、産業上の使用者の質問状回答³²²に関して、次の内容の証拠の提出及び意見の表明³²³があった。

(ア) 本邦におけるリチウム一次用グレードの供給の動向は平成 30 年よりタイトである旨の回答³²⁴について、自社は顧客からの将来の需要増加を見込んだリチウム一次用グレード（焼成 EMD）の販売量の増加の要請に対し、これまで当該グレードの国内販売価格について【価格に関する説明】であったことから、当該グレードを安定供給するため必要な【顧客への回答】を提案したものの認められていなかった³²⁵。

(イ) 本邦における市場価格の動向について、マンガン鉱石市況及び C 重油等ユーティリティ費用上昇により値上げ傾向である旨、並びに不当廉売関税措置により競合環境を作れず、EMD 価格は上昇一途である旨の回答³²⁶について、調査対象期間中、マンガン鉱石市況及び C 重油等の価格は騰落し、常に上昇傾向にあったわけではない。また、当該輸入貨物に対抗するため、原料価格上昇分を製品価格に全額転嫁することができなかったことから、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は競合していた。さらに、これらの貨物の国内販売価格は上下しており、上昇一途ではなかった³²⁷。

(247) 上記(246)の本邦生産者からの証拠の提出及び意見の表明に関して、調査当局は次のとお

³²¹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

³²² 産業上の使用者質問状不備改め版回答書（マクセル）

³²³ 証拠の提出及び意見の表明（東ソーグループ 平成 30 年 8 月 20 日）

³²⁴ 産業上の使用者質問状不備改め版回答書（マクセル）（調査項目 A-4-1）

³²⁵ 証拠の提出及び意見の表明（東ソーグループ 平成 30 年 8 月 20 日）

³²⁶ 産業上の使用者質問状不備改め版回答書（マクセル）（調査項目 A-4-1）

³²⁷ 意見の表明（東ソーグループ 平成 30 年 8 月 20 日）

り検討した。

(ア) 上記(246)(ア)の主張は、上記【項目名】における調査当局の検討と整合的であることが確認された。

(イ) 上記(246)(イ)の主張は、上記「**3-1-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響**」及び「**3-1-4-2-9 国内価格に影響を及ぼす要因**」における調査当局の検討と整合的であることが確認された。

3-1-4-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(248) 本邦産同種の貨物の国内販売量は、平成 23 年の東日本大震災後の一時的な需要増加に対する反動により平成 24 年度は低水準にあったところ、平成 25 年度からの国内需要の拡大を受けて増加した。平成 26 年度には当該輸入貨物の輸入増加を受け、平成 27 年度にも国内需要の減少を受け、国内販売量は減少したが、平成 28 年度は当該輸入貨物の輸入量が極めて少量にまで落ち込んだことにより、国内販売量は前年度より増加し、平成 29 年は前年度と同水準となった。国内販売量が、平成 25 年度以降は、増減はあるものの平成 24 年度の水準を超えて全体としては安定的に推移していたため、需要量が平成 25 年度をピークとして調査期間全体として減少傾向にある中、本邦産同種の貨物の市場占拠率は上昇した。

本邦の産業の売上高は、本邦産同種の貨物の国内販売量の変動を反映し、平成 25 年度以降は平成 24 年度の水準を超えて全体として安定的に推移した。しかし、売上総利益及び営業利益は、安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮や価格の引き下げを要請され、製造原価の変動に合わせた価格設定が出来なかったことから減少し、平成 27 年度には平成 24 年度の水準を割り込んだ。一方、平成 28 年度以降、当該輸入貨物の輸入量が極めて少量となったことから、本邦産業は製造原価の変動を取引先との価格交渉により合意が得られた範囲で反映した価格設定を行うことが可能となり、本邦産業の売上総利益及び営業利益も増加した。キャッシュフローについても、営業利益の増加に伴い、平成 24 年度と比較して改善した。本邦産業は現行の不当廉売関税に係る措置により一定程度の利潤が得られていたことから、事業継続を前提に、世代交代を促進するための雇用を実施したことを確認した。同様に、事業継続のため必要な研究開発を行ったが、設備投資については生産維持等のための最低限必要な投資に限られ、【対応の内容】を行うことはできていなかった。

(249) 本邦産同種の貨物の国内販売量及び輸出量が安定的に推移していたことから、本邦の産業の生産量は安定的となり、在庫量も低下傾向となった。物的生産性は生産量の推移を反映しつつ全体として安定的に推移した。また、価値生産性は、売上高の変動を反映しつつ全体として安定的に推移した。投資収益率についても、営業利益の増加を反映して平成 24 年度と比較して上昇した。

(250) 以上を総合的に検証し、平成 27 年度までは、当該輸入貨物が本邦の産業の利潤に対し悪影響を及ぼしていたが、平成 28 年度以降は当該輸入貨物の輸入量が極めて少量となったことから、本邦の産業への悪影響が現れていなかったと認められた。

3-1-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項につ

いての結論

(251) 当該輸入貨物は、国内需要が減少傾向にある中、現行の不当廉売関税に係る措置の下においても輸入が継続していたが、輸入価格がそれぞれの品種において上昇傾向にあったことから、現行の不当廉売関税課税後の当該輸入貨物の輸入価格が本邦産同種の貨物の国内販売価格を上回っていた結果、平成 28 年度以降には、当該輸入貨物の輸入量が極めて少量にまで落ち込んだ。一方、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は上記「**3-1-1-6 代替性**」で分析したとおり、高い代替性を有しており、当該輸入貨物について顧客要求品質に合わせた製品の作り込みが行われるようになったとの回答も踏まえると、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との間の代替可能性はさらに高まっていると認められる³²⁸。このような状況において、ほとんどの産業上の使用者は、購入に当たり、品質、技術援助、供給安定性と並んで価格を最も重視しており³²⁹、本邦生産者は安価な当該輸入貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮や値下げを要請され、生産量を維持するために販売量を確保しようと、値上げ幅の圧縮や価格の引き下げを余儀なくされていた³³⁰ことを確認した。

(252) かかる状況を踏まえれば、損害に係る指標については、現行の不当廉売関税に係る措置により改善が見られるが、製造原価の影響の吸収余力が少なく、当該輸入貨物の輸入量が極めて少量ではない期間は利潤が悪化していたことから、本邦の産業は損害を受けやすい脆弱な状況にあると認められる。

3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

(253) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて検討を行った。

3-2-1 将来における当該輸入貨物の輸入

(254) 中国の供給者は、「**2-2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ**」で述べたとおり、大幅な余剰生産能力を有しており、供給者質問状回答書への回答者は 1 者のみであったが、「**表 22 Guizhou Redstar Dalong に係る EMD の生産能力、生産量及び稼働率**」のとおり、同者のみでも余剰生産能力が【数値】MT あることを確認した³³¹。これに対し、本邦の産業の平成 29 年の国内販売量は【数値】MT³³²に過ぎないところ、上記中国の供給者の余剰生産能力は【数量の割合の程度】と競合することが可能である。さらに、「**表 23 中国の EMD 産業統計（中国供給者に係る EMD の生産能力、生産量及び稼働率）**」のとおり、平成 29 年の中国における EMD 生産企業【数値】社の推定生産能力は【数値】MT であり、余剰生産能力は【数値】MT となることを確認した³³³。加え

³²⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 E-3-2）

³²⁹ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 E-4-1）、輸入者質問状回答書（様式 E-4-1）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 D-4-1）

³³⁰ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 F-1-2 及び G-2-5-2）

³³¹ 供給者当初質問状不備改め版回答書（Guizhou Redstar Dalong）（様式 A-1-6）

³³² 本邦生産者現地調査提出資料（通番 38（調査項目 B 関係））

³³³ なお、公開されている中国の業界団体の資料によれば、平成 27 年の中国における推定生産能力は 28.7 万 MT であり、余剰生産能力は 4.8 万 MT と推定されていた（調査当局が収集及び分析した関係証拠「2015

て、本邦生産者から、複数の中国の供給者が生産能力の増強を計画又は実施している旨の証拠の提出があった³³⁴。

一方、本邦生産者が証拠として提出した中国の業界団体の資料³³⁵から、中国国内の需要は今後短期間の間に大きく増加する見込みはなかったことを確認した。EMD の主要な需要国である米国においては、中国産 EMD に対する 149.92%という極めて高率な不当廉売関税の賦課が平成 32 年 1 月まで延長されている^{336,337}ため、同国への輸出は引き続き極めて困難な状況にある。EU においては不当廉売関税は課せられておらず、近年、中国産 EMD の輸入が増加傾向にある³³⁸が、上記の平成 29 年における中国の余剰生産能力【数値】MT は、本邦生産者が推定した EU の需要【数値】MT³³⁹の全てを上回り、これに本邦の産業の平成 29 年の国内販売量【数値】MT³⁴⁰を加えた合計値とも競合することが可能である。

世界全体で見ても、上記「**2-2-5 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在**」で述べたとおり、中国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しない状況であるにもかかわらず、日本を除く全世界向けの中国の輸出量³⁴¹は、平成 24 年度を 100 とすると平成 29 年には 151 に増加していたことも踏まえると、本件不当廉売関税の課税期間が延長されなければ、中国の供給者は本邦に対する当該輸入貨物の輸出を増加させるおそれがある。

3-2-2 将来における本邦の EMD 市場規模

- (255) 将来における本邦の EMD 市場規模に関し、EMD の需要の動向について、産業上の使用者から、アルカリグレードは、平成 23 年 3 月 11 日の東北大震災を境に中国製電池等の輸入増加が影響し、国内電池生産量が激減したため、需要が減少した旨³⁴²、及びリチウム一次用グレードは、平成 24 年又は平成 26 年度より電池需要増に伴い需要が増加した旨³⁴³の回答があった。一方、EMD に係る需要量は、上記「**3-1-4-2-9 国内価格に影響を及ぼす要因**」で述べたとおり、平成 25 年度をピークに減少傾向であった。EMD の供給の動向については、産業上の使用者から、アルカリグレードは（上記国内電池生産量の激減による）需要減少により供給は余剰感との旨、及びリチウム一次用グレードは、平成 26 年度より供給増加

EMD Market Review and Forecast」, Li Tongqing, CITIC Dameng Mining Industries, Ltd., IMI's 13th EPD China Conference (6th International Forum of Mn Electrolytic Products), March 19, 2016.)。

³³⁴ 申請書 5-2-1(2)イ、本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 H-1-2）、証拠の提出（東ソーグループ 平成 30 年 8 月 20 日）、及び意見の表明（東ソーグループ 平成 30 年 8 月 20 日）

³³⁵ 申請書（別紙（非公開）11-5、本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 H-1-2）、並びに証拠の提出及び意見の表明（東ソーグループ 平成 30 年 8 月 20 日）

³³⁶ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「73 FR 58537-58538, October 7, 2008 DEPARTMENT OF COMMERCE International Trade Administration [A-570-919] Antidumping Duty Order: Electrolytic Manganese Dioxide From the People's Republic of China」

³³⁷ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「80 FR 1393-1394, January 9, 2015 DEPARTMENT OF COMMERCE International Trade Administration [A-570-919, A-602-806] Electrolytic Manganese Dioxide From the People's Republic of China and Australia: Continuation of the Antidumping Duty Order on the People's Republic of China, Revocation of the Antidumping Duty Order on Australia」

³³⁸ EU における中国からの EMD の輸入量は、平成 24 年に 2,990MT であったが、平成 29 年には 9,136MT に増加した（調査当局が収集及び分析した関係証拠「Eurostat(Global Trade Atlas)」）。

³³⁹ 証拠の提出（東ソーグループ 平成 30 年 8 月 20 日）

³⁴⁰ 本邦生産者現地調査提出資料（通番 38（調査項目 B 関係））

³⁴¹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国貿易統計（Global Trade Atlas）」

³⁴² 産業上の使用者質問状回答書（FDK）（調査項目 A-4-1）

³⁴³ 産業上の使用者質問状回答書（FDK）（調査項目 A-4-1）及び産業上の使用者質問状不備改め版回答書（マクセル）（調査項目 A-4-1）

との旨³⁴⁴の回答があった。一方、EMD の供給量は、上記「**3-1-4-2-9 国内価格に影響を及ぼす要因**」で述べたとおり、平成 26 年度をピークに減少傾向であったため、需給バランスは平成 25 年度に低下したが平成 26 年度には平成 24 年度並みに上昇し、以降は概ね横ばいで推移していた。なお、課税期間満了後又は延長後の需要及び供給の動向の変化の見込みについては、産業上の使用者の質問状回答書から回答内容が確認できる 3 者のうち、2 者は、いずれにおいても変化の見込みがないか不明と回答し、1 者は、いずれにおいてもリチウム一次電池需要増加によりリチウム一次用グレードの需要が増加する旨、及び課税期間満了の場合、【特定グレード】は国外産の EMD に切り替わる可能性があり、また、課税期間延長の場合、【特定グレード】は国内における供給者の生産能力に限りがある旨回答³⁴⁵していたものの、課税期間満了後又は延長後の需要及び供給全体の増減の見込みを示す回答はなかった。

以上を踏まえると、今後、本邦の市場は現状に比して著しく縮小するとともに拡大するとも見込まれないと考えるのが妥当である。

3-2-3 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについての結論

(256) 上記「**3-1-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論**」で述べたとおり、当該輸入貨物の輸入価格が上昇傾向にあったことから、現行の不当廉売関税課税後の当該輸入貨物の輸入価格が本邦産同種の貨物の国内販売価格を上回っていた結果、平成 28 年度以降には、当該輸入貨物の輸入が極めて少量にまで落ち込んだ。これは、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物が高い代替性を有し、かつ、代替可能性が高まっている状況において、産業上の使用者が購入に当たり、品質、技術援助、供給安定性と並んで価格を最も重視していた結果と整合する。加えて、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との間の代替可能性の変化の見込み³⁴⁶及び重視する事項の変化の見込み³⁴⁷についても、産業上の使用者の質問状回答書から回答内容が確認できる 3 者のうち、変化の見込みが「有り」と回答した者はなかった。

したがって、現在課している 34.3%乃至 46.5%の不当廉売関税措置を撤廃した場合には、少なくとも当該輸入貨物の本邦における価格も同等程度下落すると考えることが合理的である。

(257) 本邦の市場については、上記「**3-2-2 将来における本邦の EMD 市場規模**」で述べたとおり、現状に比して著しく縮小するとともに拡大するとも見込まれないと考えられる。一方、上記(256)で述べたとおり、産業上の使用者が価格を重視していることを踏まえると、現行の不当廉売関税に係る措置が満了したと仮定した場合、本邦の産業は現在の国内向け販売の販売量を維持するためには、少なくとも当該輸入貨物と同等の価格まで、価格の引き下げを余儀なくされると推定することが合理的である。

(258) 以上を踏まえ、現行の不当廉売関税に係る措置が撤廃された場合の本邦の産業に与える影響を、平成 29 年における国内販売価格で検証³⁴⁸した。

³⁴⁴ 産業上の使用者質問状回答書（FDK）（調査項目 A-4-1）

³⁴⁵ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 A-4-1）

³⁴⁶ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-3-3）

³⁴⁷ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-4-1-3）

³⁴⁸ 当該輸入貨物の国内販売価格について、平成 29 年における当該輸入貨物の輸入について、本邦産同種の貨物

まず、全ての品種に係る当該輸入貨物の国内販売価格は、「表 45-1 本邦における当該輸入貨物の輸入価格、本邦産同種の貨物の販売価格（工場渡し）と当期製造コスト（製造費用）の比較（全品種）」のとおり【数値】（円/kg）となり、これに伴い本邦の産業は、平成 29 年における国内販売価格である【数値】（円/kg）を少なくとも当該輸入貨物と同等の価格まで引き下げることを求められると推定される。この結果、想定される引き下げ後の当該国内販売価格は、平成 29 年の当期製造コスト【数値】（円/kg）でさえ大きく下回っていた。

次に、本邦産同種の貨物の全販売量の大宗約【数値】を占めるアルカリグレードに係る当該輸入貨物の国内販売価格は、「表 45-2 本邦における当該輸入貨物の輸入価格、本邦産同種の貨物の販売価格（工場渡し）と当期製造コスト（製造費用）の比較（アルカリグレード）」のとおり【数値】（円/kg）となり、これに伴い本邦の産業は、平成 29 年における国内販売価格である【数値】（円/kg）を少なくとも当該輸入貨物と同等の価格まで引き下げることを求められると推定される。この結果、想定される引き下げ後の当該国内販売価格は、平成 29 年の当期製造コスト【数値】（円/kg）でさえ大きく下回っていた。

以上の結果を踏まえると、現行の不当廉売関税に係る措置が撤廃された場合、本邦の産業は極めて困難な価格設定を強いられることとなり、本邦の産業は、たとえ生産量及び国内販売量が平成 29 年並に維持されると仮定しても、営業利益の悪化、雇用・賃金の悪化、研究開発費の減少、融資条件の悪化による資金調達力の低下、収入の減少を原因とするキャッシュフローの悪化を招き、ひいては生産維持等のために必要な設備投資もできなくなると推定するのが妥当である。これらにより、本邦の産業は事業継続が極めて困難になると考えることが合理的である。

表 45-1 本邦における当該輸入貨物の輸入価格、本邦産同種の貨物の販売価格（工場渡し）と当期製造コスト（製造費用）の比較（全品種）

対象期間	平成29（2017）年
本邦産同種の貨物の国内販売価格（円/kg）	【数値】
当該輸入貨物の国内販売価格（円/kg）	【数値】
当期製造コスト（製造費用）（円/kg）	【数値】

（出所）中国貿易統計（Global Trade Atlas）³⁴⁹、申請書（別紙（非公開）8-1 及び 8-5 並びに別紙 17-1）、供給者追加質問状回答書（様式 B）、本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1 及び様式 G-2-2）、及び本邦生産者現地調査提出資料（通番 38（調査項目 B 関係））

の全販売量の大宗約【数値】を占めるアルカリグレードの輸入の有無が確認できなかったことから、上記表 29 に記載した当該輸入貨物の輸入価格に代えて、全ての品種の価格については中国貿易統計における日本以外の第三国向け輸出価格、アルカリグレードについては供給者追加質問状回答書において回答のあった第三国向け輸出価格に対し、本邦で販売するまでに必要な経費を計上し、本邦における当該輸入貨物の販売価格として使用した。なお、本邦において必要となる経費については、輸入者質問状の回答が不十分であったため、その正確性を確認できなかったことから、申請書における経費を使用した。

³⁴⁹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国貿易統計（Global Trade Atlas）」

表 45-2 本邦における当該輸入貨物の輸入価格、本邦産同種の貨物の販売価格（工場渡し）と当期製造コスト（製造費用）の比較（アルカリグレード）

対象期間	平成29（2017）年
本邦産同種の貨物の国内販売価格 （円／kg）	【数値】
当該輸入貨物の国内販売価格（円／ kg）	【数値】
当期製造コスト（製造費用）（円／ kg）	【数値】

（出所）申請書（別紙（非公開）8-1 及び 8-5 並びに別紙 17-1）、供給者追加質問状回答書（様式 B 及び様式 D）、
本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-1）、及び代替国質問状回答書（様式 D）

(259) 上記のとおり、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後に当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対する実質的な損害等の再発のおそれがあると認められる。

4 最終決定の基礎となる重要な事実に対する反論及び再反論、並びにこれらに係る調査当局の見解

4-1 調査の経緯に関する事項

(260) 調査開始告示で告示した法第 8 条第 27 項の調査に関して、政令第 15 条の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。）の開示以降の調査の経緯等は以下のとおり。

4-1-1 重要事実の通知

(261) 平成 30 年 12 月 10 日、重要事実を直接の利害関係人に対して書面で通知³⁵⁰するとともに、重要事実に係る意見の表明³⁵¹（以下「重要事実に係る反論」という。）についての期限を同 12 月 25 日とし、当該期限までに提出された重要事実に係る反論について、平成 31 年 1 月 4 日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された重要事実に係る反論に対する更なる反論（以下「重要事実に係る再反論」という。）（以下、重要事実に係る反論及び重要事実に係る再反論を総称して「重要事実に係る反論・再反論」という。）についての期限を同 1 月 11 日とする旨の書面を、利害関係者に対して通知した。

この際、通知書に、重要事実に係る反論・再反論は、「これまで調査当局が政令第 10 条第 2 項及び第 10 条の 2 第 2 項に基づき貴社に提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出されていなかった証拠を提出する機会」ではないこと、また、提出に際して、証拠及び資料その他の添付書類の提出は認めないことを明示した。

また、中国政府に対しても重要事実を送付³⁵²するとともに、上記の重要事実に係る反論・再反論に関する手続及び期限等を記載した書面を添付し、重要事実に係る反論・再反論の期限等を通知した。

(262) 重要事実の通知に際して、重要事実に係る DM 計算書及び FA 経緯書を、供給者に対して書面で送付するとともに、その開示版を利害関係者の閲覧に供した。

4-1-2 重要事実に対する利害関係者からの意見

(263) 重要事実に係る反論は、その期限である平成 30 年 12 月 25 日までに、利害関係者 4 者（Guizhou Redstar Dalong 及び蝶理並びに東ソーグループ（以下「申請者」という。））から提出があり、重要事実に係る再反論は、その期限である平成 31 年 1 月 11 日までに利害関係者 2 者（申請者）から提出があった。

利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した上での調査当局の見解については、下記「4-6 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論」のとおりである。

4-1-3 秘密の情報

³⁵⁰ 政令第 15 条

³⁵¹ 政令第 12 条の 2 第 2 項

³⁵² 協定 6.9

(264) 利害関係者が提出した書面（証拠及び意見の表明に係る書面等）のうち秘密情報については、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

4－1－4 証拠等の閲覧

(265) 調査当局が作成した書面及び利害関係者が提出した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

4－2 「2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論等の検討

(266) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

4－2－1 Guizhou Redstar Dalong からの反論等に係る検討

4－2－1－1 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方に係る反論等の検討

4－2－1－1－1 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方に係る反論

(267) 供給者である Guizhou Redstar Dalong から、上記「2－1－1－3－1 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」に関して、次の内容の重要事実に係る反論³⁵³が提出された。

（ア）中国 WTO 加盟議定書第 15 条の規定によって、2016 年（平成 28 年）12 月 11 日以後、WTO 加盟国は中国の産品を対象とする不当廉売関税措置に係る調査において正常価格を計算する際に、「代替国」の手法を使い続けるべきではない。調査当局は、自動的に中国に「市場経済」待遇を与えるべきである。

本延長調査の調査開始は 2018 年（平成 30 年）4 月 18 日に公表されており、これは 2016 年（平成 28 年）12 月 11 日より 1 年以上も過ぎている。したがって、本延長調査で「代替国」の手法を使用することは不合理である。

4－2－1－1－2 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方に係る反論に対する再反論

(268) 申請者から、上記(267)の Guizhou Redstar Dalong からの重要事実に係る反論に関して、次の内容の重要事実に係る再反論³⁵⁴が提出された。

（ア）Guizhou Redstar Dalong は、本延長調査が 2016 年（平成 28 年）12 月 11 日以降に開

³⁵³ 重要事実反論書（Guizhou Redstar Dalong 平成 30 年 12 月 25 日）

³⁵⁴ 重要事実再反論書（申請者 平成 31 年 1 月 11 日）

始されたものであるため、代替国価格を用いて正常価格を算出すべきでないことを主張しているところ、かかる主張は、中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)(ii)が 2016 年（平成 28 年）12 月 11 日をもって失効したこと（同条(d)第 2 文）を根拠とするものと考えられる。

しかし、中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)(ii)が失効したからといって、WTO 協定上、正常の価額の算出にあたり代替国価格を用いることが否定されることにはならない。中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)(ii)の失効後も、代替国価格の使用を認める同条(a)柱書及び調査対象生産者が市場経済条件の浸透を示すことができる場合に中国の価格又はコストが用いられなければならないとする同条(a)(i)は、依然として有効である。仮に Guizhou Redstar Dalong の主張のとおり、中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)(ii)の失効により代替国価格の使用が認められなくなるとすれば、同条(a)柱書及び同上(a)(i)には、何らの意味も与えられないこととなることから、かかる解釈は妥当でない。

日本の法令も、中国を原産地とする輸入貨物について、市場経済条件の浸透の事実が明確に示されていない場合に、代替国価格を用いて正常価格を算出することを認めている（法第 8 条第 1 項並びに政令第 2 条第 1 項第 4 号及び同条第 3 項）。また、ガイドライン 7.(6)二には、従前、中国を原産地とする輸入貨物について、政令第 2 条第 3 項の規定を 2016 年（平成 28 年）12 月 10 日まで適用することが記載されていたが、当該記載は、2016 年（平成 28 年）12 月に削除されている。したがって、日本の法令上、中国を原産地とする輸入貨物について正常価格を算出する際に代替国価格を用いることは、中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)(ii)失効後も、引き続き認められていると考えられる。

以上より、2016 年（平成 28 年）12 月 11 日以降に開始された調査において、中国を原産地とする輸入貨物に係る正常価格の算出にあたり代替国価格を用いることは、WTO 協定上も、日本の法令上も、認められていることから、Guizhou Redstar Dalong の主張には何ら法的に正当な理由がない。

4－2－1－1－3 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方に係る反論等の検討

(269) 上記(267)の Guizhou Redstar Dalong からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(98)に記載のとおり、調査当局は、中国 WTO 加盟議定書及び政令第 2 条第 3 項の規定に基づき、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、代替国価格を使用することとしたものである。調査上の証拠に基づいて検討した結果、上記「**2－1－2－5 結論**」に示したとおり、市場経済条件が浸透している事実を確認できなかったことから、代替国価格を使用することとした。

したがって、上記(267)の Guizhou Redstar Dalong の反論は認められない。

4－2－1－2 市場経済条件の浸透している事実に関する検討に係る反論等の検討

4－2－1－2－1 市場経済条件の浸透している事実に関する検討に係る反論

(270) 供給者である Guizhou Redstar Dalong から、上記「**2－1－2－2 市場経済条件の浸**

透している事実に関する検討」に関して、次の内容の重要事実に係る反論³⁵⁵が提出された。

- (ア) 上記(104)から(126)までにおいて分析された政府計画・政策はマクロ政策に過ぎず、EMD 産業への具体的な干渉方法を規定するものではなく、強制的な執行力もない。したがって、これによって、中国の EMD 産業の価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が政府の干渉を受けていると認定すべきではない。

4-2-1-2-2 市場経済条件の浸透している事実に関する検討に係る反論に対する再反論

(271) 申請者から、上記(270)の Guizhou Redstar Dalong からの重要事実に係る反論に関して、次の内容の重要事実に係る再反論³⁵⁶が提出された。

- (ア) Guizhou Redstar Dalong は、上記(104)から(126)までに示された政策文書は具体性及び執行力を欠き、これらに基づいて EMD 産業が中国政府の干渉を受けていることを認定すべきでないことを主張していると考えられる。

しかし、これらの政策文書は、中国共産党の指導の下、政府がそれぞれの職責に応じて計画を実行し、産業活動に深く介入する体制であることを示すものであり（上記(110)）、中国の製造業の発展に係る中国政府の具体的な関与の意思を表明するものである（上記(112)）。また、これらの政策文書には、EMD 産業に対する中国政府及び地方政府の支援・関与の方法が具体的に示されている（上記(107)、(109)、(113)及び(123)から(125)まで）。加えて、中国政府が EMD 産業に対して補助金を交付していることは、国内産業の回答書及び申請書に添付して提出された証拠によっても裏付けられている（上記(126)）。

以上に照らすと、調査当局が、上記(104)から(126)までに示された政策文書及びその内容を裏付けるその他の証拠から、EMD 産業に対する中国政府の関与を認定したことは適切であり、Guizhou Redstar Dalong の主張には何ら理由がない。

4-2-1-2-3 市場経済条件の浸透している事実に関する検討に係る反論等に係る検討

(272) 上記(270)の Guizhou Redstar Dalong からの反論等に関して、調査当局は次のように検討した。

- (ア) 上記(270)に関し、上記(120)及び(124)に記載のとおり、中央政府の計画・政策を受けた地方政府の個別産業分野に関する計画には EMD 産業に係る具体的なプロジェクト生産高及び投資額等の記載がなされ、上記(116)及び(123)に記載のとおり、中央政府及び地方政府によって、EMD に係る新規プロジェクトに対する制限が行われていることが認められた。また、上記(125)及び(126)に記載のとおり、EMD の生産者が政策に基づく補助金等による政府支援を受けていると認められることも考慮し、調査当局は、上記(128)に記載のとおり、「EMD の生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない」とは認められないと判断したものである。さらに、これらの事情に加えて、上記「**2-1-2-4 国内生産者における状況**」に記載のとおり、調査当局は、資本関係、董事等の役職の構成、会社内の共産党員及び工会（労

³⁵⁵ 重要事実反論書（Guizhou Redstar Dalong 平成 30 年 12 月 25 日）

³⁵⁶ 重要事実再反論書（申請者 平成 31 年 1 月 11 日）

働組合)の組織や活動等の事実をも総合的に評価して、上記「**2-1-2-5 結論**」に示したとおり、市場経済条件が浸透している事実を確認できないとの結論に至ったものであり、上記(270)の Guizhou Redstar Dalong の主張は認められない。

(273) 以上のことから上記(267)及び(270)の Guizhou Redstar Dalong の反論は受け入れられない。

4-2-2 蝶理からの反論等に係る検討

4-2-2-1 代替国の正常価格等に係る反論等の検討

4-2-2-1-1 代替国の正常価格等に係る反論

(274) 輸入者である蝶理から、上記「**2-1-3-2 代替国の正常価格**」、「**2-1-4 調査対象者**」、「**2-1-5 不当廉売された貨物の輸入の事実についての結論**」及び「**3-1-4-2-10 不当廉売価格差の大きさ**」に関して、次の内容の重要事実に係る反論³⁵⁷が提出された。

(ア) 調査当局は、代替国の正常価格算出にあたり、品種分け①(アルカリグレード)と品種分け⑤(その他)での公正な比較、検証を実施した結果、「製造プロセスが共通しており、それぞれの生産費について差異がないことを確認した」と注釈を付している。しかし、代替国における生産者は本邦生産者のグループ企業であり、グループ企業内において製造プロセスと品種分けによる生産費の差異がないことは当然と言える。つまり、調査当局が代替国の正常価格において算出した正常価格とは、本邦生産者の価格と置き換えることができるものであるため、公正な比較、検証の対象となり得る代替国の正常価格とは言い難い。以上のことから、調査当局が算定した代替国の正常価格を用い算出された不当廉売差額率と、この不当廉売差額率を引用し、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との価格差が不当廉売によるものであると認めるという結論は、妥当性があるものとは言い難い。

4-2-2-1-2 代替国の正常価格等に係る反論に対する再反論

(275) 申請者から、上記(274)の蝶理からの重要事実に係る反論に関して、次の内容の重要事実に係る再反論³⁵⁸が提出された。

(ア) 蝶理は、調査当局が代替国の正常価格を用いて不当廉売差額率を算出したこと、及び当該不当廉売価格差率を用いて輸入貨物と本邦産同種の貨物との価格差が不当廉売によるものであると結論付けたことが、妥当ではないと主張し、かかる主張の根拠として、「製造プロセスが共通しており、それぞれの生産費について差異が無いことを確認した」(上記脚注 226)との記載を引用した上、代替国における生産者と本邦生産者はグループ企業であることから、製造プロセスと生産費に差異がないことは当然であり、調査当局が代替国の正常価格として算出した価格は、公正な比較及び検証の対象となり得る代替国の正

³⁵⁷ 重要事実反論書(蝶理 平成 30 年 12 月 25 日)

³⁵⁸ 重要事実再反論書(申請者 平成 31 年 1 月 11 日)

常価格とは言い難いと述べる。

しかし、上記脚注の記載は、代替国における生産者と中国の生産者（Guizhou Redstar Dalong）との間での製造プロセス及び生産費の差異について述べるものであるところ、蝶理の主張は、上記脚注の記載が代替国における生産者と本邦生産者との間の製造プロセス及び生産費の差異について述べたものであるとの誤った認識に基づくものであると考えられる。

本延長調査では、代替国における生産者と中国の生産者の間で製造プロセスが共通しており、それぞれの生産費について差がない（上記脚注 226）ことが、証拠に基づき適切に認定されていることから、調査当局が、当該代替国における生産者の回答に基づき算出した構成価格を正常価格として不当廉売差額率を算出したことは適切であり、また、当該不当廉売差額率を用いて輸入貨物と本邦産同種の貨物との価格差が不当廉売によるものであると結論付けたことに、何ら不合理な点はない。

よって、蝶理の主張には何ら理由がない。

4-2-2-1-3 代替国の正常価格等に係る反論等の検討

(276) 上記(274)の蝶理からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 蝶理は、品種分け①（アルカリグレード）及び品種分け⑤（その他）の生産費の違いについて主張しているようであるが、上記脚注 226 に記載したとおり、調査当局は、代替国協力企業質問状回答書及び当該供給者質問状回答書等を検証し、品種分け①と⑤は、製造プロセスが共通しており、それぞれの生産費について差異がないことを確認した上で、品種分け①の生産費を算定根拠として品種分け⑤の正常価格を算出し、当該品種分け⑤の正常価格と品種分け⑤の輸出価格を比較している。このことに関しては、中国の供給者から一切、反論等が提出されていない。さらに、本邦生産者のグループ企業における生産費に基づいて代替国構成価格を算出したことを問題としているようであるが、算出の過程において関連企業間の移転価格等は使用しておらず、【国名】生産者のグループ企業であるかは生産費の妥当性には無関係であるから、かかる主張にも理由はない。

(イ) 代替国の選定に係る手続についても、調査当局は、「1-5-4 代替国に係る選定通知の送付等」に記載のとおり、代替国候補の選定理由を示して、利害関係者及び輸出国政府に対する代替国選定 1 回目通知において代替国の選定についての意見を求め、さらに、当該意見の提出の結果を踏まえ、代替国選定 2 回目通知を送付し、その中で「表 11 代替国候補の優先順位リスト」を示すとともに、それに対する意見も求めたにもかかわらず、上記(61)に記載のとおり、蝶理を含めたいずれの利害関係者からも、代替国候補について不適切である旨の意見は提出されていない。したがって、調査当局の代替国の選定は適切に行われており、その上で、調査当局は、入手した調査上の証拠に基づき、正常価格を合理的に算出したものであり、その過程に不合理な点はない。

(ウ) 上記のことから、調査当局が算出した正常価格が「公正な比較、検証の対象となり得る代替国の正常価格とは言い難い」との主張を根拠にしてなされている「調査当局が算出した代替国の正常価格を用い算出された不当廉売差額率と、この不当廉売差額率を引用し、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との価格差が不当廉売によるものであると認めるという結論は、妥当性があるものとは言い難い。」との蝶理の主張には理由がない。

4-2-2-2 供給者の余剰生産能力に係る反論等の検討

4-2-2-2-1 供給者の余剰生産能力に係る反論

(277) 輸入者である蝶理から、上記「2-2-2 供給者の余剰生産能力」及び「3-2-1 将来における当該輸入貨物の輸入」に関して、次の内容の重要事実に係る反論³⁵⁹が提出された。

(ア) 調査当局は2015年（平成27年）に対し、2016年（平成28年）及び2017年（平成29年）の生産量、稼働率が減少しているため、その差分が余剰生産能力であると結論付けている。しかし、2016年（平成28年）及び2017年（平成29年）のEMD生産品目の構成が2015年（平成27年）と同一であるとは考え難く、顧客要求に応じた生産を実施した結果、生産効率が低下していたことも考えられる。しかしながら、Guizhou Redstar Dalongからの回答書の内容のみで、現地調査等の裏付け調査が行われないまま余剰生産能力を認めた調査当局の判断は妥当性に欠ける。

4-2-2-2-2 供給者の余剰生産能力に係る反論に対する再反論

(278) 申請者から、上記(277)の蝶理からの重要事実に係る反論に関して、次の内容の重要事実に係る再反論³⁶⁰が提出された。

(ア) 蝶理は、調査当局が、Guizhou Redstar Dalongの2016年（平成28年）及び2017年（平成29年）の生産量及び稼働率が2015年（平成27年）と比較し減少していることに基づき余剰生産能力を認定したことが妥当ではないと主張し、その根拠として、Guizhou Redstar Dalongの2016年（平成28年）及び2017年（平成29年）のEMD生産品目の構成が2015年（平成27年）と同一であるとは考え難いこと並びに同社が顧客要求に応じた生産を実施した結果として生産効率が低下した可能性があることを述べる。

しかし、蝶理は、かかる主張を根拠付ける証拠を指摘しておらず、他社の事情を憶測で述べているにすぎない。他方、調査当局は、Guizhou Redstar Dalong自身の回答に基づき認定した同社の生産能力、生産量及び稼働率により同社に余剰生産能力があることを認めている（上記(174)）。したがって、調査当局は証拠に基づく認定を行ったといえる上、その認定に何ら不合理な点はなく、蝶理の単なる憶測に基づいた主張がかかる認定を揺らがせるものでないことは明らかである。

よって、蝶理の主張には何ら理由がない。

4-2-2-2-3 供給者の余剰生産能力に係る反論等の検討

(279) 上記(277)の蝶理からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 調査当局は、上記「2-2-2 供給者の余剰生産能力」で述べたとおり、Guizhou Redstar Dalongから提出された証拠に加えて、東ソーグループから提出された中国供給

³⁵⁹ 重要事実反論書（蝶理 平成30年12月25日）

³⁶⁰ 重要事実再反論書（申請者 平成31年1月11日）

者の余剰生産能力に関する証拠といった他の実証的な証拠も検討し、それらに基づき事実認定している。また、現地調査については、協定 6.7 に基づき、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため必要がある場合に行うもの³⁶¹であり、本延長調査において現地調査を行わなかった Guizhou Redstar Dalong については、調査当局は、上記「**1－5－1－1 供給者への質問状等の送付等**」、「**1－5－2 質問状回答書の不備等に対する確認**」及び「**1－5－3 追加質問状等の送付等**」に記載したとおり、当初質問状及び追加質問状の送付及びこれらに対する回答書の受領並びに複数回にわたるそれらに対する不備指摘及びこれに対する回答書の受領を行っており、それら Guizhou Redstar Dalong から提出された証拠を含む調査上の証拠に基づいて検証を行っている。なお、EMD 生産能力に顧客要求が顕著な影響を与えることを示唆する証拠はなく、また、余剰生産能力に係る事実認定に対して、中国の供給者からは一切、これを争う主張が提出されていない。

以上より、上記(277)の蝶理の主張は受け入れられない。

4－3 「3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論等の検討

(280) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「**3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項**」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

4－3－1 同種の貨物に関する反論等の検討

4－3－1－1 同種の貨物に関する反論

(281) 供給者である Guizhou Redstar Dalong から、上記「**3－1－1 同種の貨物の検討**」に関して、次の内容の重要事実に係る反論³⁶²が提出された。

(ア) Guizhou Redstar Dalong が調査期間において輸出した製品は全部テールパウダーであり、日本国内産業において生産される EMD とは代替性がない。Guizhou Redstar Dalong は回答書の中で何度もその点を強調したが、重要事実の中で、これについての検討がなかった。同じ種類の貨物を比較する上で、テールパウダーと普通の製品との差異を考慮するように求める。これによって、公平に価格を比較するという協定 2.4 の要求を満たす。

(イ) 初めに提出した EMD 質問状調査項目 A (A-5-1) の回答のように、テールパウダーは、通常、細かい粉末状のもので、生産プロセスにおいて発生している次位の製品で、正常な用途として使うことができず、通常は電池原料ではなく着色剤として使われている。全体的に言えば、テールパウダーは、EMD 生産技術が製品処理システムにて集めた廃棄物又は環境保護で集めた粉塵であり、その品質は電池用 EMD の品質標準に達していない。多くの雑物を含んでいる以外に、その性能も電池用 EMD の要求に合致しない。

³⁶¹ ガイドライン 9.(1)

³⁶² 重要事実反論書 (Guizhou Redstar Dalong 平成 30 年 12 月 25 日)

(282) 輸入者である蝶理から、上記「**3-1-1-8 同種の貨物の認定に係る証拠の提出及び意見の表明**」及び「**3-1-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」に関して、次の内容の重要事実に係る反論³⁶³が提出された。

(ア) 調査当局は、本邦生産者からの物理的及び化学的特性、製造工程の違いの有無は EMD の品質に違いをもたらすものではないとの意見の表明をもって、本邦産同種の貨物が高い代替性を有していることが認められたと結論付けている。しかしながら、この意見が産業上の使用者の意向に沿ったものとは言い難く、また供給者に対し、現地調査が今回の調査において行われていないなど、本邦生産者に表明された意見のみでその代替性についての結論付けがなされているのは、妥当性があるものとは言い難い。

4-3-1-2 同種の貨物に関する再反論

(283) 申請者から、上記(281)の Guizhou Redstar Dalong 及び上記(282)の蝶理からの重要事実に係る反論について、以下の内容の重要事実に係る再反論³⁶⁴があった。

(ア) Guizhou Redstar Dalong は、同社が調査対象期間中に日本に輸出した EMD は、その全てが、通常、電池材料としてではなく着色剤として使用される不良品であるため、本邦産同種の貨物との間で代替性がないことを主張する。しかし、意見の表明³⁶⁵に記載のとおり、Guizhou Redstar Dalong が日本向けに販売した EMD は、調査対象期間中も、**【Guizhou Redstar Dalong の EMD がアルカリ一次電池の生産に使用されていた時期】**頃までは、本邦の一次電池メーカーによりアルカリ一次電池の生産に使用されており、Guizhou Redstar Dalong の主張は、事実と反する。

また、質問状回答書³⁶⁶に記載のとおり、申請者も、調査対象期間中に、本邦において、着色用途の EMD の生産及び販売を行っている。したがって、調査対象貨物に着色用途の EMD が含まれるからといって、調査対象貨物と本邦産同種の貨物との間の代替性が否定されるものではなく、Guizhou Redstar Dalong の主張には何ら理由がない。

(イ) 蝶理は、代替性について、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかったとの調査当局の結論が妥当でないと主張し、その根拠として、かかる結論は産業上の使用者の意向に沿ったものではなく、本邦生産者に表明された意見のみに基づくものであると述べる。

しかし、上記調査当局の結論は、当初調査及び前回延長調査における調査結果並びに本延長調査における輸入者及び産業上の使用者によるものも含む質問状回答書の内容も踏まえたものである（上記(208)から(210)まで）。また、調査当局は、代替性を否定する輸入者の意見を検討した上で、輸入者の主張の一部はかえって代替性を肯定するものであることを指摘しつつ、代替性は否定されないと結論付けている（上記(213)及び(214)）。このように、上記調査当局の結論は、産業上の使用者を含む本邦生産者以外の意見も考慮した上で導かれたものであり、さらに、かかる結論に至る理由付けにも何ら不合理な点はない。よって、蝶理の主張には何ら理由がない。

³⁶³ 重要事実反論書（蝶理 平成 30 年 12 月 25 日）

³⁶⁴ 重要事実再反論書（申請者 平成 31 年 1 月 11 日）

³⁶⁵ 意見の表明（東ソーグループ 平成 30 年 9 月 18 日）

³⁶⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 A-6-2 及び添付資料 C-1-2）

4-3-1-3 同種の貨物に関する反論等の検討

(284) 上記(281)の Guizhou Redstar Dalong からの反論等に関して、調査当局は次のように検討した。

(ア) 上記(281)(ア)及び(イ)の主張について、本延長調査は延長調査であることから、調査当局は、現行の不当廉売関税の満了後に、「テールパウダー」を含む調査対象貨物全体が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が継続又は再発するおそれが認められるか否かを検討したものであり、「テールパウダー」の輸入のみが本邦の産業に損害を与えたか否かを検討したのではない。また、上記(281)(ア)において主張する、調査対象貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、上記「**3-1-1-9 同種の貨物の検討についての結論**」で述べたとおり、前回延長調査までの検証において調査対象貨物と本邦産同種の貨物とは高い代替性を有していると認められたところ、本延長調査においても、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められていない。なお、Guizhou Redstar Dalong が輸出した「テールパウダー」は通常は電池原料ではなく着色剤として使われているため、本邦生産者が生産する EMD とは代替性がないとの主張について、調査対象期間中、本邦において、着色用途の EMD の生産及び販売も行われていたことが、既に本邦生産者が提出した証拠から裏付けられており、調査対象貨物と本邦産同種の貨物との代替性が否定されるものとは認められない。

さらに、ダンピング・マージンは、Guizhou Redstar Dalong の輸出価格と、代替国構成価格により算定した正常価格を比較して算出している。その際、Guizhou Redstar Dalong が調査対象期間中に本邦に輸出していたことが確認された品種分け⑤（その他）の正常価格と品種分け⑤の輸出価格を比較していることから、協定 2.4 と不整合はない。

(285) 上記(282)の蝶理からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(282)の主張について、調査当局は、上記「**3-1-1 同種の貨物の検討**」の検証にあたり、利害関係者等から提出された全ての調査上の証拠を検証した上で、本延長調査において、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかったとしたものである。

また、上記「**3-1-1-6 代替性**」で述べたとおり、当初調査及び前回延長調査において、調査対象貨物と本邦産同種の貨物との代替性が認められており、本延長調査においても、輸入者及び産業上の使用者から代替性に变化があったとの回答はなかったことを確認しており³⁶⁷、上記(282)の主張は妥当性を欠く。さらに上記「**1-5-5-4 情報の提供**」のとおり、産業上の使用者から、当該反論において述べるような意向を証する情報は提供されておらず、上記(282)の主張には理由がない。

現地調査については、協定 6.7 に基づき、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため必要がある場合に行うもの³⁶⁸であり、本延長調査において現地調査を行わなかった利害関係者については、調査当局は同者から提出された調査上の証拠に基づいて検証を行っている。したがって、供給者に対し現地調査を行わなかったことをもって「本

³⁶⁷ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 E-3-1）、輸入者当初質問状回答書（調査項目 E-3-1）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-3-1）

³⁶⁸ ガイドライン 9.(1)

邦生産者に表明された意見のみでその代替性についての結論づけがなされている」とする上記(282)の主張は、調査当局の調査に対する誤った理解に基づくものである。

(286) 以上のことから上記(281)の Guizhou Redstar Dalong 及び上記(282)の蝶理の反論は受け入れられない。

4-4 不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれについての結論に係る反論等に係る検討

4-4-1 不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれについての結論に関する反論

(287) 供給者である Guizhou Redstar Dalong から、重要事実における「**4 不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれについての結論**」に関して、次の内容の重要事実に係る反論³⁶⁹が提出された。

- (ア) WTO の立法目的から、「不当廉売関税の課税期間の延長」に対して慎重かつ節制的な態度を取るべきである。「関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)」第 6 条の関連条項及び協定の規定によって、不当廉売関税措置の実行を必要な時期と必要な限度内に抑制し、実行期間が 5 年になったら停止すべきである。ただし、レビューによって不当廉売関税措置の満了によるダンピング及び損害の再発や継続を証明することができる場合を除く。日本の不当廉売関税措置に係る法令にも同一の趣旨の規定がある。
- (イ) たとえ調査当局は不当廉売関税の措置を延長することを決めても、当該不当廉売関税の税率を変更すべきではない。

4-4-2 不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれについての結論に関する再反論

(288) 申請者から、上記(287)の Guizhou Redstar Dalong の重要事実に係る反論について、以下の内容の重要事実に係る再反論³⁷⁰があった。

- (ア) Guizhou Redstar Dalong は、不当廉売関税の課税期間の延長には慎重であるべきとの主張をしていると考えられるが、1994 年の関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)、協定及び日本の関連法令の規定に言及する以外には、何らその主張の根拠を示していない。この点、協定 11.3 は、不当廉売関税をその賦課の日、協定 11.2 に基づく最新の見直しの日又は協定 11.3 に基づく最新の見直しの日から 5 年以内に撤廃する旨を規定しているが、他方で、Guizhou Redstar Dalong が指摘するとおり、同条によれば、調査当局が不当廉売関税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性があるとして決定する場合は不当廉売関税の課税を延長することが認められている。また、Guizhou Redstar Dalong が指摘するとおり、日本の関連法令にも同様の規定があり、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦産業に与える実質的な損害等の事実が課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められる場合に、課税期間を延長することが認められている (法第 8 条第 25 項)。

本延長調査では、不当廉売された中国産 EMD の輸入が現行の不当廉売関税に係る措置

³⁶⁹ 重要事実反論書 (Guizhou Redstar Dalong 平成 30 年 12 月 25 日)

³⁷⁰ 重要事実再反論書 (申請者 平成 31 年 1 月 11 日)

の満了後に継続するおそれがあり、また、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が現行の不当廉売関税に係る措置の満了後に再発するおそれがあることが認められている（重要事実（262））。したがって、調査当局が中国産 EMD に係る不当廉売関税に係る課税期間を延長した場合、かかる延長は、協定及び日本の関連法令の規定に整合するものであるといえる。

よって、Guizhou Redstar Dalong の主張は何ら反論となっていない。

（イ） Guizhou Redstar Dalong は、不当廉売関税の課税期間を延長する際に、不当廉売関税の課税税率を変更すべきではないことを主張する。

しかし、本延長調査は、不当廉売関税の課税期間の延長に係る調査であって（法第 8 条第 25 項及び同条第 27 項）、本延長調査に基づき不当廉売関税の課税税率を変更することは認められないことから、Guizhou Redstar Dalong の主張は、法令の誤った理解に基づくものである。

4-4-3 不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれについての結論に係る反論等の検討

（289）上記（287）の Guizhou Redstar Dalong からの反論等に関して、調査当局は次のように検討した。

（ア） 上記（287）（ア）に関し、調査当局は、1994 年の関税及び貿易に関する一般協定（GATT）、協定及び国内法令に基づき、慎重な検討を行った結果、現行の不当廉売関税に係る措置が満了した場合、中国からの不当廉売輸入が継続するおそれと本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれを認定したものである。

（イ） 上記（287）（イ）に関し、本延長調査は、法第 8 条第 27 項に基づく不当廉売関税の課税期間の延長に係る調査であり、調査の結果、不当廉売関税の課税税率が変更されるものではない。Guizhou Redstar Dalong の反論は、本延長調査に対する誤った理解に基づくものである。

（290）以上のことから、上記（287）の Guizhou Redstar Dalong の主張は認められない。

4-5 重要事実を支持する意見

（291）申請者から、「調査当局が、適正な調査手続を踏まえた上で、不当廉売された中国産 EMD の輸入が現行の不当廉売関税に係る措置の満了後に継続するおそれがあり、また、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が現行の不当廉売関税に係る措置の満了後に再発するおそれがあると認定したことを評価するとともに、その他の重要事実の内容を支持する」との意見の表明³⁷¹があった。

4-6 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論

（292）以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した結果、重要事実で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

³⁷¹ 重要事実反論書（申請者 平成 30 年 12 月 25 日）

5 不当廉売及び損害の継続又は再発のおそれについての結論

- (293) 現行の不当廉売関税に係る措置の下においても不当廉売輸入の事実が認められたことを踏まえた上で検討した結果、現行の不当廉売関税に係る措置が満了した場合、中国からの不当廉売輸入の継続のおそれがあると認められる。
- (294) また、国内産業は、現行の不当廉売関税に係る措置後も脆弱な状況にあることを踏まえた上で検討した結果、現行の不当廉売関税に係る措置が満了した場合、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがあると認められる。
- (295) 上記のことを総合的に判断すると、不当廉売された中国産 EMD の輸入が現行の不当廉売関税に係る措置の満了後に継続するおそれがあり、また、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が現行の不当廉売関税に係る措置の満了後に再発するおそれがあると認められる。